

令和6年度 星城大学  
自己点検評価書

令和6(2024)年9月

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	47
基準 4. 教員・職員	74
基準 5. 内部質保証	82
IV. 法令等の遵守状況一覧	86
	102

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神

星城大学の創設の母体である学校法人名古屋石田学園は、昭和 16(1941)年、「向学心に燃えるものの、経済的に余裕のない青年に学問の場を」との志にもとづいて、石田鑑徳によって創設された私塾「明德学館」から始まる。

創業者によって掲げられた建学の精神は、

彼我一体

1. 報謝の至誠
2. 文化の創造
3. 世界観の確立

であり、その後現在まで、学校法人名古屋石田学園が設置している五つの教育機関を貫く学園の「建学の精神」となっている。

星城大学は、学校法人名古屋石田学園の建学の精神を現代の高等教育で具現化し、愛知及び日本社会、ひいては人類社会の発展に貢献すべく、つぎのとおり三つの基本理念、四つの使命・目的、七つの教育目標を定めている。

### 2. 基本理念

- (1) 人は皆、親、兄弟、隣人はもとより、社会のあらゆる人々と直接・間接に関わり支えられ、共生している。星城大学はこの認識を学術的に深め、これに基づいた教育を展開する。
- (2) 地域社会における人々の生活に貢献する具体的な知識・技術の開発を通して、文化的価値の創造に寄与する。
- (3) 世界、歴史、社会、人間の理解を深め、真摯に生きる人としての資質・教養を全ての大学構成員に育み、これに裏づけられた世界観・人間観の発信に努める。

### 3. 使命・目的

- (1) 地域社会の隅々で、人々の文化的・経済的・身体的に健やかで豊かな生活に貢献する人材を育成する。
- (2) 教育と研究を結びつけ、教育と研究の双方において地域社会との連携を図る。
- (3) アジアをはじめとする諸外国の大学と、学生・教職員の交流を深め、教育と研究の双方で国際連携を進める。
- (4) 中学校、高等学校と連携し、建学の精神に貫かれた教育の充実に努める。

### 4. 教育の目標

教育活動において、使命・目的を達成するために教育の目標を定める。

- ①「他者を理解できる豊かで暖かいところ」を育む。
- ②「絶えざる自己変革」に努める資質を育む。
- ③「豊かな教養」を自己のうちに育む。
- ④「国際性」を幅広く涵養する。
- ⑤「着実な専門能力」を身につける。
- ⑥「創造性」を磨く。
- ⑦「強靱な実践力」を身につける。

これは言わば本学が掲げる学生像であり、かつ、「基本理念」「使命・目的」とともに、学部等が掲げる三つのポリシーの礎となるものである。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

本学園の濫觴は、創立者である石田鏞徳によって昭和 16(1941)年に設立された私学「明德学館」である。「明德学館」の明德は、中国の古典「大学」にある「明明徳」（大学の道は明德を明らかにするに在り）によるものであり、「人間が生まれながらにもっている曇りのない立派な徳を磨いて明らかにする」に共感して目標としたものである。

その後太平洋戦争の勃発により、教育の場は制約を受け、昭和 19(1944)年、「明德学館」は閉鎖のやむなきに至った。しかしながら、石田鏞徳の教育への情熱は衰えず、また、国際社会での英語の重要性を認識し、戦後いち早く昭和 20(1945)年に「名古屋英学塾」を創設した。

さらに、上記建学の精神に基づき、昭和 38(1963)年に星城高等学校、昭和 46(1971)年に星の城幼稚園、平成元(1989)年に名古屋明德短期大学、平成 5(1993)年に星城中学校を開校した。この間、国際化・英語教育 80 年あまりの歴史の中で、約 7 万人におよぶ優秀な卒業生を輩出してきたことから、地域社会における教育機関として高い評価を受けてきた。

本学の前身となる名古屋明德短期大学は、平成元年(1989)年英語科を設置して創立され、その後国際文化科と専攻科を設置し、順調に発展してきた。開学 10 年を過ぎ、短期大学そのものが、実学指向からの転換期を迎え、多様な社会要請もあり、かねてから創立者の夢であった 4 年制大学開設に向けての準備が急速に進められた。

星城大学は、学内教職員はもとより、学園全体及び学外の有識者との議論の結果、「明德学館」創立以来の建学の精神を基に「社会に貢献する人材の育成」を目的として、平成 13(2001)年に経営学部とリハビリテーション学部の 2 学部を有する 4 年制大学として設置認可申請を行い、平成 14(2002)年認可され、同年 4 月に開学した。開学以来、常にカリキュラムの見直しを行うとともに、学生支援の充実に尽力してきた。

そして、平成 20(2008)年 1 月に大学院健康支援学研究科(修士課程)の設置が認可され、同年 4 月には、星城大学大学院健康支援学研究科(修士課程：入学定員 12 人)を開設した。本研究科は、リハビリテーション支援、若年・中高年健常者への生活支援、障害予防支援に係る技術的課題、諸支援活動のマネジメントに係る課題に 대응するため、高度な知識・技術の研究開発を進めるとともに、先端的知識・技術を普及できる指導者及び研究者の養

成を目指している。

平成 27(2015)年度、文部科学省による学校法人運営調査、並びに日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価が行われ、ともに「適合」と評価された。

令和 2(2020)年 4 月には、日本語及び日本事情の勉学を希望する者に、それぞれを教授し、日本及び日本文化の理解を深め、日本文化に関する基礎知識を与えることを目的とし、留学生別科を開設した。

令和 3(2021)年度 11 月、理学療法学専攻・作業療法学専攻ともに一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による評価を受け、認定された。

令和 4(2022)年度、日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価が行われ、「適合」と評価された。

以下に、本学の沿革を表として示す。

昭和 16(1941)年	10 月	明德学館開設
昭和 20(1945)年	12 月	名古屋英学塾開設
昭和 26(1951)年	9 月	学校法人石田学園認可
昭和 35(1960)年	4 月	名古屋英学塾を名英予備校に名称変更
昭和 38(1963)年	4 月	星城高等学校開設
昭和 46(1971)年	11 月	星の城幼稚園開設
昭和 63(1988)年	12 月	学校法人名古屋石田学園に名称変更
平成元(1989)年	4 月	名古屋明德短期大学開設英語科設置
平成 5(1993)年	4 月	名古屋明德短期大学国際文化科増設 星城中学校開設
平成 7(1995)年	4 月	名古屋明德短期大学専攻科(英語・国際文化)設置
平成 14(2002)年	4 月	星城大学開設、経営学部、リハビリテーション学部設置 3号館リハビリテーション実習棟完成
平成 15(2003)年	3 月	名古屋明德短期大学改組転換
平成 16(2004)年	3 月	名英予備校改組転換
	4 月	専門学校星城大学リハビリテーション学院開設
平成 18(2006)年	4 月	星城大学経営学部教職課程開設
平成 20(2008)年	4 月	星城大学大学院健康支援学研究科開設 4号館完成
	10 月	日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価適合
平成 27(2015)年	9 月	文部科学省 学校法人運営調査
	10 月	日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価適合
	11 月	一般社団法人リハビリテーション教育評価機構 認定審査認定
平成 31(2019)年	4 月	名古屋丸の内キャンパス開設
令和 2(2020)年	4 月	留学生別科開設
令和 2(2020)年	9 月	野球グラウンド完成
令和 3(2021)年	11 月	一般社団法人リハビリテーション教育評価機構 認定審査認定
令和 4(2022)	10 月	日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価適合

2. 本学の現況

- ・大学名：星城大学
- ・所在地

本部東海キャンパス (東海キャンパス)	愛知県東海市富貴ノ台2丁目172番地 (経営学部・リハビリテーション学部・留学生別科)
名古屋丸の内キャンパス (丸の内キャンパス)	愛知県名古屋市中区丸の内1丁目4番10号 (経営学部・大学院健康支援学研究科)

- ・学部構成等

理事長名	石田 正城	学長名	石田 隆城
------	-------	-----	-------

(学部)

学部	学科	専攻	学部長名
経営学部	経営学科	—	横井 康博
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	古川 公宣
		作業療法学専攻	

※理学療法学専攻 Physical Therapy Curriculum(PT)

作業療法学専攻 Occupational Therapy Curriculum(OT)

(大学院)

研究科	課程	専攻	研究科長名
健康支援学研究科	修士課程	健康支援学専攻	中谷 直史

(留学生別科)

別科	課程	別科長名
留学生別科	別科日本語・日本文化研修	伊藤 春子

- ・設置認可年月日等

名称	設置認可年月日	開設年月日
経営学部	平成13(2001)年12月20日	平成14(2002)年4月1日
リハビリテーション学部	平成13(2001)年12月20日	平成14(2002)年4月1日
健康支援学研究科	平成20(2008)年1月25日	平成20(2008)年4月1日
留学生別科		令和2(2020)年4月1日

- ・学生数、教員数、職員数 (令和6(2024)年5月1日現在)

(学部)

学部	学科	入学定員 (人)	収容人員 (a)	在籍学生 総数(b)	収容定員 充足率(b/a)
経営	経営	300	1,200	909	76%
リハビリテーション	リハビリテーション	80	320	281	88%
合計		380	1,520	1,190	78%
留学生別科		40	40	17	43%

(大学院)

研究科	専攻	入学定員 (人)	収容人員 (a)	在籍学生 総数(b)	収容定員 充足率(b/a)
健康支援学	健康支援学	12	24	13	54%

星城大学

(在籍学生数)

学部・学科	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
経営学部	219	196	174	320	909
リハビリテーション学部	76	53	71	81	281
合計	295	249	245	401	1190
留学生別科	5	12	—	—	17
健康支援学研究所	5	8	—	—	13

(教員数)

学部・学科	専任教員数					助手	設置基準上 必要専任		専任教員 1人当たりの 在籍学生数	兼任 (非常勤) 教員数 (c)	非常勤 依存率 c/(a+c)
	教授	准教授	講師	助教	計 (a)		教員数	教授数			
経営学部	17	8	7	1	33	0	17	9	27.5	35	51%
リハビリテーション学部	8	6	4	3	21	2	14	7	13.4	13	38%
留学生別科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	25	14	11	4	54	2	49	25	26.1	48	47%

(研究指導教員及び研究指導補助教員)

大学院	現員数				基準数			
	研究指導 教員	うち 教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員	うち 教授数	研究指導 補助教員	計
健康支援学研究所	6	4	4	10	6	2/3以上	6	12

(職員数)

区分	人数
専任職員	38
その他	10
合計	48

※その他内訳 非常勤職員 8人  
派遣職員 2人

(連携協定等)

自治体等		4自治体
海外教育機関	中国	2校
	台湾	7校
	韓国	1校
	モンゴル	2校
	アメリカ	3校
	ベトナム	1校
	ブルガリア	1校
国内教育機関	高校	6校

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

建学の精神の星城大学における具現化を目的とし、星城大学が建学の精神の下で行う教育研究活動について、その理念とミッション、及び教育目標を具体的かつ明確に示すため、「三つの基本理念」「四つの使命・目的」「七つの教育の目標」（以後、「使命・目的等」という）を定め大学ホームページに記載している。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

エビデンス集(資料編)

【資料 1-1-1】 星城大学学則、星城大学の基本理念と使命・目的等

【資料 1-1-2】 星城大学大学院学則、星城大学大学院健康支援学研究科の使命・目的等

【資料 1-1-3】 星城大学留学生別科規程

【資料 1-1-4】 星城大学ホームページ（大学案内＞理念と教育方針）

###### 1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神を具体的かつ明確に示すために定めた本学の使命・目的等は、大学ホームページ内の大学の概要を記載した「理念と教育方針」のページに、建学の精神に続けて記載されている。その中でも比較的抽象的な基本理念については、その背景を文章で記し、「三つの基本理念」の理解を図っている。【資料 1-1-4】

エビデンス集(資料編)

【資料 1-1-4】 星城大学ホームページ（大学案内＞理念と教育方針）

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、事業貢献と医療貢献を目指す経営学部とリハビリテーション学部の 2 学部を有する大学であり、この特色は使命・目的等の「地域社会の隅々で、人々の文化的・経済的・身体的に健やかで豊かな生活に貢献する人材を育成する」に表されている。

また、本学が掲げる学生像であり、かつ、「基本理念」「使命・目的」とともに、学部等が掲げる三つのポリシーの礎となる七つの教育目標は、建学の精神を基調としており、か

つ、本学のルーツである明德学館で生まれた知性と人格の両面からの教育構想（明日ニ延スナ p.69）に根差したものである。本学では、この七つの教育目標を目指すことを「自分づくり」と標榜している。「自分づくり」は、創立者が建学の精神を纏めたときの言葉の一節である「日々に新たなる我を磨き上げ造っていく（明日ニ延スナ p.107）」を語源としており、回帰的に、七つの教育目標のうちの2番目の『「絶えざる自己変革」に努める資質を育む。』に埋め込まれている。【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】

このように、本学の使命・目的等には、本学の特性・特色が反映され明示されている。

大学の個性・特色については、大学ホームページ内の大学案内のページの中の「特色」のページにおいて、次の4点を明示している。【資料 1-1-11】

- (1) 海外留学・研修
- (2) 自分づくり支援
- (3) e-University
- (4) 地域貢献

経営学部については、大学ホームページの「経営学部」のページの中で三つのポリシーを示すとともに、多岐にわたる学びの分野の紹介からキャリア支援まで、その個性と特色とを明示している。三つのポリシーについては、令和 5(2023)年度からの新カリキュラム導入し、これに伴い新たなポリシーも策定した。また大学案内パンフレットの中には「学びの特色」ページを設け、経営学部の個性・特色を明示している。【資料 1-1-4】【資料 1-1-11】

リハビリテーション学部については、大学ホームページの「リハビリテーション学部」のページの中で三つのポリシーを示すとともに、二つの専攻（理学療法学専攻・作業療法学専攻）それぞれの紹介からキャリア支援まで、その個性と特色を明示している。なお、三つのポリシーについては、両専攻共通のポリシーを各専攻ごとのポリシーに改定した。また大学案内パンフレットの中には「学びの特色」ページを設け、リハビリテーション学部の個性・特色を明示している。【資料 1-1-4】【資料 1-1-11】

留学生別科については、大学ホームページの「留学生別科」のページで三つのポリシーを示すとともに、「求める学生像」「入学までに身につけておくべき知識・能力等」「入学後に求められる態度」「修了後の進路」について明示している。【資料 1-1-4】

大学院健康支援学研究科については、大学ホームページの「大学院」の中のページの中で三つのポリシーを示すとともに、教育目標、教育方法を明示している。また大学院案内パンフレットの中にも「教育目標」、「社会人も安心、効果的に学べる講義システム」として研究科の個性・特色を明示している。【資料 1-1-4】【資料 1-1-11】

#### エビデンス集(資料編)

【資料 1-1-1】星城大学学則、星城大学の基本理念と使命・目的等

【資料 1-1-2】星城大学大学院学則、星城大学大学院健康支援学研究科の使命・目的等

【資料 1-1-3】星城大学留学生別科規程

- 【資料 1-1-4】 星城大学ホームページ（大学案内>理念と教育方針）  
（経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、大学院）
- 【資料 1-1-5】 明日ニ延スナ（抜粋）
- 【資料 1-1-6】 星城大学ホームページ（学長からのメッセージ）
- 【資料 1-1-7】 学生生活のしおり（学長あいさつ）
- 【資料 1-1-8】 シラバス（経営自分づくりゼミ）
- 【資料 1-1-9】 星城大学ホームページ（自分づくり支援）
- 【資料 1-1-10】 星城大学ホームページ（自分づくりセンター）
- 【資料 1-1-11】 星城大学ホームページ（大学案内>特色、図書館・各種センター）
- 【資料 1-1-12】 2024 年度 星城大学大学案内、星城大学大学院 2024 年度 大学院案内

#### 1-1-④ 変化への対応

平成 14(2002)年の開学当時については、「建学の精神」の下「七つの教育の目標」のみが定められていたが、その後平成 18(2006)年に「三つの基本理念」と「四つの使命・目的」が追加された。使命・目的等の下、平成 28(2016)年の中央教育審議会のガイドラインを踏まえ学部の三つのポリシーの改定を行うとともに、カリキュラムの改定も行い、情勢の変化に対応した。また、令和 5(2023)年度、経営学部は新カリキュラムを導入すると共に新たなポリシーを策定し、リハビリテーション学部は、三つのポリシーが両専攻共通であったが、これを専攻ごとのポリシーを策定する改定を行った。

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度の第 5 次中期経営計画に示された令和 7(2025)年ビジョンを基に、教学 IR の体制整備を進めるとともに発展戦略を構想する中で、使命・目的等も情勢の変化に対応しているか合わせて確認する。【資料 1-1-13】

エビデンス集(資料編)

【資料 1-1-13】 第 5 次中期経営計画

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

##### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

##### 1-2-② 学内外への周知

##### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

##### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

##### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

###### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

###### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神については、星城大学学則第 1 条に記すとともに、創立者の建学の精神に至

った経緯等を書き記した冊子「祈明日」を全教職員に配付し、建学の精神や使命・目的の理解を深める取り組みを行っている。また、役員や教職員も参加する入学式や学位記授与式の理事長・学長式辞、新入職員や大学への人事異動があった教職員対象の辞令交付式、新年度及び年末年始の理事長訓示において必ず取り上げられ、役員や教職員の理解と支持を得られるよう機会を設けている。

学部及び研究科の「教育の目標」と「三つのポリシー」は、建学の精神と大学の使命・目的等の下、教授会で議論され、理事長及び法人本部長を含む戦略会議を経て策定された。このプロセスには、教職員と学園常任理事が参画していることから、使命・目的等は理解し支持されている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】

エビデンス集(資料編)

【資料 1-2-1】 祈明日

【資料 1-2-2】 星城大学学則、星城大学の基本理念と使命・目的等

【資料 1-2-3】 星城大学大学院学則、星城大学大学院健康支援学研究科の使命・目的等

【資料 1-2-4】 星城大学留学生別科規程

### 1-2-② 学内外への周知

建学の精神は、大学ホームページや大学案内、学園ホームページや学園報等に記載し、学内外に周知している。なお、令和 5(2023)年度からは、両学部 1 年生に対し、理事長による建学の精神の講義を開始し、次年度以降も継続することとした。

また、「三つのポリシー」は、大学案内と募集要項に掲載することで受験生と高等学校等に周知している。さらに、各学部の学生生活のしおりに掲載することにより学生及び保護者へ周知をしている他、使命・目的等とともに大学ホームページに掲載することにより学外へ周知を図っている。その他、令和 4(2022)年度からは、シラバスにも「七つの教育目標」を記載し、当該科目がどの教育目標を目指すものであるかを示し、周知に努めている。

【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】

エビデンス集(資料編)

【資料 1-2-5】 星城大学ホームページ(大学案内>理念と教育方針)

(大学院>健康支援学研究科について)

【資料 1-2-6】 学校法人名古屋石田学園ホームページ(建学の精神)

【資料 1-2-7】 学園報

【資料 1-2-8】 2024 年度 星城大学大学案内、星城大学大学院 2024 年度 大学院案内

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

中長期的な計画は、令和 2(2020)年度に学園の令和 7(2025)年ビジョン「信頼と信用の人財づくり学園」の下、「教育・業務」「人財」「学園を取り巻く人々」「財務」の各視点から、使命・目的等に則し策定した。

具体的には、教育目標の理解、教育課程の改善、カリキュラム外教育の充実、地域連携の活性化、海外提携校との交流などを計画に含めることで、使命・目的等を中長期的計画

に反映している。

また、中長期的な将来構想の策定については、使命・目的等に則し、副学長を座長とし、令和 4(2022)年度にタスクフォース会議を立ち上げ、令和 5(2023)も議論を継続した。このように、使命・目的等が中長期的な計画に反映されている。【資料 1-2-9】

エビデンス集(資料編)

【資料 1-2-9】 第 5 次中期経営計画

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

建学の精神を具現化することを目的とした使命・目的等は、各学部等において次の通り三つのポリシーに引き継がれている。

<経営学部>

現在の経営学部の三つのポリシーは、大学の建学の精神、星城大学基本理念と使命・目的等、星城大学学則及び文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会の『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成 28(2016)年 3 月 31 日)』に基づき策定したものを、新カリキュラム導入に合わせて令和 4(2022)年 12 月に改定したものである。大学ホームページや大学案内パンフレット等で公開する他、「学生生活のしおり」などにて学部全学生に周知している。経営学部の使命・目的は三つのポリシーに反映されている。【資料 1-2-2】【資料 1-2-5】

経営学部では七つの教育目標を具現化するために前述の学士課程教育に関する三つの基本方針(ポリシー)を策定している。強い学際性を持つ経営学の下で多面的・総合的な評価制度を入学選抜の基本的方針としており、教育課程の編成・実施方針に掲げる教育内容を修得するために教育方法、学修成果の評価方針に沿ったカリキュラム編成と教育を行う。また、教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間に在学し、知識技能を身に付けて卒論の作成を通じて身に付けた思考力・判断力・表現力が多文化社会でも発揮できる学生に学位を授与している。

<リハビリテーション学部>

リハビリテーション学部における三つのポリシーは、大学における建学の精神と教育の目標に基づき策定された学部の教育目標、各専攻の教育目標を礎としており、三つのポリシーは、それぞれ使命・目的及び教育目的が反映されている。また、二つの専攻各々の専門性を鑑み、共通のポリシーに加え、個々のポリシーも策定している。【資料 1-2-2】【資料 1-2-5】

<留学生別科>

留学生別科では、大学の建学の精神に基づき、別科の使命・目的、教育目標を定め、それらを三つのポリシーに反映している。アドミッション・ポリシーにおいて、日本の大学等

への進学を経て、日本社会に関わり、広く社会の発展に貢献したいという夢を持つ外国人を求めるとともに、大学等への進学に必要な日本語の能力と基礎学力の養成及び日本社会や文化への理解を深めることをディプロマ・ポリシーとして定めた上で、カリキュラム・ポリシーを策定している。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

#### <大学院健康支援学研究科>

大学院は、建学の精神「彼我一体（報謝の至誠・文化の創造・世界観の確立）」と使命・目的等に基づき、「高度な知識・技術の研究開発を進めるとともに、併せてこれらの分野において先端的知識・技術を普及できる指導者及び研究教育者の養成」を研究科の教育の目標とするとともに、この目標を基に三つのポリシーを定めている。

星城大学大学院健康支援学研究科の使命・目的は、健康支援学研究科の三つのポリシーであるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに反映されている。保健、医療、福祉分野における指導者、研究教育者を目指すことができるように人間性、広い知識と研究力を養うように教育目標を各ポリシーに反映させている。【資料 1-2-3】【資料 1-2-5】

#### エビデンス集(資料編)

【資料 1-2-1】 祈明日

【資料 1-2-2】 星城大学学則、星城大学の基本理念と使命・目的等

【資料 1-2-3】 星城大学大学院学則、星城大学大学院健康支援学研究科の使命・目的等

【資料 1-2-4】 星城大学留学生別科規程

【資料 1-2-5】 星城大学ホームページ(大学案内>理念と教育方針)

(大学院>健康支援学研究科について)

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### <経営学部>

経営学部では星城大学学則第一条で定めた大学の人材育成の目的に基づき、報謝の至誠・感謝の真心を持ち、真摯に他者と自己とに向き合い、力を尽くして目標に向かって行動する、信頼できる人柄とビジネス社会で活躍できる生きた知識と能力を備えた即戦力となる人材の育成を教育の目標としている。その目標に基づき、経営学部は社会の多様なニーズに対応する現代経営系の4分野と健康マネジメント系の1分野の計5分野で展開され、その5分野の教育研究組織の構成は大学の教育目的との整合性が取れている。各分野の教育目標は大学案内で示されている通りである。

各分野はそれぞれ、専門的な知見を有する教員によって運営されており、分野としての体系的な教育を行うべく、各分野で履修系統図、履修モデルが作成され、学生生活のしおりで学生に公開されている。経営学は色々な学問の成果を受け継いで、発展した近代の新しい学問体系である。この学問上の特性を活かし、星城大学の経営学部は少子高齢化、高度情報化、国際化といった時代変化に対応できる総合的な人材の育成を目指している。

【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】

<リハビリテーション学部>

リハビリテーション学部は、リハビリテーション学科の中に理学療法学専攻と作業療法学専攻をもつ1学科2専攻で構成されている。リハビリテーション学科の教育目標の他に、それを体現する理学療法士、作業療法士の育成のための教育目標を専攻毎に掲げている。

学部及び各専攻において教育目標を達成するための適切なカリキュラムが編成され、必要な教員が配置されている。教員は、理学療法、作業療法における各専門分野（基礎理学・作業療法学、骨関節障害、神経筋障害、内部障害、老年期障害、発達障害、高次脳機能障害、精神障害など）を専門としており、幅広い知識と実践力を養うことができるように構成し、医療に求められる社会的ニーズの多様性にも対応できる医療技術者の育成を目指している。【資料 1-2-14】

<留学生別科>

留学生別科は、使命・目的等を達成するために、学部への進学を目指す留学生に必要な日本語、日本事情、基礎科目からカリキュラムを構成し、各専門分野を専門とする教員を配置している。これらにより、社会に貢献する人材の育成を促進するとともに、大学構成員の多様性の向上と異文化理解の醸成を図っている。また同時に、海外提携校で日本語・日本文化を学ぶ学生を交換留学生として受け入れ、諸外国の大学との交流を促進する役割を担っている。【資料 1-2-15】

<大学院健康支援学研究科>

大学院は、健康支援の理念に基づき、多様に広がるリハビリテーション支援の課題、若年・中高年健常者への生活・健康支援と障害予防支援や介護予防に係る課題及び諸支援活動のマネジメントに係る課題等に応えるため、高度な知識・技術の研究開発を進めるとともに、併せてこれらの分野において先端的知識・技術を普及できる指導者、研究教育者の養成を目的とするものである。この目的を実現するため、各専門性のもと原則、研究指導教員は論文著書 30 編以上、研究指導補助教員は 15 編以上とし研究力が高く、また理学療法、作業療法、基礎医学、公衆衛生、医療マネジメント等の幅広い分野の専門家により構成され、指導的な役割、高い研究力を目指すことができる教育研究組織になっている。【資料 1-2-16】

エビデンス集(資料編)

【資料 1-2-8】 2024 年度 星城大学大学案内

【資料 1-2-10】 星城大学ホームページ(経営学部>学び分野紹介)

【資料 1-2-11】 2023 年度経営学部研究教育分野の体制図

【資料 1-2-12】 2023 経営学部新カリキュラム履修系統図

【資料 1-2-13】 2024 星城大学経営学部ゼミナールガイドブック

【資料 1-2-14】 星城大学ホームページ(リハビリテーション学部)

【資料 1-2-15】 星城大学ホームページ(留学生別科>留学生別科について)

【資料 1-2-16】 星城大学ホームページ(大学院>健康支援学研究科について)

### (3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

今後、使命・目的等の改定等を行う際には、理事や教職員の関与・参画を通し、役員・教職員の理解と支持を得ていく。三つのポリシーについては、ディプロマサプリメントの導入を議論する中で、七つの教育目標とディプロマポリシーのつながりをより明確にする必要性など、見直しが検討されている。

学生像である七つの教育目標を掲げ、人々の文化的・経済的・身体的に健やかで豊かな生活に貢献する人材を育成するために教育課程の改善を重ね、今後も社会から求められる人財づくり大学としての価値を提供すべく、教育研究組織の在り方を検討していく。

### 【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育の目標は、建学の精神とともに簡潔に明文化されている。各学部と研究科は、建学の精神と使命・目的及び教育の目標を反映した三つのポリシーを定めるとともに、大学ホームページ、大学パンフレット、「学生生活のしおり」などを通じて、また、新入生に対し建学の精神の講義を実施するなど、学生及び学外へ向けて社会に広く公開している。また、役員・教職員の理解と支持に基づいた第5次中期経営計画においては、「令和7(2025)年ビジョンへ向けての大きな道筋（戦略）」として、「建学の精神の具現化」が定められ、使命・目的及び教育目標を達成するための整備が進められ、第5次中期計画の中間期においてもポリシーの見直しなどを柔軟に行った。

これらのことから、本学は「基準1. 使命・目的等」の基準を満たしている。

## 基準2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

##### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、建学の精神をもとに定めた基本理念、使命・目的、教育の目標に基づき、学部・専攻、大学院、留学生別科がそれぞれ策定している。周知に関しては、大学案内、募集要項、大学ホームページといった基本的な情報発信媒体を活用し、広く周知している。また、学部、大学院に入学した学生すべてに配付されている「学生生活のしおり」や「学生便覧」においても、アドミッション・ポリシーが示されている。令和4(2022)年度においては、本学の中期経営計画の一環として三つのポリシーのアセスメントを進め、リハビリテーション学部においては募集単位である専攻毎のアドミッション・ポリシーの作成、経営学部については表現の一部見直しを検討した。

エビデンス集(資料編)

【資料 2-1-1】 2024 年度 星城大学大学案内、星城大学大学院 2024 年度 大学院案内

【資料 2-1-2】 2024 年度星城大学募集要項、2024 年度大学院募集要項

【資料 2-1-3】 星城大学 基本理念と使命・目的等

【資料 2-1-4】 星城大学大学院健康支援学研究科の使命・目的等

【資料 2-1-5】 星城大学ホームページ

(経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、大学院)

【資料 2-1-6】 学生生活のしおり、学生便覧

(経営学部、リハビリテーション学部、大学院健康支援学研究科)

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学が行うアドミッション・ポリシーに沿った適切な学生受入れの方法として、入試区分毎にアドミッション・ポリシー及び文部科学省の定義する「学力の三要素」を踏まえた判定指標を作成し、入学試験を実施している。

年間の入学試験実施計画の策定は、学長が委員長を務める入試委員会にて選任されるアドミッション・オフィサー（教員・職員各 1 名）が原案を作成して、入試委員会にて承認を受ける。実施は教員と入試広報課によって行われる。

入学試験の問題作成については、アドミッション・オフィサーが主導して作成方針を決定し、各学部長と協議の上、適切な作成担当者を選任して依頼する。作成担当者から問題案が提出された後、アドミッション・オフィサーが入試広報対策委員を中心とする校閲者を選任のうえ校閲を行い、複数回のチェックを行う。その後アドミッション・オフィサーが修正後の最終確認を行う。これらのプロセスについて、秘匿性に留意しながら、入試委員会にて報告している。

各入学試験終了後、入試広報課が合否判定資料を作成し、アドミッション・オフィサーと各学部長が協議し合否判定案を作成し、教授会にて合否判定案を審議する。審議結果を入試委員会に上程・審議の上、学長が合格者を決定する。

### <経営学部>

経営学部の入学者選抜にあたっては、国内外において多様な入試区分を設定している。入学試験における学力の判断要素を、アドミッション・ポリシーに沿って、①知識・技能、②主体性・多様性・協働性、③思考・判断・表現能力、④その他の 4 項目から評価する。令和 4(2022)年度募集より、出願書類のうち調査書に記載された項目をアドミッション・ポリシーに基づき点数化し、筆記試験や面接の点数と合算して、多面的・総合的に評価判定を行っている。

また、各入試の面接評価を学長、学部長が担当教員から書面で報告を受け、入学を想定した意見交換を行い、学修面での配慮が必要な事項などの関連情報を初年次教育の担当である自分づくりゼミ運営委員会と学修支援課にも共有し、入学後のフォロー活動の参考にしている。さらに、入学者選抜の実施による注意点や気づきは次年度の改善点として、入試委員会及び入試広報対策委員会にて情報共有し、募集要項や実施要領にも反映している。

なお、毎年の入学者情報と学修状況を学年、入試制度別などのカテゴリーにわけて学内の AAA(Active Academy Advance：学務システム／学生ポータルサイト)で管理し、GPA

分布、退学率などについて分析し、検証している。

#### <リハビリテーション学部>

リハビリテーション学部では、総合型選抜入試と学校推薦型選抜入試の面接でのアドミッション・ポリシーを踏まえた質問内容、総合型選抜入試での小論文のテーマ、学校推薦型選抜入試での基礎学力試験問題をそれぞれ作成している。いずれも採点の客観性・公平性を確保するため、面接、小論文、基礎学力試験の点数化にあたっては、複数採点者の点数を平均した値を合否判定資料に用い、採点者間の偏りを最小化するための方策を講じている。一般選抜入試では自己PR書と調査書に基づきアドミッション・ポリシーの適合度を判定した。検証は、ループブックスや評価基準の見直しによって進めた。

#### <留学生別科>

留学生別科では、半年コース、1年コース、1年半コースが設定されており、春学期と秋学期の年2回、入学時期を設けている。そのため、それぞれの入学時期に合わせて出願資格審査と入学者選考を実施している。入学者選考にあたっては、アドミッション・ポリシーに基づき、日本語力を測るための日本語の筆記試験と面接試験を課し、多面的・総合的に評価を行った。海外現地入試においては、2023年度秋学期募集(4月15日実施)と2024年度春学期募集(11月4日実施)は、別科より教員1名を試験監督として入試会場に派遣するとともに、本学(入試本部)とオンラインで繋ぎ、筆記・面接試験(面接官2名体制)を実施した。2024年度秋学期募集入試(2024年3月30日実施)入試は、経営学部同様、本学から現地に業務委託による試験監督を派遣し、本学(入試本部)とオンラインで繋ぎ、入試を実施することで、受験機会を確保するとともに、公平・公正な入試を実施した。

#### <大学院健康支援学研究科>

大学院では、アドミッション・ポリシーに沿って作問された小論文、英語の筆記試験に加えて口頭試問を課している。

いずれにおいても、選考の客観性・公平性を確保するため、面接、小論文、レポートの点数化にあたっては、複数採点者の点数を平均した値を合否判定資料に用い、採点者による偏りを最小化するための方策を講じている。

これらの入学者受入れの実施プロセスは、本学の中期経営計画において設定されるアセスメント・ポリシーに基づいて検証し、入試区分別の成績推移、退学率などの数値も参照しながら仕組みを改善している。

#### エビデンス集(資料編)

##### 【資料2-1-2】募集要項

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の学生受入れ数について、経営学部においては、令和 4(2022)年度は 203 人、令和 5(2023)年度は 201 人、令和 6(2024)年度は 216 人となり、定員を下回る結果となっている。

外国人留学生については、令和 4(2022)・5(2023)年度は新型コロナウイルスによる入国制限の影響から国内日本語学校に在籍する留学生の志願者・入学者数ともに減少したが、令和 4(2022)年度以降、水際対策の緩和や入国制限撤廃により、日本語学校等の日本語教育機関へ入学する留学生数が急激に回復した。それに伴い、令和 6(2024)年度は経営学部への留学生の志願者数も回復し、国内外の入試（地方入試を含む）を経て 47 名が入学した。また、コロナ後初めて留学生別科から経営学部への受験が本格化したことから、内部進学入試を実施し、3 名が経営学部へ進学した。その結果、経営学部全体では令和 5(2023)年度の入学者数を上回ることができた。

リハビリテーション学部においては、令和 4(2022)年度は 75 人（理学療法学専攻 43 人・作業療法学専攻 32 人）であり、若干定員を下回っている。令和 5(2023)年度は 65 人（理学療法学専攻 38 人・作業療法学専攻 27 人）で、令和 6(2024)年度は 66 人（理学療法学専攻 44 人・作業療法学専攻 22 人）あり、理学療法学専攻は定員の 1.1 倍に回復したが、作業療法学専攻が年々減少している。

大学院は、開設以来平均 5 人の入学者で推移してきたが、令和 4(2022)年度は 7 人、令和 5(2023)年度は 3 人、令和 6(2024)年度は 5 人の入学者が確保でき、平均的な学生受入れ数の状況である。

留学生別科における入学者数は、令和 5(2023)年度は 16 人（春学期 9 人、秋学期 7 人）、令和 6(2024)年度は 7 人（春学期 5 人、秋学期 2 人）である。また、秋学期には、海外提携校からの交換留学生 3 名の受け入れが決定している。

<志願者数及び合格者数>

学部	学科 専攻	募集 定員	志願者数			合格者数		
			2022年度	2023年度	2024年度	2022年度	2023年度	2024年度
経営	経営	300	668	402	476	479	357	350
			(差異)	△ 266	74	(差異)	△ 122	△ 7
リハ	理学	40	365	174	207	67	58	80
			(差異)	△ 191	33	(差異)	△ 9	22
	作業	40	234	133	145	140	82	57
			(差異)	△ 101	12	(差異)	△ 58	△ 25
大学院		12	9	3	5	7	3	5
			(差異)	△ 6	2	(差異)	△ 4	2
留学生別科		40	6	18	10	5	17	7
			(差異)	12	△ 8	(差異)	12	△ 10
合計		432	1,282	730	843	698	517	499
			(差異)	△ 552	113	(差異)	△ 181	△ 18

<入学者数及び定員充足率>

学部	学科 専攻	募集 定員	入学者数			入学定員充足率		
			2022年度	2023年度	2024年度	2022年度	2023年度	2024年度
経営	経営	300	203	201	216	67.7%	67.0%	72.0%
			(差異)	△ 2	15	(差異)	△0.7%	5.0%
リハ	理学	40	43	38	44	107.5%	95.0%	110.0%
			(差異)	△ 5	6	(差異)	△12.5%	15.0%
	作業	40	32	27	22	80.0%	67.5%	55.0%
			(差異)	△ 5	△ 5	(差異)	△12.5%	△12.5%
大学院		12	7	3	5	58.3%	25.0%	41.7%
			(差異)	△ 4	2	(差異)	△33.3%	16.7%
留学生別科		40	5	16	7	12.5%	40.0%	17.5%
			(差異)	11	△ 9	(差異)	27.5%	△22.5%
合計		432	290	285	294	67.1%	66.0%	68.1%
			(差異)	△ 5	9	(差異)	△1.2%	2.1%

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5(2023)年度及び令和 6(2024)年度の募集状況を鑑み、本学の教育内容の幅広い情報発信や社会ニーズを幅広く捉え教育内容に活かす長期的な取り組みとともに、短期的には志願者の進学先早期決定の傾向に対応する必要がある。

令和 7(2025)年度入学者募集に対しては、1) 高校生と直接接することができるガイダンスへの積極的参加、2) 出願につながる活動の推進、3) オープンキャンパス参加者からの出願率向上のためのフォローやケア、の 3 点を重点事項として推進する。1) では、できるだけ多くの機会を得られるように最優先でスケジュール調整をし、要望に応じて教員帯同や模擬講義などを集中的に実施する。2) ではオープンキャンパスにおいて体験型・参加型のプログラムを提供するとともに、参加する生徒や保護者本位の運営を行う。3) では LINE の友だち登録により、本学に関する情報発信頻度を高めることで、本学への意識付けを強化する。

また、進学先早期決定傾向に対応するため、オープンキャンパスを前年度末の 3 月に、また新年度の 6 月にも時期を早めて実施し、丸の内キャンパスでの実施を追加する。さらに、経営学部においては総合型選抜入試（自己アピール型）や学校推薦型選抜試験（スポーツ推薦）の実施回数や 12 月入学試験の回数を増やし、定員確保に努める。

リハビリテーション学部においては、総合型選抜入試を 1 回から 2 回、学校推薦型選抜入試を 2 回から 3 回、一般入試を 2 回から 3 回に入学試験実施回数を増やし、定員を確保する予定である。

また、令和 5(2023)年度の募集活動からリハビリテーション学部の募集単位である専攻毎の新しいアドミッション・ポリシーや、経営学部の表現を一部修正したアドミッション・ポリシーの周知を実施している。

留学生別科においては、海外の教育機関との協定締結および海外提携校の新規開拓による学生募集を強化する。また、学習者の多様な学習歴や言語・文化的な背景に応えるため、2 年コースの開設を検討し、より多くの学習者にとって魅力的な学習環境を整える。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

令和 4(2022)年度に掲げた方針の一つである「教職共創」の基礎作りを継続し、より強固な相互協力体制を構築し、学修支援体制を整えている。

各学部教務委員会または全学教務委員会では、構成員を教員だけでなく、学修支援課長も参加した。成績評価規程、履修登録規程、定期試験規程（内規含む）、進級・卒業規程の見直しを提案し規程改定を進め令和 6(2024)年度より運用できる体制を整えている。「自分づくりセンター」と称して学修・生活・キャリア支援ができるセクションを有しており、

学生が相談しやすいスペースを提供し、学生への支援を行っている。学生からの相談内容により、担任教員・科目担当教員だけでなく医務室・学生相談室及び医療機関と連携を取りながら、個々の学生に最も適したフォローアップ方法を提案している。

学修面では、学期開始前に行われるオリエンテーション内において、教務委員、学修支援課員による履修登録方法や様々なガイダンスを行う。履修登録後は、学修支援課において、学生全員の「履修登録確認表」を発行し、担当教員が履修指導できるような体制を整えている。学期終了時には、学部教務委員会において全学生の単位修得状況を確認し、成績不振者に対して二者面談又は三者面談を実施し、次学期の学修計画を提示するなど学業を継続できるようサポートを行っている。また、保護者の要望に応え、担任との面談の機会を設け必要に応じて職員も同席できる体制を整えている。面談内容は、学生用ポータルサイト **Active Academy Advance** (以下 AAA) の修学ポートフォリオ内の「指導記録」へ記録する。この「指導記録」は、1年次から卒業時まで蓄積され、教職員全員で情報共有できるよう体制を整え、運営している。

また、「保護者教育懇談会」を春季・秋季に開催し、学部長から学部教育方針、各学部教務委員長よりカリキュラム運営などを保護者向けに説明を行っている。

大学院健康支援学研究科においては、指導教員と大学院生の間でメールアドレスを開示し、学修面での相談に適宜応じることができるようにしている。また、講義資料については事前に院生に送信し、講義内容を確認する時間を確保するようにしている。

令和(2021)年度より、教員と大学院生間の交流会や大学院生間の交流会（研究内容や研究の進捗状況等の情報共有）を行い、また大学院生同士が親睦を深め、履修や研究活動などの支援に繋げている。なお、令和 5(2023)年度は対面による親睦会を実施した。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】  
【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】

#### エビデンス集(資料編)

- 【資料 2-2-1】 星城大学委員会設置規程（教務委員会）、  
星城大学大学院健康支援学研究科教務委員会規程
- 【資料 2-2-2】 星城大学事務局規定
- 【資料 2-2-3】 規程新設及び改訂 戦略会議議事録
- 【資料 2-2-4】 2023 年度前期オリエンテーション・2023 年度後期オリエンテーション
- 【資料 2-2-5】 履修登録注意事項（前期・後期）
- 【資料 2-2-6】 履修登録確認表（例）
- 【資料 2-2-7】 成績確認\_経営学部教務委員会議事録・リハビリテーション学部教務委員会  
議事録
- 【資料 2-2-8】 Active Academy Advance 修学ポートフォリオ 指導記録
- 【資料 2-2-9】 星城大学秋季保護者教育懇談会次第
- 【資料 2-2-10】 大学院情報交換会案内

#### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

○合理的配慮

「星城大学障がい有する等配慮を必要とする学生への支援に関する規程」に基づき対応している。具体的には、任意ではあるが入学時に「健康調査票」の提出を依頼し、入学者の健康状態を医務室（看護師）が確認する。障がい有している学生だけでなく、健康に関する不安を有している学生も含め、学生生活や授業受講の際に困りごとはないかを把握し、年度当初に状況確認を継続し学生を見守っている。また、学生生活部長、学修支援課長、学生相談室長、対象学生の担任教員と情報共有し教職協働で対象の学生を支援している。具体的には、定期的な通院が必要な場合は、履修科目担当者に事前に欠席理由を伝えたり、学生の症状などに応じて受講する座席の配慮を行ったり、緊急時の連絡先及びかかりつけ医を把握し搬送できる体制を整えている。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】【資料 2-2-14】

#### ○オフィスアワー

授業時間外において学修相談ができる「オフィスアワー制度」を設けている。各科目のシラバスに「オフィスアワー」実施時間を明記するよう改訂し、学生へ告知できるよう整えた。非常勤講師に対しての学生からの質問は、学修支援課員が随時フォローアップできる体制を整えている。【資料 2-2-15】

#### < 経営学部 >

「星城大学授業補助講師に関する規程」に基づき、履修者が 100 人を超える場合、効率的な教室管理運営を図るために授業補助担当を配置している。学生からの質問の取り次ぎや実技演習の操作方法などの支援を行っている。このことにより、実技演習における個々の処理スピードに細やかに対応できる体制を整えている。【資料 2-2-16】【資料 2-2-18】

#### < リハビリテーション学部 >

「ティーチング・アシスタント規程」に基づき、科目担当者が申請し、学生を監督、指導する知識と能力を遂行するに相当と認められた者を学部長が決定している。学部教育の質的向上及び授業改善のため、主に小集団での管理が必要となる実験・実技演習科目において活用している。【資料 2-2-17】【資料 2-2-18】

#### < 留学生別科 >

留学生別科は、少人数教育を実施しており、各授業において TA は活用していない。学期毎に学習・生活オリエンテーションを実施し、来日後の日本での生活及び学修環境への適応がスムーズに進むよう、支援を行っている。オリエンテーションには、ロールモデルとなる学部留学生（同国出身者）が通訳として参加することで、学生間の繋がりを作り、進学意欲の維持・向上を図っている。また、クラス担任が定期的に個別面談を実施することで、学習・生活状況を把握し、的確に、また、迅速にフォローできる体制を取っている。

#### ○中途退学・休学及び留年への対応

休学者に対して、休学期間前後に担任教員との面談を必須とし、休学理由や復学してか

らの学修計画などの確認を行い「休学経緯報告書」として記録している。退学希望者に対しても休学者と同様に担任教員との面談を必須とし、退学理由や今後の進路の確認を行い「退学経緯報告書」として記録している。いずれも、学長・学部長・学科長・専攻長・事務局長・事務局課長にて情報共有を行い、退学防止への対応をするよう努めている。【資料 2-2-19】

#### <経営学部>

学修支援課において毎週、学部生全員の出欠状況を算出している。欠席率 20%以上の学生をピックアップし、該当学生に対しては、担任教員が面談するだけではなく保護者へ連絡を行い、退学に直結しないように努めた。面談の記録は AAA の機能の中の指導記録に記載している。留年者に対しては、学期始めの履修登録時に担任教員の指導だけでなく、学修支援課による必修科目の事前登録などのサポートを行っている。【資料 2-2-8】【資料 2-2-19】【資料 2-2-20】

#### <リハビリテーション学部>

両専攻会議を開催し、担任教員、教養科目・基礎医学系担当教員から学修状況を含む学生情報の報告が行われ、学修支援課長・課長代理も同席することで教職協働にて情報共有する体制を整えている。学生のモチベーション低下などの課題がある場合は、直ちに担任教員による面談を行い、同会議においてフィードバックを行っている。ここに挙がる内容は、毎週行われる各専攻会議において、定期的に専攻内で共有されている情報でもある。留年者に対しては、担当教員が変更となるため、新規面談を行い学修および履修計画の確認を行う。また、退学希望者の中には経営学部への転部を希望することがあり、経営学部・学修支援課と連携し、大学全体で支援する体制を整えている。【資料 2-2-19】【資料 2-2-20】

#### ○保護者懇談会

例年、年に 2 回の保護者懇談会を開催している。保護者への情報提供及び面談希望のある保護者と学生の生活や学修面の支援に関して情報共有を行っている。令和 5(2023)年度は、コロナ渦以前の対面形式で、春季(6月24日)、秋季(9月14日)に実施した。保護者から希望があった場合は個別面談も実施した。【資料 2-2-9】

#### エビデンス集(資料編)

【資料 2-2-8】 Active Academy Advance 学修ポートフォリオ 指導記録

【資料 2-2-9】 星城大学秋季保護者懇談会

【資料 2-2-11】 星城大学障がい有する等配慮を必要とする学生への支援に関する規程

【資料 2-2-12】 健康調査票(様式)

【資料 2-2-13】 星城大学相談室規程

【資料 2-2-14】 配慮が必要な学生一覧

【資料 2-2-15】 シラバス(例)

【資料 2-2-16】 星城大学授業補助講師に関する規程

【資料 2-2-17】ティーチング・アシスタント規程、同規程細則

【資料 2-2-18】2023 年度 前期・後期 TA 一覧

【資料 2-2-19】休学・復学・退学経緯報告書

【資料 2-2-20】出欠状況報告書

【資料 2-2-21】両専攻会議議事録

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

「自分づくりセンター」前のスペースを星城大学同窓会の支援により改修を行った。「自分づくりセンター」においては、学修・生活・キャリア支援だけでなく、窓口で質問をしなくても一目でわかるような情報を丁寧に掲示したり、ラーニングコモンズの間となるような工夫を継続していく。また、学生の履修状況・出席状況・成績などを保護者自身で確認できるよう「保護者向けポータルサイト」の開設をしたり、学生が一番知りたい情報を取得しやすいように、大学からのお知らせを項目別に仕分けできるポータルサイトのアプリ版を導入を計画している。

#### <経営学部>

令和 5(2023)年度より講義用の LMS（学修管理システム）をより学生にとって利便性の高い Microsoft Teams へと転換した。学修状況把握や講義の管理、学生と教員間の情報伝達、質問への対応、教学マネジメントのためのデータ取得など、様々な点で学生の学修環境の改善に活用する。

また、引き続き、保護者懇談会、TA、オフィスアワー等を活用した支援状況の点検と支援体制の整備に努める。成績不振・留年・退学学生の減少を目指して、教職員が一丸となって真摯に対応する。具体的には、学修支援課、キャリア支援課、自分づくりセミナー運営委員会（1・2年生の担任所属）、ゼミナール運営委員会（3・4年生担任所属）等、それぞれの観点から学生面談を実施する部局において相互連携を深める。AAAの「修学ポートフォリオ」にある「指導記録」は、事務局・教員が行った面談記録を確認できるため、学生の現状に至るまでの経緯が把握できる。これらの機能をより積極的に活用し、学生の学修にかかる現状と課題を共有する。

#### <リハビリテーション学部>

学生支援に関し、現在と同様、入学前から担任、副担任が学務、学生生活を含めた支援の窓口となり、定期・適時面談によりきめ細やかな学生管理を行う。また、週1回の各専攻プロパー会議、月1回の両専攻プロパー会議において学生の変化（出欠状況、体調、受講態度、学修意欲）を共有し、必要に応じて面談を行う。理学療法士、作業療法士を目指すためのモチベーションを高く維持する事が学業、生活の充実に重要であり、令和 4(2022)年度からは、10段階評価によるモチベーションチェックを実施している。調査結果より、入学時は高いものの2、3年次で低くなり、4年次で再度上がる傾向は調査開始以降、変化はない。しかし、近年は1、2学年次における転部及び留年率が高くなりつつあり、今後も推移を見守りながらモチベーションの維持・向上に向けた対策を、指定規則の改定に従って行う予定のカリキュラムの見直しと併せて検討していく。

#### <留学生別科>

留学生別科では、クラス担任制を取り、学生の学修支援、キャリア形成支援を行うとともに、学期毎にオリエンテーションを実施し、生活適応支援を行っている。今後も、クラス担任が学生の出席状況・体調などを把握すると共に、個別面談の記録は AAA の修学記録等に記載し、教員間で共有していく。また、別科生に対し学生会及び留学生会主催の大学行事（新入生歓迎会やバス旅行、スポーツ DAY 等）への参加を促すなど、学部生との交流を促進するためのサポートを行い、カリキュラム外においても日本語運用能力を高め、日本文化と社会に接する機会を設ける方針である。

#### <大学院健康支援学研究科>

大学院修了後のサポート体制を強化する。修了後の連絡手段（メーリングリスト）を確認し、院生が修了後に専門誌への論文投稿を行う場合の指導教員からのサポート体制を構築していく。令和 5(2023)年度は、国際学術専門誌に 3 報が掲載された。院生交流会については、院生が中心となり親睦会や勉強会等をおこない、教員がサポートを行うことでより有益な活動とする。

### 2-3. キャリア支援

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

##### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

##### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学のキャリア形成支援、就職活動支援（職業紹介を含む）は、文部科学省の定める「学校等の行う無料職業紹介事業関係業務取扱要領」と大学設置基準第 7 条（教育研究実施組織等）に従い、適切に運営されている。

学生のキャリア形成及び進路選択・就職支援に関わる指導・ガイダンスとして、社会に貢献できる人材の育成をめざし、両学部から選出された委員長、副委員長、委員及びキャリア支援課長で構成する「キャリア開発委員会」にて、教育課程内外の計画・運営状況を点検し、学生の職業的自立に向けた支援を行っている。

#### ○教育課程内の取組み

##### <経営学部>

人生 100 年時代を見据えて就業意識を醸成し主体的に自らのキャリアを考える力を身につけるために、「キャリアデザイン」を 1 年次後期共通科目（必修）として開講している。そして、絶えず変化していく社会の要請に応え、組織社会において協調性や創造性を発揮すべく自己理解を深め、社会人として通用する実践力を発揮するために知識やスキル等の基礎力を身に付けることを目的とした「キャリアサポート I・II」を 3 年次前・後期共通科目（必修）としている。また、社会に出ていく準備段階として有効な就労体験を積むこ

とを目的とした「インターンシップ」を2年次（新カリキュラム）、3年次（旧カリキュラム）の専門科目（選択）とし、外国人留学生を対象とした「ビジネス日本語Ⅰ・Ⅱ」を共通科目（選択）として実施している。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】【資料 2-3-15】【資料 2-3-16】

グローバル化のさらなる進展に伴い、採用・人事配置等の選考基準や参考資料として活用される事が多くなっている TOEIC に関しては、TOEIC 読解、TOEIC 聴解、TOEIC 文法を専門科目（選択）として開講している。【資料 2-3-17】【資料 2-3-18】【資料 2-3-19】【資料 2-3-20】

#### <リハビリテーション学部>

理学療法士、作業療法士を養成する学部であることから、入学後すぐに1日の病院研修を実施し、医療人を目指す意識づけを行っている。また、1年次では「臨床実習Ⅰ（見学実習）」にて基本的な業務内容や基本的態度の修得、3年次では「臨床実習Ⅱ（評価実習）」において検査・測定などの評価技術や目標設定方法の修得、4年次では「臨床実習Ⅲ（総合実習）」において専門科目を臨床場面に応用し、治療技術や問題解決方法の修得を目指し、職業的自立に向けた支援を行っている。なお、本学の臨床実習科目担当教員は、適宜、実習地（病院・施設）を訪問し、実習先の療法士とも連携をとって学生の指導に当たっている。【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】

#### ○教育課程外の取組み

1) キャリア支援に関わるスタッフによる求人開拓

#### <経営学部>

個別の企業訪問、面談に加え、就職活動支援会社、地方自治体、商工会議所などが主催する業界研究会、合同企業説明会に出向き、新卒募集、採用選考などに関する情報収集、本学学生の採用を依頼した。一方で、本学内において、学生と企業・各団体が、直接、触れ合う機会として、公務員合同説明会(2023年10月)や業界研究会(2024年2月)を対面にて開催した。【資料 2-3-7】【資料 2-3-8】

#### <リハビリテーション学部>

令和5(2023)年度も、学内求人説明会を年2回(6月・8月)、いずれも対面にて開催し、病院・施設の新卒採用選考の早期化に対応した。なお、業務多忙につき、求人説明会に参加できなかった病院/施設からは、病院/施設紹介ビデオや資料提供をしてもらい学生に周知した。

2) キャリア支援課スタッフによる個人面談の実施

キャリアコンサルタント(国家資格)を有したキャリア支援課職員を中心に、学生一人ひとりに合わせたカスタムメイドの個別キャリア・進路面談を実施した。

#### <経営学部>

1年次：後期に個別キャリア面談実施(実施時期：10月～1月)

対象学生人数：194人 面談実施学生人数：191人 面談実施率：98.5%

2年次：前期に個別キャリア面談実施(実施時期：4月～7月)

対象学生人数：197人 面談実施学生人数：186人 面談実施率：94.4%  
3年次：前期に個別キャリア面談実施（実施時期：4月～7月）

対象学生人数：263人 面談実施学生人数：263人 面談実施率：100%  
後期に個別進路面談実施（実施時期：10月～12月）

対象学生人数：259人 面談実施学生人数：257人 面談実施率：99.2%

3・4年次：各自の就職活動進捗に合わせて、随時、個別進路面談を実施  
（実施時期：令和5(2023)年4月～令和6(2024)年3月までの相談件数1,778件）

#### <リハビリテーション学部>

3・4年次：各自の就職活動進捗に合わせて、随時、個別進路面談を実施  
（実施時期：令和5年(2023)4月～令和6(2024)年3月までの相談件数792件）

#### 3) 就職活動支援セミナー

新卒採用面接選考の準備として、個別の面接練習に加えて、両学部で、「グループディスカッション実践練習会」、「集団面接実践練習会」を実施した。【資料2-3-9】

#### <経営学部>

就職情報会社、地方自治体、経済団体などと連携し、講師派遣の協力を得ながら、就職活動支援の一環として、就職活動支援セミナー（愛知新卒応援ハローワーク及び名古屋外国人雇用サービスセンター求人個別説明会、エントリーシート作成セミナー、採用面接・就活マナー対策セミナーなど）を開催した。また、「4年生から聞こう！内定への道」と題した3・4年生交流会を開催し、3年生に就職活動を身近に知ってもらう機会を設定した。【資料2-3-10】

#### <リハビリテーション学部>

病院・施設などへの就職活動の特徴も踏まえ、就職活動ガイダンスを実施した。また、2・3年生に対して、卒業生から現場の実態を聴く機会（卒業生の声セミナー）を設けたり、新卒採用選考に関連するセミナー（小論文対策セミナー、実習前マナーセミナー、履歴書作成セミナーなど）を実施した。【資料2-3-11】

#### 4) 経営学部外国人留学生の就職活動支援

本学教職員で開拓した企業による個別企業説明会及び一般社団法人グローバル愛知と共催の企業紹介セミナーを実施した。また、学外の就職活動支援機関など（愛知県労働局、名古屋外国人雇用サービスセンター、就職活動支援企業など）が実施する合同企業説明会、インターンシップの説明会、企業との交流会、各種セミナーなどのイベント・求人情報を、学内システムを通じて周知することで、参加促進を図った。

更に、内定外国人留学生の就職に向けた在留資格変更申請のための説明会（2023年11月15日実施）及び個別支援を実施し、就職先での就業に向けた支援を行った。

#### 5) 資格取得支援講座の開講

卒業後、社会に出たときのキャリア形成を見据えて自分の能力を磨き、可能性を広げようとする学生のために、「MOS (Power Point・Excel) 講座」(対面)、「しごとに役立つ 25 資格取得講座」(オンデマンド)を開講した。延べ 32 人の学生がこれらの講座を受講した。

【資料 2-3-12】【資料 2-3-13】

また、外国人留学生を対象とし、学外奨学金の応募・インターンシップ・就職・進学等に必要な「日本語能力試験 N2 対策講座」(受講学生数：前期 11 人、後期 9 人)を開講し、学習支援を行った。

#### 6) インターンシップへの取組み

経営学部の学生向けに、「大学推奨企業リスト (46 社)」を作成し、インターンシップへの参加促進を図るとともに、「愛知中小企業家同友会主催のインターンシップ (参加企業 46 社、本学参加学生 5 人)」「愛知県及び愛知労働局主催 2023 年度 夏季留学生インターンシップ (参加企業 76 社、本学参加学生 13 人)」へも学生が取り組みやすくなるように事前説明会などを実施し参加促進を図った。

#### ○就職実績人数と就職率 (令和 6(2024)年 5 月 1 日時点)

<経営学部>

・卒業生：249 人 就職希望者：231 人 就職者：228 人 就職率：98.7%

<リハビリテーション学部>

・卒業生：59 人 就職希望者：59 人 就職者：59 人 就職率：100.0%

【資料 2-3-14】

#### エビデンス集 (資料編)

【資料 2-3-1】キャリアサポート I・II シラバス

【資料 2-3-2】キャリアサポート I・II 留学生 シラバス

【資料 2-3-3】インターンシップ シラバス

【資料 2-3-4】ビジネス日本語 I・II シラバス

【資料 2-3-5】学外実習の手引き 2023 年度 (理学療法学専攻)

【資料 2-3-6】学外実習の手引き 2023 年度 (作業療法学専攻)

【資料 2-3-7】公務員合同説明会案内

【資料 2-3-8】学内業界研究会案内

【資料 2-3-9】グループディスカッション・集団面接練習会 (経営学部)

グループディスカッション・集団面接練習会 (リハビリテーション学部)

【資料 2-3-10】就職活動支援セミナー (経営学部)

【資料 2-3-11】就職活動支援セミナー (リハビリテーション学部)

小論文対策セミナー

卒業生の声セミナー

【資料 2-3-12】MOS (Power Point・Excel) 講座

【資料 2-3-13】しごとに役立つ 25 資格・検定講座

【資料 2-3-14】就職実績人数と就職率

- 【資料 2-3-15】 キャリアデザイン シラバス
- 【資料 2-3-16】 キャリアデザイン留学生 シラバス
- 【資料 2-3-17】 TOEIC 読解 シラバス
- 【資料 2-3-18】 TOEIC 読解 M-1 シラバス
- 【資料 2-3-19】 TOEIC 聴解 シラバス
- 【資料 2-3-20】 TOEIC 文法 シラバス

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

#### <経営学部>

学生個々人が自分らしい夢や目標を見つけ、変化の激しい現代社会で、卒業後、のびのびと活躍できるビジネスパーソンとなるために必要な要素を身に付けられるように支援していく。そのために、ゼミ／セミナーの科目担当教員に向けた各種講座・就職支援活動セミナーなどの参加への指導依頼の実施と、AAA や掲示によるタイムリーな学生への周知の徹底することにより、就活に対するモチベーションを向上させる方策を進める。また、新卒就職活動におけるインターンシップの重要性が高まってきている中で、3年次前期の「インターンシップ」（専門科目・選択）と連携強化し、インターンシップ参加に向けたサポートセミナーを実施し、インターンシップを身近に感じ、参加意欲が高まるような機会を提供していく。更に、キャリア支援課にて実施している個別キャリア面談などの状況をゼミ担当教員とも共有することで、学生個々人に合ったカスタムメイドの就職支援の精度を高めていく。1年次から正課内・正課外におけるキャリア教育を実施・強化することで、学生の勤労観・職業観の涵養を図り、就職希望者に対する就職率「100%」を目指していく。

#### <リハビリテーション学部>

令和 5(2023)年度は、前年度と比較し、早期から内定が決まり、年内には 9 割強の学生が内定していた。今後も第一志望先の病院・施設へ就職できるように支援していく。具体的には、①今年度実施した適正診断テストと令和 6(2024)年度に実施する同テストの社会人基礎力の経時的な変化を分析と報告、②各種セミナーや面接練習会、求人説明会の開催および学生への早期の案内、③病院・施設以外での仕事体験の実施を通して、学生自身が積極的に就職活動に取り組める支援を行っていく。

#### <大学院健康支援学研究科>

大学院修了後のサポート体制を強化する。修了後の連絡手段（メーリングリスト）を確認し、院生が修了後に専門誌への論文投稿を行う場合の指導教員からのサポート体制を構築していく。令和 5(2023)年度は、国際学術専門誌に 3 報が掲載された。院生交流会については、院生が中心となり親睦会や勉強会等をおこない、教員がサポートを行うことでより有益な活動とする。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-4-① 学生生活の安定のための支援**

＜学生生活の支援体制＞

全学における学生生活の安定のための支援としては、学部長のもとに学生生活委員長、国際センター運営委員長を置いている。特に学生生活委員による学生生活委員会において、学生生活支援（学生生活指導・相談、奨学金関係、課外活動、ボランティア活動等）に関する事項についての審議・報告を行い、学部と課題共有を行っている。また国際センター運営委員による国際センター運営委員会において、留学生支援（在留管理指導、宿舎、留学生対象奨学金、国際交流等）に関する事項についての審議・報告を行い、学部と課題共有を行っている。その他、学修支援課に学生生活・留学生担当者、医務室に看護師、学生相談室に学生相談員を置いて、適切な学生生活支援の実施に努めている。

また、喫煙マナー、路上駐車 of 全学生への注意喚起・巡回見廻り等を学生生活委員会中心に行っている。

＜学生生活安定のための支援＞

○学生生活のしおり

学生が本学での安定した学修や学生生活をおくるため、学生生活の基本、学修、教職課程、各種事務手続き、キャリア支援、課外活動、健康管理、一般生活情報、マナー、学内施設、危機管理、星城大学学則、カリキュラム表等を記載した学生生活のしおりを例年新入生に配付するとともに、ホームページ上に公開している。【資料 2-4-1】

○全学年を対象としたオリエンテーション

新入生に対しては、学生生活を送るうえで必要となる基本知識を学ぶことを目的とした入学後オリエンテーションを実施している。さらに全学年学生に対しては、各セメスター前に学生生活指導、履修指導を主としたオリエンテーションを実施し、学生が円滑に安心して学生生活をスタートできるように支援している。【資料 2-4-2】

○成績不振学生、欠席過多学生、留年・休学、退学希望者の把握・面談対応等

学修支援課（教務担当）が、セメスターごとに学籍異動者（休学・退学・除籍等）を集約し、各学部教授会において報告・情報共有している。成績不振者、欠席過多者、留年者、退学希望者への対応として、ゼミ担当教員による面談・修学支援を基本としたうえで、学修支援課員による面談と生活支援を行い、場合により学生相談室や医務室を紹介し、学部、学修支援課、学生相談室等が連携して適切な学生生活の安定のための支援を行っている。リハビリテーション学部においては各学年担当教員がこれらの役割を担っている。【資料 2-4-3】

○経済的支援

経済的な支援を行う奨学金としては、給付奨学金 107 名、貸与奨学金（第一種）122 名、

貸与奨学金（第二種）279名の学部生が日本学生支援機構奨学金制度を利用している。加えて、これを補完する大学独自の奨学金制度を運用し、学生の経済的負担を軽減することで、学生が安定した修学時間を確保できるよう支援を行っている。

1) 入学試験の種別による奨学金制度

「入試で優秀な成績を収めた者」「経済的な事情がある者」「私費外国人留学生」「入学前に本学が指定した資格を取得した者」「指定強化部に所属予定でスポーツの実績がある者」を対象とした各種奨学金を設け、入学直後に GPA 基準や最低修得単位数・家計基準等の更新基準の説明を行い、毎学期末にそれらの基準をもとに継続審査を行っている。

2) 入学後の成績優秀者、経済的困窮者対象の奨学金制度

経済的な困窮度が高く、修学継続が困難な学生を対象とした給付型の奨学金や、各学部・各専攻で学年毎に成績優秀者上位3人を対象とした奨学金を設けている。【資料 2-4-4】

<学生の課外活動支援の実施>

○学生会の設置

本学の建学の精神に則り、自治活動を通じ、会員相互の人間形成と学識の研鑽に努め、学生生活の充実向上を目指し、本学の振興発展に尽くすことを目的とした星城大学学生会を置き、学生の課外活動を安定・円滑に行っている。【資料 2-4-5】

○課外活動団体の活動に応じた活動支援金の助成

本学における課外活動団体への支援については、「学生会費」として令和 5(2023)年度は、指定強化クラブ 6 団体、一般クラブ 9 団体、サークル 9 団体に活動支援金を助成した。学生会費は、学修支援課の指導の下で学生会により管理されており、より学生の目線に立った支援内容の充実を図ることで、より安定した課外活動支援に結びついている。【資料 2-4-6】

○課外活動を安全に行うための支援

本学における課外活動団体には、1人以上の本学教職員が指導者として置かれており、学生の自主的な課外活動に対する指導・助言、課外活動時の安全確保及び事故対応等大学側との連絡調整役を担っている。さらに指定強化クラブにおいては、硬式野球部以外は、実績のある専門の監督・コーチを専任職員として採用し、学生がより専門的で高度な技術的指導をより安全に受けることができるよう支援している。【資料 2-4-7】

○課外活動と安定・適切に行うための支援

課外活動団体が課外活動を安定・適切に行うための支援として、団体幹部学生が交代する時期（6月・12月・2月）にクラブ会議を開催し、学生会から各課外活動団体に対して、活動予算、ルール、各種事務手続き、クラブハウス等利用施設の使用法、行事参加依頼等の説明を行った。さらに、指定強化クラブの外部指導者に対しての指定強化クラブ指導者会議を開催し、学修支援課から予算管理、事務手続き等の説明に加え、ハラスメント防止の啓発等を行っている。【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】

○地域貢献（ボランティア）

学生にボランティア・地域活動支援を推奨し、AAA や本館 1 階掲示板で、ボランティア情報を紹介している。また、ボランティアの心構えを学修支援課生活支援担当と教員が連携して指導し、学生の積極的な参加を支援している。また、大学祭においては課外活動団体や各ゼミによる企画があり、学生生活委員会および各ゼミ担当教員が学生活動を支援している。【資料 2-4-10】

○「学長と学生との懇談会」

学生と学長ならびに教職員代表者らと、いくつかのテーマを絞ったうえで、大学の発展に向けた意見交換を行った。【資料 2-4-11】

<学生の健康管理・疾病管理>

○学生相談室(SCC : Student Communication Center)と医務室

学生相談室(SCC)では、学生一人ひとりが有意義な学生生活を送り、やがて大きく成長して社会に巣立って行けるように、学内外の各部署、専門機関と連携をとりながら、心理面からのサポートを行っている。また、令和 5(2023)年度より臨床心理士を非常勤スタッフとして採用した。学生のみならず、保護者の方々、教職員に対しても、相談・コンサルテーションを行った。健康管理としては、年 1 回の健康診断に加え、入学時の健康調査票を基に医務室職員（看護師）による個別面談を実施し、個々の健康状態を確認し、必要に応じて合理的配慮等の支援を講じるための連絡調整を行っている。また、学生相談室を周知するため、大学ホームページのトップ「ニュース」欄を活用し、前後期開始時に広報を行ったり、各号館の掲示板へ広報ポスターを掲示している。【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】

<ハラスメント防止のための措置>

○人権委員会の活動

人権委員会により、令和 5(2023)年度はハラスメント防止のために以下の啓発活動が行われた。

- ・前年度の人権侵害防止ポスター優秀作品の学内での掲示。
- ・リーフレット「星城大学ハラスメント学内対応方針について」の両学部新入生への配付。【資料 2-4-26】
- ・上記リーフレットの大学ウェブサイトへの掲載。
- ・両学部 1 年生の授業での、ハラスメント防止に対する本学の取組みについての案内。
- ・人権侵害防止ポスターの募集と選定（優秀作品は次年度に掲示）。
- ・ハラスメント相談周知のためのカード「学生相談室／ハラスメント相談窓口のご案内」の作製と、全学生及び全教職員への配付。【資料 2-4-27】

エビデンス集(資料編)

【資料 2-4-26】 星城大学ハラスメント学内対応方針について

【資料 2-4-27】 学生相談室／ハラスメント相談窓口のご案内

<外国人留学生に対する支援の適切な実施と国際交流>

○留学生ハンドブック

留学生が本学での安定した学修や留学生活をおくるため、留学生活の基本情報、学修方法等をやさしい日本語で記載した留学生ハンドブックを新入生に配付している。【資料 2-4-14】

○私費外国人留学生の在留管理支援

学修支援課に留学生担当者をおき、出入国在留管理庁への在留資格認定交付申請、在留資格更新申請、資格外活動許可申請、在留資格変更申請等の入管申請の取次等の他、専門的な手続き、助言を行っている。さらに、欠席過多、資格外活動における制限時間の超過者などについては、特別面談や、自宅訪問、保護者相談等の在留管理を徹底して行うことで、名古屋出入国在留管理局から留学生の在留管理に特段の問題ないと認められ「適正校」として選定されている。【資料 2-4-15】

○留学生ガイダンスの開講

国際センターと学修支援課（医務室）、入試広報課、キャリア支援課から選出された職員により構成される FSA(Foreign Student Advisor)チームを中心に留学生ガイダンスを実施し、次の内容で生活指導を行っている。【資料 2-4-16】

担当	
学修支援課（学生生活）	アルバイト、交通事故・病気等、国民健康保険・年金、学費、入管手続き等
学修支援課（教務）	定期試験、成績発表、オリエンテーション等
キャリア支援課	インターンシップ、日本語能力試験
医務室	飲酒・喫煙、薬物、コロナ、熱中症等
入試広報課	オープンキャンパス、受験希望者の紹介等

○学生寮の確保と民間宿舍

名古屋国際センターが管理運営する留学生を対象とした宿泊施設である国際留学生会館に、春季と秋季の年 2 回の入居者募集を基本として本学学生を推薦することで、他の民間宿舍等と比較して安価な家賃で居住できる学生宿舍を推奨している。また、株式会社共立メンテナンスが運営する学生寮、提携不動産会社が管理する民間宿舍の紹介等の支援を行っている。【資料 2-4-17】【資料 2-4-18】

○私費外国人留学生への経済的支援

外国人留学生の経済的支援制度は、本学独自の奨学金である「経済支援奨学金」と「成績優秀者奨学金」の 2 種類で構成されており、ともに授業料減免とする。さらに、学外奨学金団体等による奨学金の学生への周知と推薦手続きなど、学生の経済的支援を積極的に行っている。【資料 2-4-19】【資料 2-4-20】

①令和 5(2023)年度外部奨学金合格者

奨学金名称	合格者数
JESS 留学生奨学金（修学支援）	1 人
横山国際奨学財団奨学金	3 人
ロータリー米山記念奨学生	5 人
大幸財団奨学金	1 人
日本特殊陶業海外留学生奨学基金	1 人
JEES（日本国際教育支援協会）	1 人

○留学生の進路の適切な実施

私費外国人留学生への進路支援については、「2-3. キャリア支援 4) 外国人留学生の就職活動支援」に述べる。

○学内における多文化交流の促進

学内の多文化共生キャンパスの推進を目指し、国際センター、FSA チーム、留学生会が共同して多文化交流のイベントを企画している。令和 5(2023)年度は、新入生歓迎会・国際交流バス旅行・スポーツ DAY を実施して留学生、日本人学生の親睦を図った。【資料 2-4-21】【資料 2-4-22】

○多文化共生社会への実現に向けた取組

学外（地域社会）における多文化共生社会の実現への留学生の貢献としてのボランティア活動を推奨している。令和 5(2023)年度は、東海市国際交流協会主催「zoom でたのしむたぶんか交流」、「外国人県民による多文化共生日本語スピーチコンテスト」において留学生が活躍した。【資料 2-4-23】

○海外提携校との国際交流

令和 5(2023)年 11 月 16 日（日）、星城大学において台湾・真理大学の学生と交流会を行った。【資料 2-4-24】【資料 2-4-25】

エビデンス集(資料編)

【資料 2-4-1】 学生生活のしおり

【資料 2-4-2】 2023 年度前期・後期オリエンテーション資料

【資料 2-4-3】 学生修学記録

【資料 2-4-4】 星城大学奨学金規程

【資料 2-4-5】 学生会則

【資料 2-4-6】 2023 年度学生会費予算分配表

【資料 2-4-7】 2023 年度クラブ・サークル部長監督名簿

【資料 2-4-8】 2023 年度第 1 回～第 3 回クラブ会議資料

【資料 2-4-9】 2023 年度指定強化指導者会議議題書・出席者名簿

- 【資料 2-4-10】 2023 年度ボランティア募集情報一覧
- 【資料 2-4-11】 2023 年度学長と学生との懇談会 出席学生対象アンケート
- 【資料 2-4-12】 2023 年度学生相談室面接総数
- 【資料 2-4-13】 2023 年度医務室利用者数（月別）
- 【資料 2-4-14】 2023 年度留学生ハンドブック
- 【資料 2-4-15】 令和 5 年における教育機関の選定結果について（名古屋出入国在留管理局 留学審査部門）
- 【資料 2-4-16】 2023 年度前期・後期 留学生ガイダンス資料
- 【資料 2-4-17】 国際留学生会館 2023 年春期・秋期入居者募集要項
- 【資料 2-4-18】 共立メンテナンス寮パンフレット
- 【資料 2-4-19】 私費外国人留学生経済支援奨学金規程
- 【資料 2-4-20】 私費外国人留生成績優秀者奨学金規程
- 【資料 2-4-21】 2023 年度新入学留学生歓迎会 事業報告書
- 【資料 2-4-22】 2023 年度 国際交流バス旅行参加者レポート集計
- 【資料 2-4-23】 2023 年度東海市国際交流会主催「zoom でたのしむたぶんか交流」、「外国人県民による多文化共生日本語スピーチコンテスト」HP 原稿
- 【資料 2-4-24】 2023 年度台湾・真理大学の学生と交流会 HP 原稿
- 【資料 2-4-25】 2023 年度第 9 回国際センター運営委員会議事録
- 【資料 2-4-26】 学生相談室／ハラスメント相談窓口のご案内
- 【資料 2-4-27】 星城大学ハラスメント学内対応方針について

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

#### ○学生生活における問題・課題解決

学生の通学路における歩道以外での通行や、学生駐車場等でのポイ捨てなどのマナー違反が目立つため、オリエンテーション時の指導や通学路での教職員による通学指導、さらに大学周辺の清掃活動を定期的実施する。また、学生会執行委員会とボランティア部が中心になり、学生主体の清掃活動イベント「ちょいボラ」など学生同士によるマナー向上のための啓発活動の企画実施を支援したい。さらに、令和 6(2024)年度も引き続き「学長と学生との懇談会」を開催し、学生と学長ならびに教職員代表者らと大学の発展に向けた協議を行う。その他、学生相談室（SCC）の必要性の高まりから、今年度 1 名採用した臨床心理士を更にもう 1 名増員することを検討する。

#### ○学生と地域との交流事業の拡充

学校行事、特にイベント事を学内だけに留まらせず、地域の方々との接点を多く持たせ、今後も継続して仕掛けていく。例えば、東海キャンパスで行われているリハビリテーション学部の「リハビリテーション学部の地域住民への健診事業」や、経営学とスポーツの連携企画としての e スポーツ、東海ハーフマラソンボランティアなど、地域の方々の大学への接点の選択肢を広げると同時に、多くの学生の学修の場を拡充させる。

丸の内キャンパスにおいても、これらの取組みを都心部向けのイベントに構成を作り変え地域の方々に還元し、星城大学学生生活の一端を理解していただく機会を設けるように

する。

#### ○学生会活動支援

学生会の活動を安定・円滑に行うために、各学部から教職員 6 名を選出し、学修支援課とともに指導にあたる。そして、学修支援課や留学生会とも連携した学内における国際交流の促進、地域住民を誘致した魅力的な大学祭の企画運営、学生間のスポーツ交流会や親睦会等の行事を積極的に取り組む。

#### ○課外活動支援

指定強化クラブの環境整備を最優先とする一方で、文化系のクラブ・サークルを含めた他のクラブ・サークルの拡充や活動支援も積極的に取り組む。

#### ○指定強化クラブ奨学生への啓発活動

指定強化クラブ奨学生への学長訓示と学生部長講話を実施して、奨学生が、クラブ活動に勤しみながらも、学業に励み、健康に留意するとともに、本奨学生として相応しい態度及び行動をとり、加えて学内での各種行事等に積極的に参加協力し、学内の学生活動、交流の促進に努めるよう自覚を促す。

### 2-5. 学修環境の整備

#### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

##### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎等の整備については、学園の将来構想に基づき、平成 28(2016)年に名古屋市丸の内に新校舎（8 階建、校舎面積約 3,500 m<sup>2</sup>）を取得した。この新校舎については、星城大学経営学部及び星城大学大学院健康支援学研究科のサテライトキャンパスとして活用され、大人数教育の改善にも資するものとなっている。

e-University を掲げる本学の IT 環境を支えるため、ここ数年老朽化したネットワーク関係施設、設備の更新も計画的に行ってきており、ネットワーク接続速度の改善や学内アクセスポイントの増強を進めている。

令和 3(2021)年度からは、ネットワークを増強し、東海キャンパスと丸の内キャンパスを結んだ双方向講義を実施している。令和 4(2022)年度は対面による授業を基本としたが、一部の科目で双方向講義を実施し、令和 5(2023)年度も同程度実施した。

エビデンス集(資料編)

【資料 2-5-1】 星城大学施設管理規程

【資料 2-5-2】 星城大学ホームページ（アクセスマップ、学内案内図）

【資料 2-5-3】 学生生活のしおり（星城大学 キャンパス案内図）

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### ○教職課程室（教職センター）

教職センターでは、教職課程室を設け、教職課程を履修する学生に対する少人数指導及び面談、学生の自学自習、教職センターにかかる会議・打合せに活用している。本室には、教職教養や各教科に関する専門書、教員養成に関する書籍あるいは各都道府県の教員採用に関する資料等を納め、学生や教職員がいつでも閲覧できる状態にある。また、書道用具等も置き、学生の実践練習に備えている。

### ○教職課程用実習・実技施設

教職課程「体育」の実習においては、下記に示したとおり、多目的グラウンドを中心にテニスコートや体育館、柔道場、剣道場を活用している。これらの施設は、実習授業のほか、教員採用試験における実技試験の練習にも活用している。

主な体育施設は次のとおりである。

#### ① 多目的グラウンド

グラウンド面積は 9,418 m<sup>2</sup>。

#### ② テニスコート

コート面積は 1,900 m<sup>2</sup> : 3 面（人工芝）。

#### ③ 体育館

面積は 853.6 m<sup>2</sup>（倉庫部分を含む）：バレーボールコート授業用 2 面／試合用 1 面、バスケットボールコート授業用 2 面、バドミントンコート授業用 5 面／試合用 2 面が使える仕様になっている。令和 5(2023)年度には、スポーツコートラインの修繕を行った。

#### ④ 体育室（4 号館）

面積は 444.13 m<sup>2</sup>：柔道場、剣道場、トレーニング場からなっている。なお、令和 4(2022)年度にはトレーニング機器一式の入れ替えを行った。

### ○リハビリテーション実習施設

東海キャンパス 3 号館リハビリテーション学部棟は、講義室の他に基礎医学実習室、運動治療学実習室、義肢装具室、日常生活活動学実習室、シールドルーム、水治療実習室、理学療法評価診断学運動学実習室、物理療法学実習室、作業療法評価学実習室、作業療法多目的実習室 1・2・3 の実習室を有している。教育及び研究に必要な機器も整備されている。学生の相談窓口ともなる理学療法学・作業療法学の各専攻助教・助手室が同棟にあり、加えて、各教員の研究室も設置されており、学生は諸事の相談・指導が受けやすい環境である。

## ○SECC

SECCは、英語を常時、実用的に使うことで、「聞く、話す、読む、書く」の4つのスキルを磨き、英語力向上を目指す学生のために、英語交流スペースとして設置された。英語の音楽や書籍に触れ、英語のみでの自由な会話や、授業でわからなかった事を聞くことができ、発音のチェック、プレゼンテーションの練習などを行うことができる。

SECCは、明るく清潔で、開放的な教育環境が整っており、経営学部と別科に在籍する外国人留学生、一般学生の交流場所としても活用されている。オフィスアワーを開く場所としても使用され、語学を担当する教員が、セミナー／ゼミでの学習、留学、英語、中国語や日本語の語学力増強などに関連する事柄について、学生と話し合い情報交換をしている。ESSサークル活動の場としても有効活用されており、国際交流イベントも行われている。

SECCは、熱意があり前向きな姿勢を持つ学生であれば、語学テストスコアなどにかかわらず、誰にでも開かれたグローバルなスペースである。

### 【資料 2-5-4】

## ○情報施設

本学は開学以来「e-University」を標榜し、両キャンパスには全校舎・キャンパスに無線 LAN が配備され、Wi-Fi 環境が整備されている。学生には一人一台のノートパソコンの携帯を義務付け、教材入手や課題提出、教職員からの連絡について、学内外のどこからでもアクセスできる環境を整えている。令和 2(2020)年度には、学生への個人連絡、掲示板、成績確認、履修登録などの既存機能に加えて、教材配信及び課題提出、出席登録などの機能も備えた学務システム AAA に更新している。【資料 2-5-5】

なお、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策として、遠隔講義への移行を余儀なくされたが、元より学生はノートパソコンを所持しているため、モバイルルータ貸与などの施策により、学生の金銭的な負担はほとんどなく遠隔講義を実施することができた。

また、VPN(Virtual Private Network)の同時接続回線数増加や学内ネットワーク機器の更新などにより、情報基盤の能力を向上させたことに加え、教職員が学務システムや各種クラウドサービスを有効活用したことによって、遠隔講義あるいは遠隔による事務サービスについて大きな混乱なく提供し続けることができた。令和 3(2021)年度からは、両キャンパスを結んだ2種類の遠隔講義システムを導入し、前期 21 科目、後期 19 科目の双方向講義を実施した。

令和 3(2021)年度に東海キャンパスのネットワーク機器の一部を更新し、学内におけるネットワーク環境を改善した。【資料 2-5-6】

令和 5(2023)年度からは新学習管理システム(LMS)として Microsoft Teams が導入され、学生への個人連絡、掲示板、教材配信や課題提出等の利便性がさらに向上した。このように、学習環境改善は着実に進められている。一方で、学内メールの保守期限切れに伴う対策が急務である。

## ○図書館

図書館の運営は、図書委員会において、①図書館の運営に関する重要事項を審議し、かつ必要に応じて図書館長の業務の執行を補佐するとともに、本学教職員及び学生等の研究並びに教育に必要な資料を収集及び保管し、利用に供し、それに必要な環境を整備し、大学教育及び研究の発展と充実に寄与すること、②教職員の教育研究成果の発信の場として、大学紀要を定期的に編集発刊して本学の研究発展に貢献すること等を主たる活動内容として、教育環境の整備と適切な運営・管理を行っている。

図書館の利用促進として、平成 28(2016)年 7 月から図書館ブログの運用を開始し、教員が学生に読んで欲しい 1 冊を紹介し、図書貸出の推進を行っている。

平成 30(2018)年度には、個別ブースデスクを 16 個増やし計 26 の個別ブースにしたことで図書館利用の利便性が向上した。

令和 2(2020)年から covid-19 の対策として、学習長机が図書館から撤去されていたが、令和 5(2023)年 2 月に再設置し学習環境を整えた。また、平成 30(2018)年度から星城大学リポジトリとして JAIRO Cloud を利用して主に星城大学研究紀要を公開している。令和 3(2021)年度からは、電子図書館(Maruzen eBook Library)を導入し、電子書籍が自宅などの学外から、パソコンやスマートフォンで読めるようになり、コロナ禍の中でも対応することができた。令和 5(2023)年度には、図書館の利用を促すためのポスターを作成し、学内に貼付した。

令和 6(2024)年 3 月末時点での本学図書館の蔵書は 50,868 冊であり、定期刊行物が 238 種類、視聴覚資料が 1,686 点、電子ジャーナルが 1,678 種類、データベースが 2 種類などとなっている。このほか電子図書 172 点を有している。図書館の利用指導については、従前より全学生に対してオリエンテーションで年 1 回、更に希望するゼミに対しては個別に図書館及び情報検索の利用方法を指導している。また、学内ホームページの図書館案内やオンライン検索、貸出予約などを各自のパソコンからできるようにして利便性を高めている。

令和 5(2023)年度の図書館の利用状況は、貸出総数（視聴覚資料含む）が 714 点（前々年度 678 点、前年度 698 点）であった。内訳は、学生が 529 点（前々年度 574 点、前年度 591 点）、教職員が 185 点（前々年度 104 点、前年度 107 点）であり、また、学生の 1 人当たり年間貸出冊数は約 0.38 点（前々年度約 0.39 点、前年度約 0.41 点）である。コロナ禍(図書館の臨時休館などもあり)で、図書館の利用は極端に減少したが、令和 4(2022)年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響は減少したが、図書館の利用は回復していない。また、令和 5(2023)年度の他大学への相互貸借は、18 件（前々年度 23 件、前年度 53 件）であった。内訳は、学生が 6 件（前々年度 4 件、前年 7 件）、教職員が 12 件（前々年度 19 件、前年度 46 件）である。貸出数低迷の理由としては「本離れ」「教員研究室等、図書館以外でも借りられる」等が挙げられる。【資料 2-5-7】

エビデンス集(資料編)

【資料 2-5-4】 SECC 教職員配置・星城大学ホームページ（クラブ・サークル紹介、ニュース）

【資料 2-5-5】 星城大学ホームページ（e-University）

【資料 2-5-6】 大学ネットワーク概要、キャンパスネットワーク構成全体、ネットワーク基本設計書

【資料 2-5-7】 星城大学ホームページ（図書館）

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーに関しては、車いす利用者にも配慮し、講義や実習で使用する大学の各棟入口にはスロープが設置されている。また、東海キャンパス本館を除き、エレベーターが設置されており、丸の内キャンパスを含めたこれらの棟では、車いす利用者がアクセス出来るようになっている。エレベーターのない本館へも 2 号館からの渡り廊下を利用して車いす利用者がアクセス出来るようになっているため、現在ではすべての講義室・実習室への車いすでの出入りが可能である。

また、階段の手すりについても建築年度の古い東海キャンパス本館の一部に追加で設置したが、2 号館で一部未設置箇所がある。3 号館、4 号館ではすべての階段に手すりが設けられている。

身障者用トイレについては、平成 29(2017)年に東海キャンパス 2 号館に、平成 30(2018)年に丸の内キャンパスに新設し、大学の両キャンパス、各棟すべてに身障者用トイレが設置された。その他、令和 5(2023)年度には、3 号館に残されていた和式トイレを全て洋式に改修した。

通学環境に関しては、本学の最寄り駅は名鉄新日鉄前駅であるが普通電車しか停車せず、また駅から約 160 段の階段を上る必要があるため、学生の負担が大きかった。このため、令和元(2019)年度から特急停車駅である太田川駅から朝の無料通学バスを運行し、学生の負担を軽減している。令和 4(2022)年度には通学バスの運行回数を増やし、学生の利便性を高めた。

エビデンス集(資料編)

【資料 2-5-8】 星城大学障がい者を有する等配慮を必要とする学生への支援に関する規程

【資料 2-5-9】 星城大学ホームページ(障がい者を有する等配慮を必要とする学生への修学支援)

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

経営学部は履修生が 100 人を超える場合あり、「星城大学授業補助講師に関する規程」により、授業補助担当者の配置を可能としている。その他、オンラインを用いて、2 箇所のキャンパス（東海市・名古屋市）にて、同時講義（片方のキャンパスが遠隔講義）を実施する場合にも授業補助担当者が配置される。また、初年次教育の充実を図るため、1 年次に配当される必修「総合基礎演習Ⅰ・Ⅱ」においては、留学生クラスを別途設けたり、卒業論文作成の指導を行うゼミでは、よりきめ細かい指導を行うため、ゼミ生を 20 人程度としている。語学においては、文部科学省から推奨されているとおり、英会話をその内容とする「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」では 20 人程度、中国語・韓国語など初修外国語においても履修者の制限を設けて、学修環境を整えている。

リハビリテーション学部では、1 学年定員が 80 人であり、理学療法、作業療法に関する専門科目の講義・実習科目に関しては、その重要性を考慮し専攻別に実施しており、40 人と少人数である。更に、実習科目については、原則、学生 20 人に 1 人の教員が担当するように配置している。卒業課題研究に関するゼミは、1 人の教員が最大 6 人までの学生を担当するなど、必要に応じ適正な人数の教員配置を行っている。

エビデンス集(資料編)

【資料 2-5-10】 学生生活のしおり (経営学部、リハビリテーション学部)

【資料 2-5-11】 2023 年度担任一覧

【資料 2-5-12】 2023 年度開講科目の履修者数一覧

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本館、2 号館は築後 30 年を経過し、補修、整備が必要な個所が増えてきていることから、外壁補修や空調更新など、大規模修繕工事を中心に中長期の更新計画を立案し、順次更新を進める。なお、令和 5(2023)年度末に行った本館エントランスの改修に続いて、令和 6(2024)年度には、本館の大教室の改修を予定している。この他、4 号館全体の空調工事も予定している。

教育備品の保守・点検や更新についても定期的な棚卸を行い確認しているが、耐用年数を考慮した機器更新を一元的に管理するための適切な管理組織、管理方法について検討を続ける。

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### ○教職課程室 (教職センター)

新刊書籍や動画資料・音声資料の充実化を図り、最新の情報を収集できるよう環境整備を目指す。

#### ○体育施設

体育室 (4 号館) を含めて、一部の施設等の老朽化により、修繕・改善を必要とする教育環境を、財源などの問題を見ながら、学生の安全という視点を最も重視し適切に修繕・改善する。なお、テニスコートでは人工芝張替えを具体的に計画している。

#### ○情報施設

学内情報基盤については、ネットワーク機器等の保守期限に合わせ、計画に従って更新し、利用者のニーズに応える。アプリケーションでは、新 LMS として Microsoft Teams の導入が開始された。教員向けに Teams 利用に関するアンケートを実施しており、結果をもとに活用方法の共有等を行い、教員間で使用格差が生じないようにしていく。

#### ○リハビリテーション施設

教育機器について新指定規則に基づき必要な機器・備品を令和 3 (2021) 年度に更

新整備を終え、令和 4(2022)年度からは、機器の保守整備を行ない、必要に応じて修理・交換を行っている。

### ○SECC

英語学習・英語交流スペースとして始まった SECC であるが、英語だけではなく、グローバル文化交流センターとしての役割を拡充し、外国人留学生をはじめとする学生と教員とがお互いに顔を合わせ、コミュニケーションを図ることのできる機会を増やす。具体的には、外国人留学生による自国文化紹介 DAY、大学の提供する長期・短期海外留学プログラムに関する会議運営やガイダンス、ESS サークル活動発表会、海外提携校学生との交流会などが考えられる。SECC 有効活用についてあらためて検討する機会を設ける時期に来ていると思われる。

### ○図書館

学外からのアクセスを可能するインターネットを活用した電子図書を令和 3(2021)年度に導入した。これにより丸の内キャンパスの学生や留学生、臨床実習学生など学外からの利便性が向上した。令和 4(2022)年度以降、一部のジャーナルを冊子体から電子図書に変更し、今後も電子図書を充実させ、学生が利用しやすい環境を拡充する。一方で、図書館の利用者は頭打ちとなっている。今後はラーニングコモンズとしての機能を備え、学生が主体的に学ぶ場としての機能に、その役割の転換を図っていくことが必要である。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーについては、対応できている。これを維持するための修繕や、カフェテリア等の施設・設備の利便性を向上させるための修繕（レイアウト変更、エアコン更新、一部教室の床固定式机/椅子から可動式に変更等）を推進する。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

履修者数が 100 人を超える講義については、授業補助担当者の配置、遠隔講義システムを活用し、キャンパスの区別なく複数教室での同時実施を行う。語学については、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」以外の科目においても、文部科学省から推奨されている通り小人数クラスとなるよう努める

### 2-6. 学生の意見・要望への対応

#### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

##### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

##### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### ○オフィスアワー制度・LMS の活用

各教科のシラバスに「オフィスアワー」の時間を明記のうえ告知したり、LMS として「Microsoft Teams」を導入し、学生が教員に質問ができる仕組みを整えた。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】

### ○学修支援課

大学生活を円滑に進めていくために必要となる事務的な事柄全般について、窓口にて取り扱う。奨学金の申請手続き、各種証明書の発行、学内施設の利用手続き、通学に係ることなどに加え、落し物や忘れ物の取り扱いなども行う。経済的な問題など教育や進路に係ること以外の相談も受け付けている。【資料 2-6-4】

### ○学生アンケートによる意見・要望の把握

学修支援課では、学生に学修支援・学修環境に関するアンケート調査を実施している。学生の意見・要望を把握する主な取り組みとして、3種類のアンケート（いずれも無記名）を実施している。「1. 学生生活実態調査」「2. 授業評価アンケート」「3. 学修成果及び就職活動支援アンケート（卒業時）」で、「1」「3」は年1回、「2」は前期・後期終了時に実施している。学生生活アンケートは、「アルバイト」「生活の安全安心」「施設・設備」「事務窓口」「講義」「その他要望」などの項目について設問を設けている。さらに、4 学年の卒業前にキャリア支援課と合同企画として「学修成果及び就職活動支援アンケート」を実施し、本学の修学や学修環境についての評価や意見を収集している。これらのアンケート結果を担当部局へ開示し、改善策の検討を依頼している。学生からの意見や要望への回答や改善策を学生へフィードバックを行っている。

### ○学生生活実態調査

令和 5(2023)年 10 月 30 日(月)から令和 5(2023)年 12 月 8 日(金)までの約 1 ヶ月間、両学部 of 全学生を対象に調査を実施した。回答結果は、AAA アンケート回答/結果のページにて閲覧可能な状態である。令和 5(2023)年度の回答率は、経営学部が 88.3% (対象 938 人/回答 828 人)、リハビリテーション学部が 94.4% (対象 288 人/回答 272 人)であった。全学での回答率は 90.1%で前年比 26.2%増となった。全調査項目は、①基本的事項 ②健康状態 ③アルバイト ④生活の安全・安心 ⑤学内の施設・設備 ⑥事務の窓口業務 ⑦本学入学を決めた理由 (1 学年のみ) ⑧スクールバスの利用⑨卒業アルバムの要望⑩カリキュラム外活動⑪学生食堂⑫大学に対しての改善希望 (具体的記述) 等である。調査結果は、学生生活部長から各学部教授会で報告を行い教職員に周知した。学生からの要望については、関係部局へ示し改善策を再提示するよう依頼した。アンケート結果だけでなく、改善策を含めてを学生へフィードバックしている。

### ○授業評価アンケート

前期・後期のすべての授業について調査し、前期は 6906 件の回答、後期は 6495 件の回答を得た。回答率は、前期 59%後期 60% (全学) であり前年比 1%増であった。

本アンケートは、主に各科目における学生の授業への取り組み、教員の対応、内容の理解度、満足度を問うものであり 15 項目（5 点満点）からなっている。令和 5(2023)年度の満足度平均は、前期 4.2、後期 4.28 であった。アンケート結果から各科目担当者はシラバスを用いて改善点を記載し学生に周知している。

#### ○学修成果及び就職活動支援アンケート（卒業時）

本学の建学の精神「報謝の至誠」「文化の創造」「世界観の確立」への理解度を問うなど、ディプロマ・ポリシーに関する設問を設けている。令和 5(2023)年度は、キャリア開発委員会と合同で「学修成果及び就職活動支援アンケート」を実施した。回答率は、経営学部 88.2%(261 人/296 人)。リハビリテーション学部 93.5%(58 人/62 人)であった。なお、アンケート結果のフィードバックは、学位記授与式にて配布を行った。【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】

#### <経営学部>

「自分づくりセミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の科目担当者が 1・2 年次の担任を、「ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の科目担当者が 3・4 年次の担任を担い、履修、学修、就職などの進路、その他、日常生活一般について相談を受けている。特に 1・2 年次においては、学生の大学への「慣れ」と「戸惑い」が同居する時期であるため、科目担当者、事務局で構成する自分づくりセミナー運営委員会で詳細な検討が行われる体制になっている。

学生との連絡には、AAA を利用するケースが多く、欠席過多学生や進路指導など、学修支援課・キャリア支援課からの学生連絡も、自分づくりセミナーやゼミナールの科目担当者が協力している。1 年生全員に、自分づくりセミナー担当者がゼミ面談を行い、初年次教育・教養教育の現場で学生の意見・要望に対応している。

「ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」では、学部教員が学生の専門性を高めることを助け、特定研究分野を通じて学生を指導する。学生個人に合わせた、一般的教養の指導のみならず、学術的及び専門的発展、また個人のキャリア形成に関して長期的に育成する中で、学生の意見・要望に対応している。【資料 2-6-7】

#### <リハビリテーション学部>

各専攻の学年ごとに担任と副担任を設け、履修計画や学習内容、就職・進学、健康や日常的な悩みなど、学業から学生生活の諸問題について相談を受け、助言や指導も行なうと同時に、大学についての気になる点や要望なども聴取している。学生は電子メール、AAA、LMS、その他の通信ツールを使用して担任・副担任に連絡することができる。また、臨床実習に関し、各専攻で緊急連絡用の携帯電話を各専攻で保有しており、臨床実習の期間中は担任・副担任がこれを所持し、いつでも臨床実習施設指導者と連絡が取れるため、臨床実習施設指導者と学生との橋渡しを適時に可能な形で体制を整えている。【資料 2-6-7】

各学年の前期開始時と後期開始時に、担任・副担任と面談を行い、学生一人ひとりから学生生活に関する事、施設設備に関する事、授業・学修に関する事などについての意見、要望を汲み上げている。本面談は定期的に加えて必要に応じて適時にも行われ、得ら

れた情報は、各専攻プロパー会議と両専攻プロパー会議において共有されており、個々の教員が学修のサポートに活用することができる。【資料 2-6-8】

#### <留学生別科>

留学生別科では、開講時から独自に授業評価アンケートを実施することで、教務主任と授業科目担当者がシラバスや授業内容の改善を図っている。また、クラス担任による個別面談において、学生の生活環境、体調、学習習慣を把握し、必要に応じて、教員や各部局と共有することで、学生ひとり一人に応じた支援を行っている。

現在、留学生別科は学期開始時にプレースメントテストを行い、日本語レベルを総合的に判断し、日本語科目（総合日本語Ⅰ～Ⅲおよび日本語Ⅰ～Ⅲ）はレベル別に2クラス開講しているが、技能別のレベルへの配慮はできていない。そのため、学生からは「日本語Ⅰ～Ⅲ（日本語能力試験対策）」は「総合日本語」の所属クラスに関係なく、受験級でクラスを選びたいとの要望が出ており、今後検討していく。

#### <大学院健康支援学研究科>

年度末及び卒業時のアンケートを実施している。学部同様に学修支援課内に大学院担当者が在籍し、常時院生からの問い合わせに答えられるようになっている。大学院生は少人数であり、研究指導教員による指導時及び各講義時に院生からの意見なども確認している。学修支援課に問い合わせがあった場合は、大学院教務委員会・FD委員会（月1回）で情報を共有している。【資料 2-6-9】

#### エビデンス集(資料編)

【資料 2-6-1】 シラバス (例)

【資料 2-6-2】 Microsoft365 User Setup Manual2023

【資料 2-6-3】 teams 画像

【資料 2-6-4】 「学生生活のしおり」 事務手続き

【資料 2-6-5】 学生アンケートによる意見・要望の把握

(学生生活実態調査、授業評価アンケート、学修成果アンケート)

【資料 2-6-6】 学生生活アンケート (学生生活実態調査) への回答について

【資料 2-6-7】 2023 年度担任一覧、学生生活のしおり (自分づくりセンター)、  
星城大学ホームページ (自分づくり支援)

【資料 2-6-8】 学生個人面談の実施記録

【資料 2-6-9】 学生便覧・大学院アンケート

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### ○学生相談室(SCC)と医務室

入学時に任意で提出された「健康調査票」の基に個々の学生の状態の把握に努め、必要に応じて医務室職員(看護師)による面談を実施し、「健康に不安がないか」、「投薬の状況や緊急時の搬送先」などの確認を行い、非常時の対応に備えている。

学生相談室(SCC)では、医務室等の関係部署や外部の専門機関と連携をし、学生一人ひとりが安心して学生生活を送れるよう心理面からのサポートを行っている。

健康管理においては、年1回の健康診断実施及び、「配慮を必要とする学生」のほか健康に不安を頂いている学生の要望などを聞き取り、本人の同意の上、学修支援課において、医師の診断書や処方薬を確認し、学生生活の中でどのような配慮が可能であるかを確認し関係部局へ情報共有を行い、学修環境を整えている。【資料 2-6-10】【資料 2-6-11】

#### ○奨学金

経済的支援については、入学時に奨学金説明会を開催。担当の職員が説明を行い、入学後も随時相談が可能であることを周知している。文部科学省による給付型の「高等教育の修学支援新制度」の認定校でもある本学では、令和 5(2023)年度は 107 人の学生が制度を活用した。その他、成績優秀奨学金制度は、対象者を各学部、各専攻で学年毎に上位 3 人とし、学生のモチベーションアップに繋げている。これに加えて様々な分野とレベルにおける学生の努力を認め表彰する「奨励賞」を設け、学生の意欲向上支援の一助としている。

【資料 2-6-12】

#### エビデンス集(資料編)

【資料 2-6-10】 学生相談室(SCC)面接総数

【資料 2-6-11】 医務室利用者数

【資料 2-6-12】 奨学金説明会資料

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### ○施設に関するアンケート

両学部共通で年1回実施する学生生活実態調査では、「施設・設備」の項目で「自己学習ができる学内環境」「講義室や実習等の環境」「スポーツ施設の環境」「くつろぎの空間」が整っているかという設問を設け、アンケート結果は学生生活委員会にて共有されている。経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科等、学部により意見や要望は異なっているため、優先順位、必要性等の状況を見ながら、個別に対応している。【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】

#### <経営学部>

経営学部では、「整っていない、あまり整っていない」という回答が「自己学習ができる学内環境：27.7%」「講義室や実習等の環境：33.0%」となっている。このうち、「自己学習ができる学内環境」については、図書館や自習室、SECCなどが存在するため、期首オリエンテーション時に改めて学生に活用を周知した。

#### <リハビリテーション学部>

リハビリテーション学部では、半期毎に行っている学生個人面談で得られた学修環境に関する意見、要望も重視し面談記録に記載したうえで、教員間で情報共有するとともに、学部長を通じて学長及び事務局長に提出している。挙げられた意見や要望は学修支援課で

も把握し、活用している。令和 5(2023)年度は、3号館 1階の 3101 教室の全面改装やトイレの洋式化とウォシュレットの設置が各階すべてに完了した。

#### <留学生別科>

留学生別科では、クラス担任による個人面談や独自のアンケート調査を通し、学修環境について意見・要望を尋ねている。それらは別科運営委員会で共有し、学修環境の改善を図っている。例えば、別科生専用の Wi-Fi ルーターの接続状況改善のため、次年度以降、増設することとした。

#### <大学院健康支援学研究科>

大学院は、令和 5(2023)年度末のアンケートにて、学修環境に関しては、100% (10 名全員) 充実していた(「とてもそう思う」・「そう思う」)であり、十分な学修環境が準備できたと考えられる。学修関連の自由意見として、遠隔講義の実施、指導教員による研究時間の調整が学生にとって良かったとの意見があった。研究に必要な図書・文献は図書館の電子ジャーナル、J-STAGE など収集を行っており、今後も図書館の有効利用を推進していく。

#### エビデンス集(資料編)

##### 【資料 2-6-5】学生アンケートによる意見・要望の把握

(学生生活実態調査、授業評価アンケート、学修成果アンケート)

##### 【資料 2-6-6】学生生活アンケート(学生生活実態調査)への回答について

#### (3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

現在、全学生を対象として「学生生活実態調査(年 1 回)」「授業評価アンケート(前期、後期終了時、全科目を対象として)」「学修成果及び就職活動支援アンケート(卒業時)」の 3 種類を実施している。特に、「学生生活実態調査」においては、学内施設の改善や学生の要望に応えるよう部局ごとに改善案を提示し具体的な実施案を示す。また、本学の平均的な学生像の「見える化」を試みし、「保護者教育懇談会」などで公表する予定である。

#### <経営学部>

経営学部では、分野単位、ゼミ単位での意見の受付、アンケートへの協力依頼を行い、要望の把握を継続する。また、留学生も多いため、留学生別科と協力し、留学生ならではの要望にも応える。一方で、教学マネジメントの本格化による学生による「アンケート疲れ」を防ぐための手段を検討していく。

#### <リハビリテーション学部>

リハビリテーション学部は、定期的な面談、学修支援課による意見の受付、アドバイザーミーティング制度の活用によって現状でも十分な要望の把握ができています。今後も意見交換の機会を増やし、要望の把握に努める。また、学外施設での実習が多く、心身ともに安定した状態で学生が臨床実習に専念できる環境を整える必要があることから、今後も教

員と学修支援課はもちろん、臨床実習施設指導者とも密に連携を図りながら、健康管理上の支援やメンタルヘルスケアに対する取組みを充実させていく。

#### <留学生別科>

留学生別科では、学期毎の授業評価アンケートの実施と個別面談によって、学生の学修環境や要望を把握し、別科として改善・検討が必要な項目については、別科運営委員会で共有し、対応している。今後も継続して、学生の心身の健康と安全に配慮した教育を実施していく。

#### <大学院健康支援学研究科>

大学院生は社会人の場合が多く、大学院への提出書類の持参に関して時間的な制限があるため、必要書類の簡素化（印鑑の省略）の希望があり、令和5(2023)年度より押印箇所を大幅に削減し、電子メールでの提出を可能としたが、研究奨励費の支払いなど一部まだ電子化できていない所についての要望があったのでの検討が必要である。

### **【基準2の自己評価】**

本学は、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設等、教育目的達成のために十分な規模を有している。また、学生生活アンケートの実施、分析から学生の支援に生かすシステムを構築している。

#### <経営学部>

経営学部では、教職協働の思想の下、学生の入学から卒業までに必要な学修・生活・キャリア形成への支援は、教育職員と事務職員が、必要な情報を密に共有しながら進めている。学修活動面では、学部内に設置されている自分づくりセミナー運営委員会、丸の内キャンパス運営委員会、ゼミナール運営委員会で、支援の均質化が図られており、運営や方針に関する情報の共有は教授会および学部会議で行われている。各委員会には事務局が参加しているため、組織的支援が担保された状態にある。授業外の学生生活についても、学生生活委員会、キャリア開発委員会をはじめとする学内組織が教員・職員参加の下で組織されており、必要な支援を学生が円滑に得られ、かつその仕組みが問題なく動くよう、教員・職員両方からのチェックが働いている。

#### <リハビリテーション学部>

リハビリテーション学部では、毎週行われる各専攻プロパー会議、月に1回の両専攻プロパー会議にて学生の学修、生活、体調面などの総合的な情報の交換は密にできている。無断欠席や体調不良による欠席があった場合も情報共有がされ、必要に応じて担任、副担任が面談を行い、学修及び生活面の支援を行っている。また、問題の質によっては学生相談室の利用も促し、多面的なサポートが可能となるようにしている。今後もさらに密な情報共有により、一層手厚いサポートを目指す。

#### <留学生別科>

留学生別科では、担任及び授業を担当している教員が学生の受け入れ（入学時）からコース修了までの学生の生活面、学修面の様子や要望を把握し、自分づくりセンターと情報共有を行い、必要な支援を実施している。必要に応じて、医務室とも連携を行っている。また、毎月1回開催している留学生別科運営会議において、学生の様子や学修環境に関する情報共有を行っている。

#### <大学院健康支援学研究科>

大学院生は、研究指導教員、学修支援課内の大学院担当職員が支援を行っている。少人数のため、随時院生からの希望や要望は、教員に伝わりやすい状況である。大学院生に関する情報は大学院教務FD委員会及び研究科委員会にて共有している。また、社会人が学びやすいように、夜間開講、遠隔講義を実施しており、研究奨励費や長期履修制度の費用に関する支援も行っている。

以上のことから本学は学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応に関する「基準2. 学生」を満たしている。

### **基準3. 教育課程**

#### **3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

##### **3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

##### **3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

##### **3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

###### (1) 3-1の自己判定

「基準項目3-1を満たしている。」

###### (2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### **3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

両学部、留学生別科及び大学院は、本学の建学の精神、基本理念、使命・目的、教育の目標を踏まえ、学部等のディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページや大学案内、募集要項に掲載し学外に広く公開するとともに、「学生生活のしおり」「学生便覧」に掲載し、1年次オリエンテーション時に説明することで、学内に対し周知している。

#### エビデンス集(資料編)

【資料3-1-1】2024年度 星城大学大学案内、星城大学大学院 2024年度 大学院案内

【資料3-1-2】募集要項

【資料3-1-3】星城大学 基本理念と使命・目的等

星城大学大学院健康支援学研究科の使命・目的等

【資料3-1-4】星城大学ホームページ（大学案内>理念と教育方針）

【資料3-1-5】星城大学ホームページ

（経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、大学院健康支援学研究科）

【資料 3-1-6】 学生生活のしおり、学生便覧

(経営学部、リハビリテーション学部、大学院健康支援学研究所)

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、  
修了認定基準等の策定と周知**

「学生生活のしおり」「学生便覧」に、「進級判定条件」「成績評価・GPA」「単位認定」「卒業要件」という項目で解説している。また、シラバスの「授業目的」「到達目標」はディプロマ・ポリシーを反映するよう、シラバス作成要領に記載している。

単位認定は、経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科ともに試験・レポートの結果、平常の授業態度、出席状況等で判定され、その評価は、S・A・B・C及びDで表され、C以上が合格となり単位が与えられる。

<経営学部>

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は、経営学部のディプロマ・ポリシーを踏まえて策定している。

履修科目については、定期試験等による審査の結果、合格基準に至らない場合、単位認定されず不合格となる。このような場合、一定の条件下で再試験の機会が設定され、再審査を受けて単位認定に至る場合もある。再試験については「学生生活のしおり」並びにAAA掲載シラバスによって学生にも周知されている。また、資格取得による単位認定制度があり「学生生活のしおり」並びに大学ホームページにて周知している。その他、再入学や編入学者に対しては、「星城大学再入学・編入学規程」に従い、単位認定を行っている。

経営学部では、1年から2年に、2年から3年に進級する際、修得単位数のほか、一定の必修科目が修得されていることを、進級要件として設定している。卒業要件を満たしていない場合、4年次で留年となるが、 Semester制の趣旨を活かし、卒業単位を満たせば9月卒業を認めている。

卒業認定は、教務委員会と教授会の議を経て行っている。卒業認定を受けるためには、コース制度が適用される平成30(2018)年度以前の入学者については、学部全体の必修科目の修得に加え、コースごとに定められているカリキュラム上の必修科目を履修し更に各履修区分領域に定められている修得単位を満たし、かつ総修得単位が124単位以上でなければならない。分野制度が適用される令和元(2019)年度以降の入学者については、学部全体の必修科目の修得に加え、各履修区分領域に定められている修得単位を満たし、かつ総修得単位が124単位以上でなければならない。また、4年次後期開講の「ゼミナールⅣ」(必修)で卒業論文を完成させることを卒業要件の一つとしている。卒業論文の不合格者又は未提出者は留年となる。

経営学部は、上記の卒業要件及び以下のディプロマ・ポリシーに挙げた能力を満たした者に卒業を認定し、学位を授与する。

- 1) 修得した経営学の知識と管理の技能により、文章力や課題を解決する能力を身につけている。
- 2) 卒業論文の作成を通じて身につけた、論理的な思考力や創造性を発揮できる。
- 3) 組織社会において協調性や表現力、コミュニケーション能力を発揮できる。

- 4) 多文化社会に適応し、他者に対する思いやり、報謝の至誠と感謝の真心を持ち、企業や社会のルールやマナーを理解し、行動できる。

<リハビリテーション学部>

リハビリテーション学部では、卒業要件は、理学・作業療法学専攻ともに、指定された教養教育科目群、専門基礎科目群、理学・作業療法学専門科目群それぞれの単位を修め、合計128単位以上の修得となっている。なお、令和元(2019)年度以前の入学者は旧カリキュラムであるため、合計126単位以上が卒業要件となる。これらは、入学時に配付される冊子「学生生活のしおり」とホームページ上に記載され、学生に対して明示されている。また、1年次オリエンテーション時にも説明をしている。

各科目群における設定科目及び授業内容は、教育課程の内容・方法の方針(カリキュラム・ポリシー)に則って作成されたカリキュラムに基づくものであり、その卒業要件を満たすことは、同時に学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)も満たすことを意味する。

リハビリテーション学部は、卒業要件と以下の専攻別ディプロマ・ポリシーに挙げる事項を満たした者に卒業を認定し、学位を授与する。

(理学療法学専攻)

- 知識・理解
  1. 人の尊厳と個人、文化、社会の多様性についての幅広い知識を基に、リハビリテーションの概念を理解している。
  2. 保健・医療・福祉領域における身体的・社会的問題に対応できる高度な専門的知識を修得している。
- 汎用性技能
  1. 高いコミュニケーション能力を持って多様な人々と関わることで世界観を確立できる。
  2. 障害構造を科学的、論理的に解釈し、多様な社会的要請に対応した理学療法を立案・実践できる。
- 態度・志向性
  1. 報謝の至誠のもと自己研鑽に励み、他者に方向性を示すことができる。
  2. 保健・医療・福祉に関する調査・研究に取り組み、その成果を持って文化を創造できる。
  3. 理学療法士として社会的役割と責任を自覚し、高度な知識と技術を持って他職種と協働できる。

(作業療法学専攻)

- 知識・理解
  1. 人の尊厳と個人、文化、社会の多様性についての幅広い知識を基に、リハビリテーションの概念を理解している。
  2. 保健・医療・福祉領域における身体的・社会的問題に対応できる高度な専門的知識を修得している。
- 汎用性技能

1. 高いコミュニケーション能力を持って多様な人々と関わることで世界観を確立できる。
  2. 生活・障害を科学的に分析・評価し、作業療法的視点から高度な治療・支援ができる。
- 態度・志向性
    1. 報謝の至誠のもと自己研鑽に励み、他者に方向性を示すことができる。
    2. 保健・医療・福祉に関する調査・研究に取り組み、その成果を持って文化を創造できる。
    3. 作業療法士として社会的規範に従い行動し、高度な知識と技術を持って対象者および社会に貢献できる。

#### <留学生別科>

留学生別科の1年コースの修得要件は、日本語科目から20単位以上、日本事情科目・基礎科目から計8単位以上、合計28単位以上となっている（1.5年コース、6か月コースの修了要件は「資料1-2-4 留学生別科規程」を参照のこと）。これらを「学生生活のしおり（別科版）」に代わるスライドを作成し、「成績評価、単位認定基準、修了要件」という項目でオリエンテーション時に留学生別科生が理解できる日本語で詳しく説明している。また、シラバスにも記載し、初回の授業時において各科目担当者が学生に周知している。

留学生別科は、修了要件と以下のディプロマ・ポリシーを満たしたうえで、修了を認定し、修了証書を授与する。

- 1) 日本語能力試験N2相当以上の日本語の能力と知識を身につける。
- 2) 日本の大学で学ぶために最低限必要な日本語運用能力を身につける。
- 3) 日本の社会や文化への理解を深める。
- 4) 日本の大学の入学試験で求められる留学生試験に必要な基礎学力を身につける。

#### <大学院健康支援学研究科>

大学院の修了要件は、指定された基礎科目、基本科目・関連科目、総合科目それぞれの単位を修め、合計30単位以上の修得となっている。

これらは入学時に配付される冊子「学生便覧」とホームページ上に記載され、学生に対して明示されている。また、1年次オリエンテーション時に説明をしている。

なお、各科目群における設定科目及び授業内容は、ディプロマ・ポリシーの1)に沿っており、基礎科目、基本科目・関連科目を修得することで2)の保健医療福祉分野での健康支援に関する学術を身につけることが、更に総合科目を修得することで、3)の高度保健医療福祉専門職として基礎的研究能力を身につけることができるようになっており、その修了要件を満たすことは、修士授与の方針（ディプロマ・ポリシー）も満たすことを意味する。

以下のディプロマ・ポリシーを満たしたうえで、卒業を認定し、修士（保健学）を授与する。

- 1) 「基礎科目（必修6単位）」「基本科目・関連科目（選択14単位以上）」「総合科目（必修10単位）」の合計30単位以上を修得しなければならない。

- 2) 保健医療福祉分野での健康支援に関する学術を身につけている。
- 3) 高度保健医療福祉専門職として基礎的研究能力を身につけている。

#### エビデンス集(資料編)

【資料 3-1-6】 学生生活のしおり (経営学部、リハビリテーション学部)

学生便覧 (大学院健康支援学研究科)

【資料 3-1-7】 2023 経営学部卒業論文発表会

【資料 3-1-8】 オリエンテーション資料

【資料 3-1-9】 2023 年度シラバス

(経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、大学院健康支援学研究科)

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

すべての科目の評価方法は、シラバスの【評価方法】欄に示されている。具体的には、試験・レポートの結果、平常の授業態度、出席状況等で判定され、その評価は、S・A・B・C 及び D で表され、C 以上が合格となり単位が与えられる。

なお、本学では、成績の内容を評価するために、GP(Grade Point)を使って GPA を計算している。GP は、S・A・B・C 評価に対し、それぞれ 5・4・3・2 点とし、各科目の GP に単位数をかけ、その合計を修得総単位数で割って計算する。GPA は進級、奨学金候補者の推薦、学習指導などの際に利用している。

単位認定は科目担当者が行い、事務局(学修支援課)にて AAA で集計する。各学部において、学部所属学生全員の集計結果を学部教務委員会で審議し、その後、学部教授会にて審議する。更に、進級・卒業については、学長の稟議決裁のうえ承認される。

#### エビデンス集(資料編)

【資料 3-1-6】 学生生活のしおり (経営学部、リハビリテーション学部)

【資料 3-1-9】 2023 年度シラバス

(経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、大学院健康支援学研究科)

【資料 3-1-10】 卒業進級判定拡大教授会議事録

### (3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

学部等においては、前期及び後期末に成績判定会議を開催し、教授会にて承認を得て進級、卒業認定等を行っている。

学部教務委員会、学修支援課、ゼミ担当、担任、科目担当者が学生の単位修得状況を含めた学修状況について共有し、学修支援を進めている。単位認定、卒業・修了要件の基準に関しては学部特有のカリキュラムと科目に準じたものを作成しているが、今後その精度を高めていく。また、令和 6(2024)年度より欠席過多などによる F 評価(資格喪失)の追加や GPA 算定基準の更改などを主とする新たな成績評価規程が適用されるため、継続して厳正に運用する。

リハビリテーション学部においては、新たなディプロマ・ポリシーを募集単位である専攻毎に策定し、周知を行った。今後は教学マネジメントデータを経年的に分析し、ポリシーの妥当性を検討していく。

留学生別科においては、前期及び後期末の留学生別科運営委員会において、成績判定を行い、委員会の承認を得て、修了認定を行っている。また、教務主任が、学生の単位習得状況を含めた学修状況と進路希望を把握し、別科委員会で委員と共有し、学修支援と進路指導を行っている。令和 5(2023)年度から経営学部への進学支援として、入試広報課と連携し、大学のオープンキャンパスへの参加支援と、別科生を対象とした進学説明会も開催している。今後も委員会として学修状況の把握、共有をしながら、学修支援と進路指導を積極的に行っていく。

大学院健康支援学研究科においては、単位認定、卒業・修了要件の基準に関して掲げたディプロマ・ポリシーを満たす学生であるか、日々の講義、中間発表、修士論文発表等で適正に判断を行う。担当教員、指導教員はカリキュラム科目、研究課題に準じた指導を行っているか委員会を通じて相互確認を行い基準の確認を行う。学生アンケートなどの情報をもとに必要な改善を継続的に続けていく。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーに掲げる人材を育成するため、以下のカリキュラム・ポリシーを策定している。経営学部、リハビリテーション学部については「学生生活のしおり」とホームページで、留学生別科についてはホームページで公表している。

#### <経営学部カリキュラム・ポリシー>

##### ● 教育内容

1. 経済社会の多様なニーズに対応するため、多様化する経営分野の学びにより専門性を深め、ビジネス社会における実践力を高める。
2. 報謝の至誠・感謝の真心、幅広い教養と経営専門能力を育成するため、カリキュラムに共通科目群、専門科目群を設定するとともに、経営学の学び分野ごとに推奨する科目群も設定する。
3. 自分の世界観を確立し、また、グローバル社会に対応するため、語学力を重視するとともに、積極的に異文化交流を推進する。

- 教育方法
  1. 1年生からゼミナールなどの演習による学生への個別指導を行い、また面談などを通じて、学生との質疑応答形式などにより個々の学生に応じた教育を推進し、学生の思考力やコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力などを高める。
  2. 企業や地域社会、国際社会などの仕組みを理解できるセミナーやインターンシップ、演習、キャリア教育により実践力や社会的基礎力を高める。
  3. 卒業論文の作成により主体的な学習や研究を促進し、思考力、創造性、ITの活用能力を開発するとともに、発表や優秀論文の顕彰を通じて、その水準の向上を図る。
- 学修成果の評価
  1. シラバスに単位取得の条件を記載し、出席や授業態度を含む厳格な成績評価を行う。
  2. GPA、卒業論文審査（主査と副査による）等により厳格に達成度を評価する。
  3. 進級規程を設けて、到達度を評価する。

<リハビリテーション学部カリキュラム・ポリシー>

次の専攻別カリキュラム・ポリシーを今年度新たに策定し、入学時のオリエンテーションにて「学生生活のしおり」を用いて周知するとともに、ホームページにも掲載し周知している。

（理学療法学専攻）

1年次に豊かな一般教養を身につける、2年次に医療人としての確かな土台をつくる、3年次に専門知識と技術を身につける、4年次に臨床実習で療法士になるための総合力を身につけるため、以下の方針を掲げます。

- 教育内容
  1. 国際人、社会人、医療人としての資質を備えた人材育成のため、科学的思考能力、社会的倫理観、国際的視点を養う教養科目を配置する。
  2. 心身の機能と障がいの関連を理解するために、身体を総合的に学ぶための基礎医学系科目を配置する。
  3. 障がい構造を多角的に理解し、地域包括ケアシステムをふまえて日常生活活動および環境に着目した理学療法を構築するための専門科目を配置する。
  4. 基本的理学療法技術を修得し、臨床での実践能力やコミュニケーション能力を習得するため、専門領域の演習、実習科目を配置する。
  5. 学内での学修成果の集大成として、知識、専門技術、研究方法、科学的思考等を活用し、成果を結実できるように臨床実習および理学療法研究法特論（卒業課題研究）を配置する。
- 教育方法
  1. 少数、双向型の講義を推進する。
  2. ICT技術の活用により、最新の知見を身近に感じられる環境を作る。
  3. 専修条件（履修順序の設定）により段階的かつ効果的な学修を行う。
  4. アクティブ・ラーニングによって、医学に関する課題の本質を見抜く洞察力と判断力を高める。
- 学習成果の評価
  1. 原則的に定期試験によって成績を評定する。

2. 特定の科目（演習および実習科目など）ではルーブリック評価を導入し、明確な評価基準を設定する。
3. 学修成果指標として、GPA(Grade Point Average)や各専攻のディプロマ・ポリシーの達成度を判定する。

（作業療法学専攻）

1年次に豊かな一般教養をにつける、2年次に医療としての確かな土台をつくる、3年次に専知門識と技術をにつける、4年次に臨床実習で療法士になるための総合力を身につけるため、以下の方針を掲げます。

● 教育内容

1. 国際、社会、医療としての資質を備えた人材育成のため、科学的思考能力、社会的倫理観、国際的視点を養う教養科目を配置する。
2. 心身の機能と障がいの関連を理解するために、身体を総合的に学ぶための基礎医学系科目を配置する。
3. 保健・医療・福祉領域で求められる実践能力を育成し、心身の障がいと生活に焦点をあてた専科目を配置する。
4. 日常生活活動および生活環境に注目して、生活の質に結びつけ、人の多様な生活、生き方、生きがいを対象者に提案できるよう臨床的思考を身に付けるための演習、実習科目を配置する。
5. 学内での学修成果の集大成として、知識、専門技術、研究方法、科学的思考等を活用し、成果を結実できるように臨床実習および作業療法研究法特論（卒業課題研究）を配置する。

● 教育方法

1. 少数、双方向型の講義を推進する。
2. ICT技術の活用により、最新の知見を身近に感じられる環境を作る。
3. 専修条件（履修順序の設定）により段階的かつ効果的な学修を行う。
4. アクティブ・ラーニングによって、医学に関する課題の本質を見抜く洞察力と判断力を高める。

● 学習成果の評価

1. 原則的に定期試験によって成績を評定する。
2. 特定の科目（演習および実習科など）ではルーブリック評価を導入し、明確な評価基準を設定する。
3. 学修成果指標として、GPA(Grade Point Average)や各専攻のディプロマ・ポリシーの達成度を判定する。

<留学生別科カリキュラム・ポリシー>

留学生別科のカリキュラム・ポリシーをホームページで公開するとともに、各学期のオリエンテーションにて別科生に周知している。

● 教育内容

1. 日本の大学で学ぶための日本語力養成を目的とした日本語科目のほか、日本事情科

目や基礎科目を設定する。

● 教育方法

1. 少人数クラスによる日本語の授業を行う。
2. 担任制で学生への個別指導を行い、入学直後から面談などを通じて、個々の学生に応じた教育を推進し、適切な進学選択ができるよう支援する。
3. 正課外の社会活動を通じて、多様な人と協働し、異文化理解能力やコミュニケーション能力を身につける。

【日本語科目】

- ・自ら学習計画を立て、学び、それをふりかえることで自律性を養う。
- ・日本語による発表やプレゼンテーションなどの活動を通じて、自律的な日本語学習を促進する。

【日本事情科目】

- ・PBL (Project-based learning／プロジェクト型学習) をとおして、日本事情に関する知識を獲得し、使える日本語を身につける。

【基礎科目】

- ・CLIL (Content and Language Integrated Learning／内容言語統合型学習) を行う。情報収集、分析、発表、討論などの言語活動を行うことで、基礎学力を高め、自然な日本語の運用力を身につける。

● 学修成果の評価

1. シラバスに評価方法を記載し、授業参加度・貢献度や受講姿勢を含め、総合的に成績評価を行う。
2. 学期末の試験等により、厳格に達成度を評価する。

<大学院健康支援学研究科カリキュラム・ポリシー>

次のカリキュラム・ポリシーを入学時オリエンテーションにて「学生便覧」を用いて周知している。ホームページにも掲載し周知している。

1. 健康支援に関して幅広い専門知識を備えた人材の育成のために、基礎科目の健康支援学特論を通して専門基礎知識を学び、健康支援学研究法、健康行動支援学特論を通して実践力を身につける。
2. 学問としてより深く探求できる資質の育成を目的とし、基礎科目を通し専門性の高い基礎知識を修得し、研究支援学研究法の履修により教員、院生間でのグループディスカッション及びプレゼンテーションを介して医学に関する深い関心と主体的な学習態度を養い、問題の本質を見抜く洞察力と判断力を育成する。
3. 興味を持つ研究分野に対してより深い知識と科学的思考能力の育成を目的とし、健康支援学特別研究により、研究の立案、研究の実施、データの分析、データを受けての考察が行えるように指導教員とトレーニングを行う。研究法を通じて障害に対する科学的思考能力も育成する。
4. 専門教育では理学療法及び作業療法における健康支援に重点を置き、様々な障害に関わる分野の講義及び演習・実習を通してリハビリテーションチームの一員としての医療・保健・福祉領域で求められる高度な実践能力を育成する。

5. これらを通じた勉学の集大成が修士論文研究であり、大学院で身につけた知識、専門技術、研究方法、科学的思考等を活用し、研究成果を発表できるよう丁寧な個別指導を行う。

#### エビデンス集(資料編)

【資料 3-2-1】 2024 年度 星城大学大学案内

【資料 3-2-2】 2024 年度星城大学募集要項、2024 年度大学院募集要項

【資料 3-2-3】 星城大学 基本理念と使命・目的等

星城大学大学院健康支援学研究科の使命・目的等

【資料 3-2-4】 星城大学ホームページ (大学案内>理念と教育方針)

【資料 3-2-5】 星城大学ホームページ

(経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、大学院健康支援学研究科)

【資料 3-2-6】 学生生活のしおり、学生便覧

(経営学部、リハビリテーション学部、大学院健康支援学研究科)

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は、学部等において専門性の高い教育を行っており、大学全体の教育目標等を踏まえ、学部等が独自のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲げている。学部等のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは次のとおりである。

#### <経営学部>

経営学部のディプロマ・ポリシーでは、「修得した経営学の知識と管理の技能により、文章力や課題を解決する能力を身につけている。」「卒業論文の作成を通じて身につけた、論理的な思考力や創造性を発揮できる。」「組織社会において協調性や表現力、コミュニケーション能力を発揮できる。」「多文化社会に適応し、他者に対する思いやり、報謝の至誠と感謝の真心を持ち、企業者社会のルールやマナーを理解し、行動できる。」を掲げている。この内容に対して、一貫性が確保されるようにカリキュラム・ポリシーが策定されている。また、各分野においても、一貫性が確保されるように履修系統図が示されている。

#### <リハビリテーション学部>

リハビリテーション学部では、専攻ごとに次のディプロマ・ポリシーを掲げている。

(理学療法学専攻)

#### ● 知識・理解

1. 人の尊厳と個人、文化、社会の多様性についての幅広い知識を基に、リハビリテーションの概念を理解している。
2. 保健・医療・福祉領域における身体的・社会的問題に対応できる高度な専門的知識を修得している。

#### ● 汎用性技能

1. 高いコミュニケーション能力を持って多様な人々と関わることで世界観を確立でき

る。

2. 障がい構造を科学的、論理的に解釈し、多様な社会的要請に対応した理学療法を立案・実践できる。

● 態度・志向性

1. 報謝の至誠のもと自己研鑽に励み、他者に方向性を示すことができる。

2. 保健・医療・福祉領域に関する調査・研究に取組み、その成果を持って文化を創造できる。

3. 理学療法士として社会的役割と責任を自覚し、高度な知識と技術を持って他職種と協働できる。

(作業療法学専攻)

● 知識・理解

1. 人の尊厳と個人、文化、社会の多様性についての幅広い知識を基に、リハビリテーションの概念を理解している。

2. 保健・医療・福祉領域における社会生活機能に関する問題に対応できる高度な専門的知識を修得している。

● 汎用性技能

1. 高いコミュニケーション能力を持って多様な人々と関わることで世界観を確立できる。

2. 生活・障がいを科学的に分析・評価し、作業療法的視点から高度な治療・支援ができる。

● 態度・志向性

1. 報謝の至誠のもと研鑽に励み、他者に方向性を示すことができる。

2. 保健・医療・福祉領域に関する調査・研究に取組み、その成果を持って文化を創造できる。

3. 作業療法士として社会的規範に従い行動し、高度な知識と技術を持って対象者および社会に貢献できる。

これに対して、一貫性が確保されるようにカリキュラム・ポリシーが策定されており、配当科目との関連性はカリキュラムツリーに記載され、ホームページでも公開している。

<留学生別科>

留学生別科のディプロマ・ポリシーでは、「日本語能力試験 N2 相当以上の日本語の能力」、「日本の大学で学ぶために最低限必要な日本語運用能力」、「日本の社会や文化への理解」、「基礎学力」の修得を掲げている。これらに対して、一貫性が確保されるようにカリキュラム・ポリシーが策定されている。

<大学院健康支援学研究科>

大学院のディプロマ・ポリシーでは、「保健医療福祉分野での健康支援に関する学術を身につけている。」、「高度保健医療福祉専門職として基礎的研究能力を身につけている」を掲

げている。これに対して、健康支援学と研究に関する理論と実践について広い視野の獲得を目指す基礎科目を開設し、健康支援学領域に特論と演習を配置し理論と実践の獲得を目指す基本科目の開設を行っている。加えて、リハビリテーションと健康支援学に関連する学術と応用の獲得を目指す関連科目の開設、地域社会の保健医療福祉分野において健康支援学による貢献と指導的役割を担う実践並びに研究能力の獲得を目指す総合科目を開設することで、一貫性が確保されるようにカリキュラム・ポリシーが策定されている。

エビデンス集(資料編)

【資料 3-2-5】星城大学ホームページ

(経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、大学院健康支援学研究科)

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

○シラバスの適切な整備

シラバスは、シラバス作成要領に基づき作成され、作成されたシラバスは各学部教務委員、留学生別科運営委員会がチェックを行い、不備などがあつた場合は、作成者に修正を求めている。各種問い合わせなどは教務委員会で情報を共有して、対策が必要な場合は更にシラバス作成要領を修正している。令和 4(2022)年度より教学マネジメントの指針に準じ、各科目の教育目標との関連もシラバス上に示し、ディプロマ・ポリシーとの関連も示せるようにシステムの変更を行った。

○履修単位の制限

本学では、履修登録の上限を半期 24 単位、年間 48 単位と定めている。ただし、GPA が 4.0 以上の場合は、半期 30 単位まで履修可能としている。両学部において、資格取得による単位認定科目は、履修登録上限数には含まない。また、経営学部で開講されている集中講義及び海外ビジネス演習・海外インターンシップ・インターンシップは、履修登録上限数に含まない。

○カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程の編成と実施

両学部ともにカリキュラム・ポリシーは「学生生活のしおり」及びホームページに掲載し、オリエンテーションなどで学生に周知している。各学部の教育理念を踏まえ、学生にどのような能力を育成するか明確にしたディプロマ・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシー達成のために各学科の教育課程を編成し、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定めている。

<経営学部>

経営学部のカリキュラムは、1 年次から 2 年次にかけての専門の土台となる教養を含めた基礎的な学びをするための「共通科目」、2 年次から 4 年次にかけての専門的な学びをするための「専門科目」から成る。カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に編成され、同ポリシーに示された教育内容・教育方法が反映されている。

学生は卒業するために「共通科目」から 38 単位、「専門科目」から 86 単位、計 124 単位を修得せねばならない。「共通科目」の内容については、事項「3-2-④ 教養教育の実施」において詳述されている通りである。「専門科目」は、「学部必修」「学部推奨」「選択科目」の 3 種類から構成されている。

学部必修科目は、「経営学概論」「経済学概論」「会計学総論」「経営学原理」を経営学の基本として 1・2 年次に、「ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を応用として 3・4 年次に修得する。

学部推奨科目は、経営学の中核となる経営資源の効率的な運用・管理を修得する 12 の選択科目を配置している。「経営管理」「IT 経営」「国際ビジネス」「観光・まちづくり」「スポーツ健康科学」の 5 つの学びの分野に共通して必要な知識を学ぶ科目を選定し、12 単位以上の修得を推奨している。

選択科目は、5 つの学びの分野に関する深い学びを提供する 95 科目を設定している。企業に出向いて研修を受ける「インターンシップ」では、科目担当教員とキャリア支援課スタッフによる教職協働体制で運営している。また、海外留学を建学の精神を具現化する重要なプログラムとして位置づけ、留学に係わる科目として「海外ビジネス演習」「海外インターンシップ」を設置している。

さらに教職を目指す学生のための「教職課程履修科目」があり、中学校・高等学校の保健体育、高等学校の公民及び情報の教員免許を取得するために必要な科目が設置されている。基本的に経営学部のすべての学生が教職課程を履修することが可能である。平成 25(2013)年度からは他大学と連携して「小学校教諭免許状取得プログラム」を導入し、本学卒業と同時に小学校教諭免許状も取得可能となった。

なお、スポーツ健康科学分野の実技を伴う科目や教職課程履修科目、外国人留学生を対象とする科目は、本部東海キャンパスにおいて開講される。

教育課程の体系を明示するしくみとして、「学生生活のしおり」に各分野の「履修系統図」を掲載し、計画的な履修を促している。

名古屋丸の内キャンパスでは、「最先端経営を学ぶ」をコンセプトに、1・2 年次のセミナー科目においてビジネス系に特化した少人数教育と資格取得支援を行っている。

#### <リハビリテーション学部>

リハビリテーション学部では、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」の改正内容と学部のカリキュラム・ポリシーを踏まえた新カリキュラムを作成し、令和 2(2020)年度入学生より運用、令和 5(2023)年度は当該カリキュラムの完成年度を迎えた。

ホームページに専攻ごとのカリキュラムツリーと学部のカリキュラムマップを掲載し、教養科目、専門基礎科目、理学療法及び作業療法の専門科目が 1 年次より順次始まり、3 年次後期からの「臨床実習Ⅱ（評価実習）」、4 年次からの「臨床実習Ⅲ（総合臨床実習）」、卒業研究、国家試験と続く流れとなっている。

カリキュラム・ポリシーは 1 年次に豊かな一般教養を身につける、2 年次に医療人としての確かな土台をつくる、3 年次に専知門識と技術を身につける、4 年次に臨床実習で療法士になるための総合力を身につける事を目的として、専攻ごとに教育内容、教育方法および学修成果の評価の事項について掲げている。また、ディプロマ・ポリシーは知識・理解、汎用性技能、態度・志向性の事項について、卒業までに修得すべき方針を掲げて学位の授

与に関わる条件を定めている。

各科目の詳細については、講義概要（シラバス）を作成している。以下に教育課程の設定目的を挙げる。

- 教養科目

「教養科目」は、「科学的思考の基礎」「人間と生活」「社会の理解」とし、「人文科学」「社会科学」「自然科学」「体育学」「外国語」の科目群を配置した。

- 専門基礎科目

「専門基礎科目」は、「人体の構造と機能及び心身の発達」「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の3つの科目群を配置した。解剖学、生理学などの「基礎医学」は1年次から、内科学、整形外科学など「臨床医学」は2年次から履修を開始する。

- 専門科目

（理学療法学専攻）

専門科目は、教育内容として「基礎理学療法」「理学療法管理学」「理学療法評価学」「理学療法治療学」「地域理学療法学」「臨床実習」の科目群を配置した。基礎から応用実技と段階的に進め、実践的な手法の修得達成を目指す。さらに演習、臨床実習を経験させることにより、具体性を伴った理解の深化と専門技能の達成を促す。また、卒業後も自ら考える科学的な思考の基礎を習得するため「卒業研究」を必須とし、3年次より「理学療法研究法演習」として国際雑誌も含めた文献抄読、研究倫理、計測機器などの使用方法の習得を行い、4年次に「理学療法研究法特論」として星城大学専門研究倫理委員会に申請を行い、承認後にデータを収集し、卒業論文の作成及び発表会を行ない、研究活動による疑問解決と結果公表の一連の流れを経験する。

（作業療法学専攻）

専門科目は、教育内容として「基礎作業療法学」「作業療法管理学」「作業療法評価学」「作業療法治療学」「地域作業療法学」「臨床実習」の科目群を配置した。作業療法に必要な基礎的な知識や技術をはじめ、臨床及び地域社会で必要とされる作業療法に関する実践的な手法の習得、達成を目指す。更に演習、臨床実習を経験させることにより、具体性を伴った理解の深化と専門技能習得の達成を促す。また、卒業後も研究的視点をもって学術的活動を継続する土台を形成するために「卒業研究」を「基礎作業療法学」に含めて実施し、科学的思考の流れを経験する。

#### <留学生別科>

留学生別科では、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を「日本語科目」、「日本事情科目」、「基礎科目」の3つの分野から体系的に構成している。

「日本語科目」群は、「総合日本語」、「日本語Ⅰ（漢字・語彙）」、「日本語Ⅰ（日本語能力試験対策）」などの科目を設け、高等教育機関への進学に必要な日本語力や論理性を身に付ける。また、その学習過程において、学生自身による学習計画や自主的自習を促すことで、自律的な学習習慣を身に付ける。「日本事情科目」群は、「日本事情A（日本の文化・社会）」、「日本事情B（日本の地理・歴史）」、「日本事情C（愛知のモノづくり）」から成り、

フィールドワークを含む PBL (Project Based Learning) を行うことで、日本事情に関する知識を得るとともに、使える日本語を身に付ける。「基礎科目」群は、「多文化理解」、「キャリアデザイン」、「コミュニケーションスキル」などの科目を設け、それぞれの分野における多様な言語活動を通して、基礎学力の向上とともに、自然で実践的な日本語の運用力を身に付ける。なお、シラバスは、科目担当者が本学経営学部のシラバス作成要領に基づき作成し、留学生別科運営委員会にてチェックを行っている。

#### <大学院健康支援学研究科>

学部同様にホームページにてカリキュラムツリーを示している。1 年次前期にカリキュラム・ポリシー1 である健康支援学の理論を学ぶ基礎科目を中心に開講し、カリキュラム・ポリシー2 の健康支援学領域の特論、演習は 1 年次後期に修得できるようになっている。なお、4 年次までの長期履修が可能のため、2 年次以降も基礎科目を修得することができる。カリキュラム・ポリシー3 の健康支援学と応用関連科目は 1 年次前期、後期に開講しており、必要により 2 年次以降にも受講が可能である。カリキュラム・ポリシー4 の研究支援に関する実践力と研究力に関しては、通年で健康支援学特別研究を通して最終学年にて修士論文発表会及び修士論文審査を行っている。なお、例年中間発表として最終学年以外の院生は 3 月に研究途中であっても発表を行い、他の指導教員からの意見をもらう機会を作っている。以上のカリキュラム・ポリシーに準じた講義を受け、ディプロマ・ポリシー1 の単位修得を行い、ディプロマ・ポリシー2、3 の研究支援に関する学術及び研究力を身に付ける。なお令和 4(2022)年度より放送大学大学院と単位互換協定を結び、院生が今後、理学療法士及び作業療法士として教員になるために必須となった教育学関連科目を受講できるようにし、令和 5(2023)年度は 6 名が受講した。

#### エビデンス集(資料編)

【資料 3-2-7】カリキュラムツリー (経営学部、リハビリテーション学部、大学院健康支援学研究科)

### 3-2-④ 教養教育の実施

経営学部、リハビリテーション学部の専門教育に加え、本学の建学の精神(「報謝の至誠」「文化の創造」「世界観の確立」)を反映させ、また、大学学修の土台となる科目群として、星城大学学則別表 1 にあるように「共通科目」「教養教育科目群」が設けられている。「共通科目」「教養教育科目群」は、「基礎／基盤」となるもの、「人間としての生活、心、社会」に関するもの、「自然科学」に関するもの、「語学」等から構成される。学部等の教養教育に関するカリキュラムは次のとおりである。

#### <経営学部>

共通科目は、「基礎力 (10 科目)」「IT 力 (5 科目)」「語学 (14 科目)」「心と社会 (18 科目)」「自然と社会 (6 科目)」「健康と社会 (6 科目)」に分けられている。共通科目のうち必修 15 単位を含む合計 38 単位の修得を卒業要件としている。

基礎力の要は「自分づくりセミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「総合基礎演習Ⅰ・Ⅱ」（ともに必修）で、大学学修の基礎を学ぶとともに、「自分づくりセミナーⅢ・Ⅳ」では、大学前半の集大成として2年次に、東海キャンパスでは「自分づくりリサーチ」の実施、丸の内キャンパスでは経営学の専門的基礎（「マネジメント検定」合格のレベル）を強固にすることを目指している。これにより、前者は学術的探究心を、後者は専門的向上心を培うことが目標となっている。大学学修に欠かせない講義ノートの取り方、レポートの書き方、発表技法などについては、東海キャンパスでは「総合基礎演習Ⅰ・Ⅱ」で、丸の内キャンパスでは「自分づくりセミナーⅠ」で扱っている。丸の内キャンパス「自分づくりセミナーⅡ」と「総合基礎演習Ⅰ・Ⅱ」は、「マネジメント検定」を意識したものとなっている。

両キャンパスとも1年次の「キャリアデザイン」（必修）や「自分づくりセミナー」「総合基礎演習」の中で、また、キャリア支援課と連携し「キャリア面談」に協力するなど、初年次よりキャリア支援を行っている。

広くかつ効果的に情報を収集し分析するためには、高いIT力と豊かな語学力が欠かせない。「IT力」のうち「情報リテラシー」「データサイエンス」は必修科目である。

「世界観の確立」のために、語学関連科目を充実させている。事実上世界の共通語である英語を修めるために「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は日本人学生必修、日本での充実した留学生活のために「日本語Ⅰ・Ⅱ」「日本語スピーチ」「日本語論文」は留学生必修としている。留学生のキャリア支援ともなるよう、選択科目「ビジネス日本語Ⅰ・Ⅱ」がある。さらに、アジア諸国へ高い関心を示す学生のために「中国語Ⅰ・Ⅱ」「韓国語Ⅰ・Ⅱ」がある。

現地で世界観を実体験できるよう、「心と社会」の中に「異文化理解演習A（英語圏）・B（中国語圏）・C（韓国）・D（日本）」が設けられている。「D（日本）」は留学生対象である。語学力運用の場となるとともに、異なる世界観に触れることにより、新たな「文化の創造」への目が開かれる。学内にはSECCが設けられ、語学担当教員がオフィスアワーを開いており、語学や留学に興味のある学生との交流の場となっている。さらに、「異文化コミュニケーション」で、異文化理解の理論と実践について学ぶことができる。

「報謝の至誠」を意識し、また、高い倫理性を持った市民の育成のため、「心と社会」の中で、「哲学」「倫理学」を設けている。経営学を学ぶ学生を意識して、「心と社会」では「社会学」「政治学」「法学」など、社会学系の科目が多くなっているが、「心」を意識した「心理学」もある。

「自然と社会」「健康と社会」の中で、近年、経営学と接点が多くなってきた医療・生物・化学・スポーツ等について幅広く履修できる。経営学には欠かせない数学については、「数理的思考」がある。スポーツ関連科目は、心身を健やかにし、「報謝の至誠」に重要な協力を養うのに役立っている。

共通科目の要となる「自分づくりセミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「総合基礎演習Ⅰ・Ⅱ」は少人数で運営され、「自分づくりセミナー運営委員会」（毎月一回開催）で全クラスがコーディネートされている。丸の内キャンパスでは、これらの科目については、「丸の内キャンパス運営委員会」（毎月一回開催）でも検討されている。1年次全員に、自分づくりセミナーの科目担当者が個別面談を実施している。その他、「IT力」については「IT経営」科目担当者が、「語学」については各語学の科目担当者が、「健康と社会」については「スポーツ健康科学」科目担当者が定期的に検討・見直しを行い、また「心と社会」「自然と社会」につ

いては「経営学部教務委員会」と連携しつつ「自分づくりセミナー運営委員会」が、カリキュラム改定時に向けて情報収集を行うなど、常に時代に適した教養教育が行えるようにしている。全経営学部教員がオフィスアワーを開き、学生の学修支援にあたっている。

#### <リハビリテーション学部>

「教養科目」は、「科学的思考の基盤」「人間と生活」「社会の理解」とし、「人文科学」「社会科学」「自然科学」「体育学」「外国語」の科目群をカリキュラム・ポリシーの教育内容の項に掲げる国際、社会、医療としての資質を備えた人材育成のため、科学的思考能力、社会的倫理観、国際的視点を養う事を目的として配置している。また、外国語については医療現場を想定した会話や単語の習得も目的として行っている。

#### <留学生別科>

別科における教養教育は、主として「日本事情科目」群と「基礎科目」群で行われるが、「日本語科目」群においても日本の社会や文化に対する理解を深め、グローバル時代に対応できるデジタルリテラシーや多文化共生力を養うようにしている。

#### <大学院健康支援学研究科>

大学院は基礎科目、基本科目、関連科目、総合科目で構成され総合的に健康支援学を学ぶ。この中では、教養的な科目としては関連科目が近く、「公衆衛生学」「基礎統計学」「医療マネジメント学特論」「医療安全管理学特論」が教養教育を担っている。

#### エビデンス集(資料編)

【資料 3-2-8】 2023 年度シラバス

【資料 3-2-9】 自分づくりゼミ運営委員会議事録

【資料 3-2-10】 星城大学学則

【資料 3-2-11】 星城大学留学生別科規程

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

両学部において、毎学期に全科目の授業アンケートを AAA で実施し、結果を確認し、改善点については次年度シラバスに記載するように周知し、教授方法の改善に努めている。また、毎年度 2 回の FD 教育改善検討会議を実施し、教授方法の具体的な方法やルーブリック評価など、学生が主体的に取り組める方法など講義を受け、グループワークを行い、教授方法等の向上に努めている。さらに、シラバス作成要領を作成することにより、五つのアクティブ・ラーニング要素を示すチェックボックスにチェックを入れるなど、講義内容や評価方法等、学生に具体的に示すことで、効果的に講義を進めていけるような仕組みを整えている。令和 4(2022)年度からは、大学の七つの教育目標を示すチェックボックスが追加され、全科目においてチェックを入れ目指す目標を明示することとした。

令和 5(2023)年度の第 1 回 FD 教育改善検討会議は、「大学と AI の関係性—大学で AI を導入するときのコツ—」として実施した(令和 5(2023)年 9 月 7 日)。学外より講師を招聘し、生成系 AI の概要を学び、大学で AI を活用する方法を様々な方向から検討・整理した。

第2回FD教育改善検討会議では、「教えにくさのある学生への対応と2023年度の振り返り」として実施した（令和6(2024)年3月5日）。前半は両学部を対象に、「教えにくさのある学生への対応」のタイトルでリハビリテーション学部平井秀雄教授が講演を行った。

後半は両学部で分かれ、令和5(2023)年度の教学マネジメントデータを共有し、それぞれの学部で令和5(2023)年度の振り返りを行った。経営学部では、1) 基幹4科目（経営学概論、経済学概論、会計学総論、経営学原理）及び分野推奨科目、卒業研究（ゼミナールⅢ・Ⅳ）のGPAと学習時間、2) 学修成果アンケート結果、3) 入学前教育確認テスト結果、4) 初年次教育成果に関する報告を行った。その後、専門領域別に教育成果を検証（グループワーク）し、今年度の取り組み成果の整理と反省点について振り返りを行った。

リハビリテーション学部では、1) 学修成果アンケート、2) 教学マネジメントデータなどに関する報告を行った。その後、各専攻・学年別に、国家試験の結果や退学・留年の状況などをテーマに、今年度の取り組み成果の整理と反省点について振り返りを行った。

#### <経営学部>

令和5(2023)年度は、ほぼすべての講義・演習において、LMSとしてMicrosoft Teamsが活用された。コロナ禍で蓄積されたオンライン活用のノウハウを援用する講義・演習に限らず、学生の学びに柔軟性を持たせる工夫が行われている。

#### <リハビリテーション学部>

令和4(2022)年度から両専攻ともに新カリキュラムの一環として3年生後期に評価実習および総合臨床実習で必要とされる知識と技能の習得度を確認するために、OSCE（Objective Structured Clinical Examination；客観的臨床能力試験）を実施し、結果が不十分な学生に対して繰り返し実技指導を行っている。学生の実践力を高めるために、模擬患者によって体験する内容を適宜検討しながら修正している。

#### <留学生別科>

留学生別科では、担任制で学生への個別指導を行い、入学直後から個別面談などを通じて、個々の学生に応じた教育を推進し、適切な進路選択ができるよう支援している。また、面談の内容はメッセージングアプリ（Slack）を使って別科担当教員で共有し、学修支援に役立てた。

「日本語科目」群では、チーム・ティーチングを行い、授業後は授業内容や学生の学修成果、授業への取り組み姿勢などを含む授業報告を共有することで、教授方法の工夫・改善を重ねている。

「日本事情科目」群においては、地域の産業について、企業や現地に出向いて学ぶためのプロジェクトワークを実施した。また、外部講師として、日本文化（三味線）の専門家や実務家を招き、文化体験やビジネスアイデアに関する授業を行った。PBLにより体験を通して学び、学んだことをプレゼンテーションすることで、日本語学習のみならず、日本社会や文化に対する理解を深める機会を設けた。

「基礎科目」群では、「情報基礎」と「多文化理解」の担当教員間が連携し、「情報基礎」でMicrosoftパワーポイントの操作を学び、「多文化理解」では作成したスライドを使って

日本語でプレゼンテーションするなどの工夫を行った。

また、学生自ら学習計画を立て、学び、それをふりかえることで自律性を養えるよう、毎授業前に目標を確認し、授業後は授業のふりかえりをする時間を設けている。学生の目標やふりかえりのシートもクラウド上で担当教員が全員確認できる体制をとっている。

このように、留学生別科の科目においては、科目に関わらず、言語知識の習得にとどまらず、運用能力をつけるために、スピーチやプレゼンテーションを積極的に取り入れたアクティブ・ラーニングを行っている。正課外においても、オンライン上の日本学習サイトを紹介し自律学習を支援している。また、地域住民との交流を通じた学習成果の発表の機会を設けたり、別科生が学部生と共に学内外の国際交流行事に参加・交流したりする機会を設け、日本語学習や進学意欲の維持・向上に努めた。

#### <大学院健康支援学研究科>

大学院では、従来行われてきた障がいを主体とした研究や技術開発のみならず、人が健康に生活するという事について理解し、健康を維持すること、回復すること、健康を阻害する要因を排除することについて体系的に研究することを特色としている。

本研究科の令和 5(2023)年度の履修科目は、必修科目「健康支援学特論など (6 単位)」 「健康支援学特別研究 (10 単位)」 の他、学修者の希望に添えるように「基本科目・関連科目 (17 単位)」 の幅広い選択科目を配置している。また、昼夜開講制を取り入れて、希望者には遠隔講義にも対応することにより、通学が困難な院生が受講可能な環境を整え、社会人入学者の学修希望に対応している。各科目は、講義・演習で構成され、知識、技術、教育研究的資質の獲得を目指すとともに社会に貢献できる研究成果を求めている。演習に関しては、臨床現場などで行っている科目もある。

研究指導については、研究指導教員の研究領域・内容一覧を大学院ホームページ上に掲載し、入学を希望する者の研究内容に沿って研究指導教員、必要に応じ補助教員を事前に紹介することで、入学後に研究が円滑に進む体制を整えている。

以前より遠隔講義と対面講義のハイブリッドで大学院講義を行っており、コロナ渦においても遠隔講義への移行が円滑に行われ、現在では感染症対策及び利便性の観点からも多くの院生が遠隔講義を希望し、令和 5(2023)年度も遠隔講義を主体とする講義が行われた。

大学院 FD 研修会 (健康支援学研究科セミナー) は対面で実施し、一部の対面での参加が難しい学生にたいしてはオンラインにて実施された。大学院 FD 研修会の第 1 回は「慢性腎臓病 (CKD) と糖尿病性腎臓病 (DKD) 患者の運動療法」のテーマで、講師は名古屋大学の安田宜成准教授により実施され、CKD、DKD 患者に対する医療介入、リハビリテーションの重要性について研修が行われた。第 2 回は「脳機能から健康を支えるリハビリテーションを目指して」のテーマで、講師として本学河村章史教授により高次機能障害の病態を画像診断により解析しリハビリテーションへの応用性についての研修が実施された。

#### エビデンス集(資料編)

【資料 3-2-12】 2023 年度第 1 回・2 回 FD 教育改善検討会議

【資料 3-2-13】 2023 年度シラバス作成要領

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

#### <経営学部>

建学の精神に沿いながら、時代や社会における論点の変化と社会が求める人物像の変化に対応すべく、「演習・実践の強化へ」「初年次教育とキャリア教育の連動」「学部推奨科目の再編（経営学士として押さえておくべき科目の明確化）」「スポーツ分野の学びの差別化（教職課程維持への対応）」、以上の点に重きを置いて新カリキュラムを策定し、令和 5(2023)年度から実施した。特に新カリキュラムで1年次に配当された新規の必修科目や選択科目について、経営学部教務委員会でモニタリングを行い、学生の履修状況などを確認したが、特段の問題点は見られなかった。また、同委員会にて2年次以降の新規科目についても課題の洗い出しを行っている。「演習・実践の強化へ」に対応する新規科目「プロジェクト演習」（2・3年次配当）では、開講前年度に説明会を開くなど、学生に対する科目の浸透を図っている。

#### <リハビリテーション学部>

リハビリテーション学部として、豊かな人間性、確かな実践力、研究的・教育的な資質を持った指導的役割を果たす理学療法士、作業療法士の養成、育成を目指して、引き続き1年次から4年次に段階的にカリキュラム・ポリシーに準じた講義、実技を実施し、段階的にディプロマ・ポリシーを修得させていく。

専門科目では座学⇒実習（一部の科目はと座学⇒演習⇒実習）という段階的な流れの中でアクティブラーニングを取り入れ、座学で得た知識を実技に展開させ、理論を実践に結びつける工夫を取り入れています。また、グループワーク、ディスカッションから技術の理論的背景の気づきを得られるように指導を行っていく。

新カリキュラムでは新指定規則に定められた実習時間が確保できるよう期間を延長し、令和 4(2022)年度からスタートした。臨床実習施設の確保については、従来施設に依頼済であり、協力が得られている。

#### <留学生別科>

経営学部進学を目指す留学生別科では、経営学部において教育を受けるための日本語能力を養成できるよう、留学生別科のカリキュラム・ポリシーに沿って、日本事情科目や基礎科目でも経営学部で学ぶための語彙・漢字を重点的に扱っている。また、学部入学後に必要となる運用能力向上のためのアクティブ・ラーニングを強化し、これらのニーズに合うようシラバスの見直しを重ねている。

また、今後も留学生別科の教員間で随時情報共有や意見交換ができるよう、令和 6(2024)年度以降は学部で導入されている Microsoft Teams を授業報告や情報共有に活用したり、学期毎に非常勤講師を含めた講師会議を継続して開催したりすることで、教育方針の共有を図り、教員間の連携を強化する。

さらに、日本語学習者の多様な言語・文化的背景に応えるため、「2年コース」開設の検討を開始する。

#### <大学院健康支援学研究科>

令和 2(2020)年度からのカリキュラム変更に伴いリハビリテーション学領域と生活健康支援学領域の 2 領域から、健康支援学研究科健康支援学領域の 1 領域としているが、令和 3(2021)年度はカリキュラムの変更はなかった。年に 1 回、外部の有識者を招いて大学院教員と「大学院健康支援学研究科の教育活動に関する検討会議」を実施し、外部意見を取り入れている。その意見により医療マネジメント学特論に、実際に臨床現場で教育管理を行っている療法士を非常勤講師として招き授業(4 コマ)を行っている。令和 2(2020)年度より「基礎統計学」が新たに加わり、研究結果の解析を更に詳しく学ぶ体制ができたため、実際の院生の研究のデータを使った解析指導が充実した。令和 4(2022)年度からは、放送大学大学院との単位互換制度の締結により、主に教育学を中心とした科目の受講機会を創出した。学術専門誌への投稿は、修士課程修了後となることが多いが、修了後も研究指導教員を中心に、修了生の論文執筆指導を行い、論文掲載を支援していく。令和 5(2023)年度は、国際学術専門雑誌に 3 報が掲載された。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーを踏まえた各科目における到達目標や学修目標を設定することがシラバス作成要領にも明記されており、それに従いシラバスが作成されている。さらに、シラバス内容については教務委員会を中心に点検を実施し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを反映した内容になっているかを確認、ポリシーの水準を維持するように努めている。また、各学期末に GPA を AAA にて確認できるようにし、GPA の結果により、学力不振などの学生については各学年担任によって面談指導を行っている。

学修成果の評価として、学修状況、学生による授業評価、GPA、就職状況を挙げる。また、卒業時には「学修成果アンケート」を実施し各学部がディプロマ・ポリシーに掲げる教育目標の到達度を計る一助としている。【資料 3-3-1】

#### <経営学部>

経営学部では、入学から卒業に至るまでの学修の道筋を示すために、前述の 5 つの分野の履修系統図を作成し、これにしたがって学生の履修指導をしている。履修系統図には、学部のカリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーが反映されている。

学生は、大学前半の共通科目を中心とした学びの集大成として、東海キャンパスでは「自分づくりリサーチ」の実施、丸の内キャンパスではマネジメント検定Ⅲ級合格を目指した受験を、後半の専門系の学びの集大成として「卒業論文」を執筆することを卒業の条件としている。ゼミ担当教員は、学生の取り組みが意欲的なものとなるよう工夫しつつ、論文

提出に至るまで支援・指導をしている。リサーチの実施、論文の作成や審査に関する運営方法に関しては、自分づくりセミナー運営委員会、ゼミナール運営委員会で、それぞれ議論を重ねながら改善を図っている。

丸の内キャンパスでは、マネジメント検定Ⅲ級合格を目指す。1・2年次のセミナー科目において対策講座を開講し、自主学習の習慣を身につけさせる教育と資格取得のためのサポートを行い、令和5(2023)年度には、1年生22人、2年生2人(累計24人)の学生がマネジメント検定に合格した。

卒業論文については、主査、副査の二人の教員による審査を行い、厳格な基準を設けて運営している。また、毎年、各ゼミの代表者による「卒業論文発表会」を実施し、優秀論文に対して表彰している。経営学部提出された共著を含む240本超の卒業論文の多くは、幅広い知的関心に基づく深い社会性を探求するものだった。選ばれた18本の代表論文は「卒業論文選集」として、冊子化・PDF化して大学図書館に配架し所蔵されている。また、「学修成果アンケート」では、卒業論文の作成を通して、筋道を立てて物事を考え、課題を見つけ、それを解決する能力を身に付けることができたかを問う質問に対し「そう思う(42.5%)」「ややそう思う(43.7%)」との回答結果を得た。【資料3-3-1】【資料3-3-3】【資料3-3-5】【資料3-3-6】【資料3-3-7】【資料3-4-8】

#### <リハビリテーション学部>

リハビリテーション学部生は、国家試験対策として外部の全国規模で行われる模擬試験を活用し、学修成果を確認するとともに、その結果を基に担任やゼミ教員が、学生個々の重点的に学修が必要な分野などを分析して指導を行っている。

令和6(2024)年2月に行われた第59回国家試験の合格率は、理学療法専攻、作業療法専攻ともに全国平均を上回った。【資料3-3-9】

【表】第59回理学療法士・作業療法士国家試験結果（令和6(2024)年2月実施）

専攻	受験者数	合格者数	合格率	全国合格率
理学療法学	35	35	100.0%	95.2%
作業療法学	24	223	95.8%	91.3%

参考 第58回理学療法士・作業療法士国家試験結果（令和5(2023)年2月実施）

専攻	受験者数	合格者数	合格率	全国合格率
理学療法学	33	32	97.0%	94.9%
作業療法学	38	26	92.9%	91.3%

#### <留学生別科>

留学生別科のディプロマ・ポリシーを踏まえ、学部進学を目指した実践的な教育を行っている。日本語科目では学期末試験の他、復習テストや漢字テストでも達成度を測る筆記試験を行った。また、グループワークやディスカッションなどのアクティブ・ラーニングを行い、スピーチやプレゼンテーションを通して運用能力の向上を図った。さらに、学修成果を可視化するため、積極的に外部の日本語試験（日本語能力試験 JLPT、J.TEST 実用

日本語検定試験)の受験を促した。日本語能力試験の結果は下記の表 1 のとおりである。

【表 1】日本語能力試験 JLPT の令和 5(2023)年度の受験結果

日本語能力試験 JLPT	N1	N2	N3	N4
第 1 回 (7 月実施)	1 名合格/ 2 名受験	0 名合格/ 0 名受験	4 名合格/ 13 名受験	0 名合格/ 0 名受験
第 2 回 (12 月実施)	1 名受験/ 1 名合格	1 名合格/ 4 名受験	9 名合格/ 16 名受験	0 名合格/ 0 名受験

また、年に 6 回行われている J.TEST 実用日本語検定については、23 年度中に D 級 (JLPT N3 相当) に合格することを目標に掲げ、国内で実施された全ての回の試験を受験した。令和 6(2024)年 3 月の試験では 20 名が受験し 17 名が D 級 (JLPT N3 相当) 以上に合格した。

さらに、令和 5(2023)年度秋学期の修了生 13 名のうち、1 年コースを修了した 3 名が経営学部内部進学入試に合格し、経営学部に進学することが決まった (表 2 参照)。非漢字圏出身学生が、来日後 1 年間の学習を経て、学部へ進学できる日本語運用能力を修得したことは別科のカリキュラムの有効性を示すことができたと言える。

【表 2】令和 5(2023)年度秋学期修了生の進路

進路	経営学部進学	専門学校進学	帰国	別科延長	合計
人数	3 (23.1%)	4 (30.8%)	1 (7.7%)	5 (38.5%)	13 (100%)

#### <大学院健康支援学研究科>

大学院では、指導的な人材の養成及び高度な研究・教育者の要請を教育目標とし、目標を達成するための基礎科目、基本科目、関連科目、総合科目が開設されている。各科目においてはシラバスが作成されており、三つのポリシーが反映されている。また、修士論文では 1 人の主査と 2 人の副査によって厳密に審査されている。研究成果が学術誌に掲載されることも増え、ホームページで学会報告、論文掲載の情報公開している。【資料 3-3-10】

#### エビデンス集(資料編)

【資料 3-3-1】2023 年度シラバス

【資料 3-3-2】経営学部カリキュラムツリー

【資料 3-3-3】経営学部履修系統図

【資料 3-3-4】2023 年度第 11 回丸の内運営委員会議事録

【資料 3-3-5】2023 年度第 11 回経営学部学部会議資料 99-5

【資料 3-3-6】卒業論文主査・副査一覧

【資料 3-3-7】卒業論文発表会次第

【資料 3-4-8】2023 年度学修成果アンケート及び就職活動アンケート

【資料 3-3-9】 第 59 回理学療法士国家試験及び第 59 回作業療法士国家試験の合格発表について

【資料 3-3-10】 星城大学ホームページ（修士論文題目一覧）

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、原則、全授業科目について、学生による授業評価アンケートを実施し、教育内容・方法や学修指導等の改善に向けて取り組んでいる。授業評価アンケートは AAA で実施している。アンケート実施期間に入った時点で、学修支援課及び科目担当教員が学生に周知し、回答率を高く維持できるよう努めている。教員は授業評価アンケートの結果、改善する点などは次年度のシラバスに記入し、また年度初めに作成する個人活動実績報告書において、教育面での目標達成や振り返りを行い、教育内容・方法や学修指導等の改善に努めている。

各学部のカリキュラムに関しては、オリエンテーション時に学修支援課より履修説明を行っている。またセミナー・ゼミ担当者（経営学部）、担任、副担任（リハビリテーション学部）が履修状況を確認し、必要により指導を行っている。不明な点がある場合は学修支援課にて随時対応をしている。

#### <経営学部>

経営学部では上記の両学部共通の取組みに加えて、科目担当者が独自に実施する方法で点検・評価、結果に基づいた改善を図っている。一例として、自分づくりセミナー運営委員会では、毎年度、所轄の科目について独自に作成した授業アンケートを実施し内容・授業方法にかかる検証をし、翌年度のシラバス作成等に役立てている。

#### <リハビリテーション学部>

令和 5(2023)年度も学生による授業評価アンケートを実施した。この結果を踏まえ、講義内容や講義方法、講義開講時期を含め、学生の修学の向上方策を検討し、シラバスの授業評価に反映した。また、リハビリテーション学部では、初年次教育において理学療法学専攻と作業療法学専攻の共通科目を担当する専門基礎及び教養科目の教員（初年次サポート教員）と理学療法・作業療法専攻の専門教員間で、小テストの結果や出欠状況などの情報交換を随時行い、教育方法や学修指導に役立てた。2～4 年次は専攻別の科目が増えるため、各専攻プロパー会議にて学生の学修状況などの情報共有を行った。年 2 回程度定期的に行われる担任、副担任との面談により、学修状況のフィードバック、指導を行うとともに、学生の状況の変化をとらえたときには適時個別面談も実施し、指導している。

現行のカリキュラムは、令和 2（2020）年度から施行され理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改訂に従って編成した（一部、旧カリキュラムに該当する学生も在籍している）。本カリキュラムは、本年度に完成年度を迎え、現状、問題なく運用できている。

#### <留学生別科>

留学生別科では、授業評価アンケート、担任教員による個別面談の実施に加え、外部の日本語試験結果から、教育内容・方法や学修指導等の改善を行っている。また、学期開始前に、非常勤講師を含めた別科担当教員による講師会議の他、学期中の日々の授業報告等を通し、年度毎の学修内容や指導法、改善へ向けての情報共有の機会を設けている。特に、教員間では、別科内メッセージングアプリ（Slack）を活用し、授業報告だけでなく、学生の学修成果物や発表（スピーチやプレゼンテーション）録画も共有し、学修内容や指導法の改善に活用している。

また、担任は、入学直後から個人面談を行い、その内容を共有して教員間で学修成果の点検に用いるほか、留学生別科運営員会では生活指導等の改善に活用している。

#### <大学院健康支援学研究科>

大学院では、院生全員に対し、カリキュラム、教育内容、指導等についてのアンケートを毎年実施しており、その結果を大学院研究科委員会で公表し、指導方法や教育方法の改善に役立てている。また、外部委員4人を含めた「大学院健康支援学研究科の教育活動に関する検討会議」を毎年実施している。臨床現場が求める大学院健康支援学教育や修了者像について、外部委員から意見を聴取し、教育課程の編成（医療マネジメント学概論に臨床現場の指導者を講師とした）に反映させている。令和5(2023)年度からは、経営学部のスポーツマネジメントの内容である生涯スポーツ、コーチングも既存科目内に取り入れた。

#### エビデンス集(資料編)

【資料3-3-11】「自分づくりゼミ」・「総合基礎演習アンケート」

【資料3-3-12】2023年度授業評価アンケート

【資料3-4-13】大学院健康支援額研究科の教育活動に関する検討会議

#### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

現行のAAA修学ポートフォリオは令和4(2022)年度に整備され、修学計画入力と修学評価入力の画面で、各学期の計画と振り返り、自分の理想や卒業時の目標記入、星城大学7つの教育目標達成度自己評価などができるようになった。修学状況グラフで科目履修状況を視覚的に確認し、また、修学ファイル登録機能で課外活動報告書や論文などの成果物をアップロードすることにより、自らの学修成果を把握することも可能である。現在は、学修成果見える化を充実させるために、ディプロマサプリメントと達成度スコア（DPに定められた力の達成度確認）の画面導入等に向けて検討中である。

また、令和5(2023)年度は、すべての授業（前期261科目、後期294科目）に対して、AAAにて授業評価アンケートを行った。その結果をもとに、各教員が担当する科目のシラバスに授業運営など改善方法などを反映させた。授業改善につながるようにアンケートの内容の検討を継続して行っていく。

対面講義を基本とするが、コロナ渦にて培ったノウハウを生かし、東海キャンパス、丸の内キャンパスをつないだ遠隔講義やオンデマンドなどの利用を検討していく。

#### <経営学部>

学部教務委員会では、シラバス作成要領通り、レポート、実習、実技・技能等により成績評価を行う全科目において、同評価基準をルーブリック評価表も併用して示すことを目指し、支援体制を整えている。また、次年度のシラバスについて、教務委員によるシラバスチェックが不徹底なものとならぬよう、シラバスチェック表を作成してチェックし、不備な点をより明確に示し科目担当教員に修正を求めた。

また、新たな改善・向上方策として Microsoft Teams を LMS として使用することとなった。現状は講義資料の配布や課題の提出窓口としての利用が多いが、学生との連絡や授業時間外での学生対応等に活用可能な仕組みであり、学修への取り組み状況や全体としての理解度把握などに資する機能を多々有するシステムでもある。情報センターと連携しながら、さらに有用な活用方法を検討する。

#### <リハビリテーション学部>

国家試験の合格率、就職率、卒業生アンケート調査を実施し、学修成果の評価を行った。特に学内外の実習・演習科目においては、ルーブリック評価を取り入れ、客観的に学修成果が明確になるようにした。また、学士専門力到達度の自己評価や学士専門力に係る科目の修得状況から学修成果の点検を行っている。

授業評価アンケート結果を踏まえ、講義内容や講義方法、講義開講時期を含め、学生の修学の向上方策を立て、科目毎のシラバスに反映した。引き続き、担任、副担任による個別面談を行い、学業成績、進路、学生生活の悩みなどの相談、指導を継続して行う。加えて、教学マネジメントに関連するデータを蓄積して、経時的変化を検討することで適切な学習支援課を検討していく。

また、令和 2 (2020) 年度から施行された理学療法士・作業療法士養成施設の新しい指定規則は、5 年を目途に見直しを図ることが示されているため、現行カリキュラムの運用状況をさらに精査し、指定規則の見直し後に整合性がとれるよう改定を行いたい。

#### <留学生別科>

学生数の増加に伴い、令和 5(2023)年度後期からは「日本語科目」群の科目について 2 クラス開講し、レベルにあった授業を受けられるようにした。この体制を令和 6(2024)年度以降も維持し、学生の学修環境の改善に努める。また、留学生別科においても、学部生同様、LMS として Microsoft Teams の運用を開始する。それに伴い、教員間での授業報告も Teams で行えるように変更する。

#### <大学院健康支援学研究科>

院生の意見や要望は、今後もアンケート調査や日常的に研究指導教員、科目担当教員を通じて集約するだけでなく、院生間の情報交換会でも活用する。修士課程修了後に論文を学術専門誌に投稿することが多いため、修士課程修了後も論文投稿に向けて支援し、修士論文の内容が学術専門誌に掲載された場合や学会発表をした場合は、ホームページにて情報公開をしていく。

### 【基準3の自己評価】

#### ＜経営学部＞

経営学部では、大学の建学の精神に基づいた学部の教育目標を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定しており、「学生生活のしおり」、オリエンテーション、大学ホームページ等で周知している。また、カリキュラム・ポリシーにある通り、単位修得条件をシラバスに明示し出席・授業態度を含めた厳格な成績評価を実施している。カリキュラムは、カリキュラム・ポリシーに示された教育内容・教育方法によって運営されており、体系的な教育課程の編成と実施に努めている。

学修成果の点検・評価については、毎学期末に実施される「授業評価アンケート」によって確認し、各科目担当教員は、その結果を踏まえて、教育内容・方法及び学修指導等の改善を図っている。年度末に卒業生を対象として実施される「学修成果アンケート」、セミナー・ゼミ担任によって実施される「個人面談」や個別指導等を通じて把握される学生の意見・学修状況を踏まえて、自分づくりセミナー運営委員会、ゼミナール運営委員会、教務委員会等で確認される教育課程にかかる課題については、学部として改善を図っている。

#### ＜リハビリテーション学部＞

リハビリテーション学部の「単位認定、卒業認定、修了認定」「教育課程及び教授方法」「学修成果の点検・評価」については、円滑に遂行されており、問題を認めなかった。本学の教育目的は、各年次間の継続性に十分な配慮をしつつ、カリキュラム・ポリシーとして明確化し、ディプロマ・ポリシーに一貫してつながっている。また、これらのポリシーについては、各科目のシラバスに明確に盛り込むように学内において義務付け、科目担当教員から学生に伝達することで、現在学んでいることの目的や全体の中の位置づけが良く理解できるよう配慮された。

リハビリテーション学部のカリキュラム・ポリシーの集大成は、学外における臨床実習と卒業研究であり、これらの単位修得率はほぼ100%であった。また、令和5(2023)年度の国家試験合格率は両専攻ともに全国平均を上回り（両専攻を通じて不合格者は1名のみ：58名/59名）、学修成果は高く評価できる。授業方法については授業評価アンケートを全科目について行い、結果を公表し、授業方法の工夫改善点をシラバスに反映した。さらに、FD・SD研修による教員の資質向上に関する取り組みを行なうとともに、年度末に開催されるFD研修時に、各専攻のクラス担任が当該年度の振り返りを行い、次年度の指導方針を全教員で検討している。

ディプロマ・ポリシーに沿って明確化された進級基準は、学生が豊かな人間性、確かな知識・技術を背景とした実践力と研究的・教育的資質を兼ね備えた「指導的役割を果たす臨床家」を育成することに貢献している。これにより、リハビリテーション学部の学生は、令和5(2023)年度も就職率100%を達成している。

#### ＜留学生別科＞

留学生別科では、教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定・周知するとともに、適切に基準を定めて単位認定及び修了認定を行っている。また、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材を育成するためのカリキュラム・ポリシーを策定・周知するとともに、このカ

リキュラム・ポリシーに基づいて体系的なカリキュラムを編成している。学修成果の点検・評価については、別科教員間で授業報告並びに学生の成果物や発表映像、外部日本語試験の結果の共有を行い、日常的に学修内容や指導法の改善を行うとともに、学期末に開催する留学生別科運営委員会にて、主観・客観の両面から学修成果の評価・点検を行っており、その結果は、別科担当教員と学生にフィードバックされている。

#### <大学院健康支援学研究科>

大学院では、「単位認定、卒業認定、修了認定」「教育課程及び教授方法」については確実に遂行されている。また、修士論文に関連する研究成果が学術誌に掲載されることもあり、このことは三つのポリシーを踏まえた学修成果の確立と運用が良好であることを示している。

### **基準 4. 教員・職員**

#### **4-1. 教学マネジメントの機能性**

##### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

##### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

##### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

###### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

###### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップは、学長を議長とした各種会議体で適切に発揮されている。意思決定を円滑にするための補佐体制として、その審議内容によって星城大学委員会設置規程で定められた所掌委員会によって検討し、その結果を協議会等にて審議した後、最高決定機関である戦略会議を経て決定しており、学長が適切にリーダーシップを発揮するための体制を整備している。

教学マネジメントにおける大学運営方針等については、学長をはじめ、副学長、各学部長、研究科長、事務局長が参加する学長会にて案を示し意見を求めたうえで、案件の内容によって学長統括委員会または協議会に上程し、参加する各教職員に周知している。

#### エビデンス集(資料編)

【資料 4-1-1】 星城大学委員会設置規程

【資料 4-1-2】 星城大学学則

【資料 4-1-3】 星城大学戦略会議規程

##### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

大学の意思決定を円滑に行うため、各会議体の役割について、星城大学学則、星城大学

大学院学則、星城大学戦略会議規程、星城大学協議会規程、星城大学委員会設置規程に明確に定め、学長のリーダーシップを確立するとともに、適切に教学マネジメント(IR)、大学運営が遂行できるよう体制を整えている。その中でも大学の最終的な意思決定を行う「戦略会議」に加え、本学の全学的な企画・運営に関する重要事項を審議する「学長統括委員会」と、教員の人事について意思決定を行う「人事委員会」、入学試験の計画、合否判定、奨学金付与について意思決定を行う「入試委員会」、教務や就職等、細分化された所掌の検討を目的とした「協議会」に区分し、権限と責任の明確化を図っている。「戦略会議」での審議を行う前にその内容を把握し、その他委員会との協働のための情報共有と横断的意思決定を行うことを目的としたのが「協議会」である。また教授会、大学院研究科委員会は、学長の諮問により、星城大学学則及び星城大学大学院規程に定める事項や教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を上申している。

さらに、これらに関する情報共有や精査を行うため、学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長を参加メンバーとする学長会を毎月2回開催し、各種報告や、戦略会議の議題整理及び緊急の議題に関する協議など情報の共有と精査や課題への判断を行う仕組みを整えている。

なお、戦略会議、人事委員会、入試委員会においては、構成員に学長及び理事長が含まれており、大学と法人（教学と経営）とが一体となった円滑な審議と意思決定を行うことが出来る仕組みになっている。

#### エビデンス集(資料編)

【資料 4-1-1】 星城大学委員会設置規程

【資料 4-1-2】 星城大学学則

【資料 4-1-3】 星城大学戦略会議規程

【資料 4-1-4】 星城大学協議会規程

【資料 4-1-5】 星城大学教授会規程、研究科委員会規程

【資料 4-1-6】 星城大学学長室規程

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学事務局は、事務局長統括の下、本学の教学マネジメントにおける執行を担う中心部門であり、学修支援課(教務担当・学生生活担当)、キャリア支援課、入試広報課、大学開放支援室、総務・経理課で構成し、各課に次課長を置き、その役割を星城大学事務局規程に定め役割を明確化している。

星城大学委員会設置規程において、それぞれの委員会に所管事務局(担当課)を定めるとともに、その構成員に教員のみならず職員も含めることを定め、その役割を明確化している。大学における課題の対策案を立案する各委員会には、担当課の職員が委員会事務局としての役割だけでなく委員として参画し、教職協働で大学を運営する体制を確立している。なお、令和5(2023)年度より、事務職員2名をIR担当者(兼務)として置き、教学マネジメント体制強化に努めた。

#### エビデンス集(資料編)

【資料 4-1-7】 星城大学事務局規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

これまで曖昧であった大学の意思決定と学長の適切なリーダーシップを実行できる仕組みについて、重要事項の検討、審議を行う組織として「学長統括委員会」の運用を見直し、毎月1回定期的に開催した。

今後は、重要事項の検討・決定において、さらなる「教学マネジメント(IR)」体系の構築に基づいて、学長の明確かつ有効な意思決定を支援するための、各種情報・データの収集や報告体を整備し、さらなるリーダーシップの強化を図っていく。

そのために令和6(2024)年度からは、今まで非公式的に運営してきた「学長室」を正式に設置し、運営を始め、学長が各会議体で議論される案件および学内外の重要な動向を迅速なおかつ適切に把握できるような体制を整うとともに、「学長室」が教学マネジメントを統括管理する形をと整備することにより、学長の判断と指示事項が明確に伝達され、確実に実行されるように、大学のガバナンスやリーダーシップを強化している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の専任教員数は54人、その内教授数は25人であり、大学設置基準で定める必要専任教員数、求められる教授数を満たしている。

教員の採用及び昇任は、学長のガバナンスの下、教育課程の責任者である学部長・学科長、専攻長、大学院研究科長からの意見や要望を汲み取り、大学全体の教員の職制構成、年齢構成、専門分野等を鑑みて、人事委員会での意見をもって、学長が総合的に判断し、最高決定機関である戦略会議に上程し、最終的に理事長に稟議し、決める仕組みを取っている。

本学は、開学以来、5年任期制としている。また星城大学再任評価規程に基づき、中間評価・再任評価を厳格に実施している。新規採用にあたっては、原則、公募制を採用している。各学部人事委員会で、第一次審査は書類選考、第二次審査では採用候補者に模擬講義を課す他に面接審査を実施している。さらに候補者の教育研究能力・意欲、人柄などについて面談をし、総合的に判断した審査結果を、学部教授会で意見を聴取した上で、全学人事委員会に諮り、戦略会議での承認を得た後、理事長面談をもって採用としている。

教員評価は、毎年度末各教員から提出される「個人活動実績報告書」により行われている。報告書は「教育活動」「学生支援」「研究活動」「学外貢献」「大学運営」の5項目からなり、教員が自己申告形式で作成し提出する。再任評価は、この自己申告書に加えて、学

長や学部長の評価書に基づいて行われる。該当者は3年目に中間評価、5年目に再任評価が行われ、各々学長、学部長との面談が実施されている。評価者は評価の結果を該当者にフィードバックし、その評価結果に対する認識の共有を図っていく。また、毎年度、全専任教員は「個人活動目標設定申告書」の提出が義務付けられており、記載された事項が、MBO(Management Of Objectives)の概念に基づいて提出者の年間の活動や達成目標になる。

エビデンス集(資料編)

【資料 4-2-1】 星城大学教育職員の任期に関する規程

教育職員選考基準、教育職員昇任基準

【資料 4-2-2】 星城大学再任評価規程、星城大学再任評価基準

【資料 4-2-3】 星城大学委員会設置規程

【資料 4-2-4】 令和5年度人事委員会議事録

【資料 4-2-5】 第5次中期経営計画

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、全学的なFD活動を推進しており、大学の中期目標にも活動目標等が記載されている。FD実施計画は協議会統括委員会である教務委員会において審議・検討がなされている。また、定期的に年2回開催されるFD教育改善検討会議は全専任教員が参加するとともに、毎回検討事項を全専任教員に配付、当日各教員から出された討議内容を共有し、個々の教員が授業改善に生かしている。

エビデンス集(資料編)

【資料 4-2-6】 2023年度第1回・2回FD教育改善検討会議

##### (3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

教員の採用・昇任及び教員の資質・能力の向上に関する取組は規程に基づき進められているが、令和3(2021)年度から始まった第5次中期経営計画の「人財の視点」で役割等級別の能力達成基準(ディプロマ・ポリシー)に基づいて、プロモーションの目標を明確に持って、モチベーション高く、業務に邁進している(教員=任期の指標)姿を目指し、「建学の精神」「基本理念」「教育目標」を学び原点回帰とする施策を推進する。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

###### (1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

###### (2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学改革を推進する上で、職員が果たす役割はその重要度が増している。本学では、学内での研修、学外研修会への派遣を積極的に行っている。学内での研修は、専任教職員全員を対象としたものと、職員のみを対象としたものがある。

毎年、全教職員参加による「重点課題と取り組み方針発表会」「重点課題と取り組み方針報告会」を実施している。

また、日本私立大学協会主催の事務局長研修会への参加、その他各部会の研修会へ参加している。

##### ○教職員全員対象の研修会

###### 1. 令和 5(2023)年度計画方針説明会

今回より、「重点課題」に対する取組み内容をより具体化するため、様式の項目欄を「取組み方針」から「課題に対する取組み目標」、「事業計画案」から「目標達成に向けたアクションプラン」へと変更した。そのうえで第5次中期経営計画をもとに、各部局が重点課題と取組み方針を策定し、その内容は全教職員に事前配信された。全教員および事務局管理職と課長代理に参加を求め、対面にて説明会を開催。

###### 2. 令和 5(2023)年度計画方針達成報告会

前述の「アクションプラン」ごとについて達成状況を様式にまとめ、内容は全教職員に事前配信された。全教職員に参加を求め、対面にて報告会を開催。なお、大学の経営状況を共有するため収支見通しについても報告を行った。

##### ○全職員対象の研修会

###### 1. 令和 5(2023)年度職員研修会

大学の経営状態について職員の意識を高めるため、過去2年の経営収支および今年度見通しについて事務局長が全事務職員に対し説明を行った。

##### エビデンス集(資料編)

【資料 4-3-1】 第5次中期経営計画

【資料 4-3-2】 令和5年(2023年)度重点課題と取組み方針計画発表会/達成報告会資料

【資料 4-3-3】 2023年度SD研修会

###### (3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

法人本部と共に事務職員の研修の再構築を検討し大学運営に係わる事務職員の資質・能力の更なる向上を目指す。

具体的には、事務職員研修の開催方法や新たに入職研修やスキル研修導入などの検討を計画。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

##### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

元気創造研究センターは「星城大学元気創造研究センター助成金」及び「研究スタートアップ助成金制度」を設けている。また、科研費の採択率向上を目指し「科研費獲得を目指す教員のための申請説明（申請手続き説明動画・研究活動不正防止説明動画 配信）」を令和 5(2023)年度も実施し、申請及び採択率の向上に取り組んでいる。令和 6(2024)年度科研費（令和 5(2023)年 9 月初旬応募締切）の両学部合計申請率（令和 5(2023)年 9 月時点の在籍者に占める申請人数）は 43.5%（経営学部：22.6%、リハビリテーション学部：86.7%）となった。また、令和 6(2024)年度科研費採択結果をふまえた当該年度両学部合計採択率（令和 6(2024)年 5 月時点の在籍者に占める採択者数）は 21.4%（経営学部：3.0%、リハビリテーション学部：47.8%）となった（なお、申請率・採択率の計算に際して、重複申請者・重複採択者は 1 人としてカウントしている。科研費採択者のうち、令和 6(2024)年 3 月 31 日付退職者は除外し、4 月 1 日付転入者はカウントしている。また、研究期間を延長している者は採択者としてカウントし、学外研究員は計算の対象外としている）。

エビデンス集

【資料 4-4-1】星城大学研究推進要綱

【資料 4-4-2】2023 年度元気創造研究センター「2024 年度科研費申請手続き」、「不正防止に対する取組み」に関する説明動画 視聴のお願い

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関わる本学の規程類は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に代表される国の指針を踏まえ、これと整合するよう図られている。

即ち、研究に関わる学内の全ての者を対象にした「星城大学研究倫理綱領」を始め、「星城大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」「動物を対象とする研究に関する倫理規程」「星城大学における人及び動物を対象としない研究に関する倫理規程」が整備されている。

加えて、「星城大学研究倫理委員会規程」「人を対象とする研究に関する専門委員会規程」「動物を対象とする研究に関する専門委員会規程」に基づき、学内の研究倫理委員会及びその小委員会にあたる研究倫理専門委員会が実質的な中心となって、学内の研究倫理に関わる業務を遂行している。

具体的には例えば、教員・研究員・大学院生・学部生から提出された研究計画の研究倫理審査や、教員・研究員・大学院生・学部生などを対象にした研究倫理講習である（学部生の研究計画の承認は大学ウェブサイトでは公開されず、直後の委員会議事録にのみ記録）。

研究倫理講習は国内で標準的な eラーニング教材である eAPRIN（一般財団法人公正

研究推進協会 (APRIN) が提供する研究倫理教育 e ラーニングプログラム) を利用し、全教員および大学院生の受講を毎年義務付けている。研究倫理委員会への研究倫理申請書の際には、研究責任者及び共同研究者全員の研究倫理講習修了証の添付が義務付けられている。令和 5 (2023) 年度の修了率は 100% だった。加えて、両学部生を対象に授業の一環として研究倫理講習を毎年行っている。

エビデンス集 (資料編)

【資料 4-4-3】 星城大学研究倫理綱領

【資料 4-4-4】 星城大学における人を対象とする研究に関する倫理規程

【資料 4-4-5】 動物を対象とする研究に関する倫理規程

【資料 4-4-6】 星城大学における人および動物を対象としない研究に関する倫理規程

【資料 4-4-7】 星城大学研究倫理委員会規程

【資料 4-4-8】 人を対象とする研究倫理専門委員会規程

【資料 4-4-9】 動物を対象とする研究倫理専門委員会規程

【資料 4-4-10】 2023 年度 倫理審査案件一覧掲載用

【資料 4-4-11】 2023 年度 第 12 回 研究倫理委員会 議事録

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

元気創造研究センターが「星城大学元気創造研究センター助成金」の制度を設け、各研究者の申請に対して審査を経て助成を行っている。また、科学研究費助成事業申請者で不採択となった若手教員の研究活動促進のため、「星城大学元気創造研究センター研究スタートアップ助成金」の制度も設け、研究活動の活性化や研究風土の醸成及び科学研究費採択率の向上に取り組んだ。

経営学部では、学部教員の研究促進のため、「経営学部研究費助成研究」制度を設けている。例年、4 月末頃を申請期限として公募を行い、翌月に学部内の審査委員会を設け、応募案件毎の研究目的、研究手法、研究予算を総合的に審査して結果を教授会に付議して採択されている。令和 5(2023)年度は研究成果の発表機会を拡大するため、TPJ (Taiwan-Philippines-Japan Academic Conference) への発表申込を義務化したうえで、2 件の応募があり、審査の結果 2 件が採択された。

リハビリテーション学部は、「研究の更なる活性化と業績向上」を目指しており、研究助成では「選択と集中」を原則として様々な方策を行っている。一つ目は、学部研究費助成研究 (奨学寄付金助成研究も含む) である。個人研究ではなく必ず複数研究者による共同研究とし、かつ単年度ではなく原則 2 年間の研究期間としている。例年 4 月末に研究計画書を提出し、5 月に審査及び予算を配分、年度末の 3 月に成果発表会を行っている。令和 5(2023)年度は新規 2 件の共同研究を助成し、令和 6(2024)年 3 月 13 日に成果発表会を開催した。二つ目は、学部研究費から「業績強化費」の名目で教員の英語論文投稿に際しての英文校正費を助成している。この制度に基づき令和 5(2023)年度の実績として 10 件を助成した。その他、研究機器備品充実のため、統計解析ソフトウェアと専用 PC、深部温モニ

タリングシステムを購入した。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、奨学寄付金の依頼はできていないが、関連施設との関係を再構築し寄付依頼再開の準備をしている。

#### エビデンス集（資料編）

【資料 4-4-12】 2023 年度学部研究費・奨学寄附金助成研究 計画

【資料 4-4-13】 2023 年度学部研究費・奨学寄附金助成研究 報告

【資料 4-4-14】 星城大学大学院研究奨励費規程

【資料 4-4-15】 星城大学元気創造研究センター助成金 2023 年度公募要項

【資料 4-4-16】 星城大学元気創造研究センター 研究スタートアップ助成金 2023 年度  
公募要項

#### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

元気創造研究センターでは、令和 6(2024)年度科学研究費助成事業の申請期間の変更に伴い、これまで開催してきた「科研費獲得を目指す教員のための研修会」の実施が困難となったことに対応するため、科研費申請書閲覧制度を策定して令和 6(2024)年度からの運用に備えた。本制度は今後も継続の方針である。また、科研費申請に関する外部セミナー情報、外部研究資金情報の積極的な発信も継続する。継続的な研究活動に対する組織風土づくりの推進に対して、各教員等研究活動に関する情報の学内発信・情報共有教員同士の対話促進の機会を設ける。外部資金獲得者等によるアドバイザー制度導入、委員により各教員の研究活動推進を図る。今後、TPJ（台湾・フィリピン・日本）国際学術会議（当学ホスト）開催に向け、各部局と情報共有を図り、各部局と共に準備を進める。科研費のみならず企業等による外部研究資金等への積極的な申請を推進するため、情報の収集・発信をする。地域連携センターと連携し、知多半島をはじめとする地域社会に根差した研究活動の推進を図り各地域支援事業、研究助成の確保、また、学生・院生と共に地域社会における未解決課題などを設定し、卒業論文、修士論文などへ結びつくような研究活動の推進・実践のための方略について検討する。

#### 【基準 4 の自己評価】

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップは、学長を議長とした各種会議体で適切に発揮されている。また、学長の適切なリーダーシップを発揮するため、所掌する部局及びその会議体を明文化し、権限の適切な分散と責任の明確化を図ることで、教学マネジメント、大学運営が遂行できる補佐体制を整えている。

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置は適切に行っており、教育内容については、全学 FD 教育改善検討会議に全専任教員が参加するとともに、毎回検討事項を全専任教員に配付、当日各教員から出された討議内容を共有することで、改善の工夫を行っている。また、職員の大学運営参画は、令和 5(2023)年度に「大学の収支状況」をテーマとして SD を実施し、運営に携わることへの意識醸成につなげた。その他、「重点課題と取組み方針計画発表会」、「重点課題と取組み方針達成報告会」を開催し、全教職員と事務局管理職等に出席を求めたうえで情報共有がなされており、それぞれの部局が教職協働を進めながらその見直しを行う組織的な体制が整えられている。なお、他の事務局職員には会議資

料が配布され情報を共有した。

研究環境の整備と適切な運営・管理及び研究活動への資源の配分については、両学部・大学院・元気創造研究センター・事務局それぞれの立場から、研究活動を支える基本的環境が整備されている。研究倫理の確立と厳正な運用については、学内規程も整備され、教員及び学生に対する eAPRIN を用いた研究倫理講習の修了率も高く、研究倫理申請に対する審査も研究倫理委員会によって実施され、適切に運用されている。

これらのことから、本学は建学の精神や大学の使命・目的を達成するために、学長の適切なリーダーシップの下、組織的な教学マネジメントを構築し、研究支援及び教職員の職能開発のための研修を行っており、「基準4. 教員・職員」の基準を満たしている。

## **基準 5. 内部質保証**

### **5-1. 内部質保証の組織体制**

#### **5-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

内部質保証の組織体制の整備に関しては、星城大学学則第 2 条第 1 項、及び星城大学大学院学則第 2 条第 1 項にて、「教育水準の向上を図り、目的及び社会使命を達成するため、教育活動の状況について自ら点検及び評価を行い、公表する」ことを定め、大きく分けて 3 つの体制でその内部質保証を担保している。

まず、大学として、学長が主催する年次計画に沿った各部局の自己点検・評価を行うため、重点課題と取組み方針発表会及び報告会を実施し、年度初めに各部局の前年度の改善点を踏まえた当該年度の取組み方針を定めるとともに、年度末にその取組みの結果について報告会で報告を行う。発表会と報告会は、各学部長、研究科長、各部局長、各事務局課長が発表と報告を行い、原則として常勤教職員の全員が参加する。これらの報告に基づき、一定の自己点検・評価項目に沿って毎年評価を行う「自己点検評価書」を取りまとめる。

次に、学園各部門の中期経営計画の進捗を点検・評価するために法人本部主催の「計画推進会議」が実施される。大学側の参加者である、学長、副学長、各学部長、研究科長、事務局長からの年度計画の進捗報告に対して、理事長、常任理事、監査室長から意見・指摘を受け、これまでの進捗と今後の方針に対して自己点検・評価する仕組みを整備している。

最後に、大学が実施した自己点検・評価に対し、学長の諮問機関として設置される「外部評価委員会」によって外部評価が行われる。外部評価委員会における外部委員の構成員は、学外の学識経験者 3 人と在学生保護者の代表を担う後援会長の計 4 人であり、外部評価への大学側の参加者は、学長、副学長、学長補佐、各学部長、研究科長、各部局長、各事務局課長である。

この大学教職員、学園、外部の 3 つ視点を取り入れた体制によって自己点検・評価を進め、内部質保証を担保できる体制を整えている。

エビデンス集(資料編)

【資料 5-1-1】 星城大学学則

【資料 5-1-2】 星城大学大学院学則

【資料 5-1-3】 星城大学委員会設置規程

【資料 5-1-4】 星城大学外部評価委員会規程

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

内部質保証の為の組織の整備、責任体制に関しては、上記のとおり体制の整備を行い運用しているものの、教学面に関して新たに「令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度内部質保証に向けた教学マネジメント(IR)実施要綱」の策定を進め、学長を含めた各責任者を明確化する仕組みづくりを進めており、令和 5(2023)年度中に新たな組織体制と規程を固め、令和 6(2024)年度より学長室として始動予定。教学・経営面の両面に対して各部局の自発的な自己点検・評価を実施・継続できる仕組みになっているかの状況把握及びその機能を高めることが今後の課題である。

5-2. 内部質保証のための自己点検・評価

5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

5-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自己点検・評価活動は毎年行われ、年度はじめに開催される「重点課題と取組み方針発表会」では、学部等や委員会や事務局各課などの各部門の長が年間の重点課題と取組み方針及び事業計画案を作成した上で発表し、年度末に開催される重点課題と取組み方針報告会では、各部門が事業報告を作成した上で報告が行われる。発表会及び報告会では各部局で作成された資料は全教職員に配信され学内で共有されている。なお、今回より、「重点課題」に対する取組み内容をより具体化するため、様式の項目欄を「取組み方針」から「課題に対する取組み目標」、「事業計画案」から「目標達成に向けたアクションプラン」へと変更した。また、これ以外にも、平成 27(2015)年度から令和 5(2023)年度「自己点検評価報告書」を別途作成し、大学ホームページで公表している。(令和 2(2020)年度活動実績を記したのものまでは、旧名称・教育研究年報。)

計画推進会議では、中期経営計画に関する自己点検・評価が、毎年 10 月と翌年 2 月の 2 回行われる。大学の中期経営計画に関する自己点検・評価の報告書は、計画推進会議に提出され、報告書に対し質疑応答及び提言が行われる。質疑応答などの結果については「協議会」で各部長に報告される。

外部評価委員会では、自己点検が適切に行われるため、また課題解決への行動を促進するため、自己点検評価書の内容に対し質疑応答及び提言が行われる。学長は、外部評価委

員会の報告書を「戦略会議」に示し意見を求めている。平成 30(2018)年度からは、大学ホームページに「星城大学外部評価委員会意見書」を掲載し公表している。

加えて、リハビリテーション学部は、リハビリテーション教育評価機構による評価認定審査（書面調査と実地調査）を 5 年に 1 度受けている。令和 2(2020)年に指定規則が改正され、リハビリテーション教育評価機構が第 3 者評価として指定されている。令和 3(2021)年度の受審に関する評価認定審査結果は、厚生労働省に報告している。また、日本高等教育評価機構による認証評価を 7 年に 1 度受審しており、令和 4(2022)年度に 3 回目を受審した。同機構が定める大学評価基準に適合していると認定され、結果をホームページで公表している。

#### エビデンス集(資料編)

- 【資料 5-2-1】 星城大学外部評価委員会規程
- 【資料 5-2-2】 星城大学ホームページ（大学評価）
- 【資料 5-2-3】 外部評価委員会実施の記録
- 【資料 5-2-4】 計画推進会議実施の記録
- 【資料 5-2-5】 重点課題と取り組み方針計画発表会・達成報告会の記録
- 【資料 5-2-6】 自己点検評価報告書の記録
- 【資料 5-2-7】 令和 4 年度 大学機関別認証評価の結果について（通知）

### 5-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価に向けたデータ収集と分析を促進するため、学長主導により従来、各部局で取得していた成績データや実施していたアンケートのデータを整理し取りまとめ、令和 3(2021)年度に新たにアセスメント・ポリシー及び検証のための取得データを定めるとともに、令和 4(2022)年度、内部質保証に向けた PDCA サイクルに反映するため、「内部質保証に向けた教学マネジメント(IR)実施要綱」を定めた。令和 5(2023)年度は、令和 3(2021)年度に定めた「取得するデータ」の妥当性について見直しを行った。

#### エビデンス集(資料編)

- 【資料 5-2-8】 星城大学委員会設置規程

#### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

これまで 5-1-①に示す 3 つの視点を取り入れた自己点検・評価体制に加え、部局毎に収集し個々に改善が行われていた情報を「内部質保証に向けた教学マネジメント(IR)実施要綱」のとおり一元的に集約し、その分析を行う体制を組み入れるよう進めている。今後さらに、各部局間のデータの共有に向けた取り組みを進める。また、IR を司る組織「学長室」を設け、規程を整備したうえで、データ分析を含めた大学 IR に関する知識・技能の習得と IR 機能の強化に努める。

### 5-3. 内部質保証の機能性

#### 5-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

### の確立とその機能性

#### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

#### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では建学の精神の下で使命・目的等が定められ、学内外の3段階のPDCAサイクルの仕組みを確立している。年次計画、中期経営計画を踏まえた大学全体の内部質保証については、学内の中期経営計画に向けた取り組み状況を、各部局の業務を重点課題と取り組み方針計画発表会・達成報告会によって取りまとめ、PDCAを実施するとともに、外部評価委員会による第三者の視点からのチェック体制を整えている。また、学園全体の計画推進会議によって点検評価を行うことで、PDCAの仕組みの確立と機能性を担保している。

#### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

教学面での内部質保証のためのPDCAの仕組みと経営面での中長期経営計画に基づいたPDCAの仕組みが、学長ガバナンス下において適切に機能しているかを引き続き確認し、教職員が一体となって大学全体の自己点検・評価と改善に参画する方策を検討する。また、「重点課題と取り組み方針計画発表会・達成報告会」においては、PDCAのうち、CとAの可視化に取り組む。また、年度初めには学長と各部局長等が方針について擦り合わせを行うことで、より適切なPDCAのサイクルを目指す。

### 【基準5の自己評価】

内部質保証の組織体制については、学長が中心となって、学内・学園・外部の3つの自己点検・評価体制を整えている。学内で取り組む重点課題と取り組み方針発表会／報告会は各部局長が主体となって課題の抽出と方針の策定、その取り組みに対する結果を報告することによって責任体制を明確化し、内部質保証体制を整えている。

学長の諮問機関として設置される外部評価委員会による自己点検・評価が行われるとともに、この結果は学長によって戦略会議に報告され、意見を求めるとともに、副学長、各学部長、研究科長、事務局長に共有され、関係部局で内部質保証に活用するとともに、教育研究年報及び外部評価委員会の意見は大学ホームページに公開し、社会に公表している。

学園全体で取り組む計画推進会議と、計画推進会議の点検・評価の報告は、学長によって協議会に報告され、各学部や部局長に共有され、関係部局で必要な改善につなげることで、内部質保証に活用している。

これらのことから、本学は「基準5. 内部質保証」について基準を満たしている。

IV. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的は、「星城大学学則第1条 目的」に記載され、「星城大学基本理念と使命・目的等」として、規程に準じる重要文書として整備し、規程集に掲載している。	1-1
第 85 条	○	学部・学科の設置については「星城大学学則第 3 条」に経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科を設置することを規定している。	1-2
第 87 条	○	経営学部、リハビリテーション学部の修業年限については、「星城大学学則第 4 条 修業年限及び在学年限」に規定している。留学生別科の修業年限については、「星城大学留学生別科規程第 6 条」に規定している。 ②に該当する課程は存在しない。	3-1
第 88 条	○	「星城大学再入学・編入学規程第 4 条以降」に編入学について規定している。	3-1
第 89 条	○	「3 年以上の在学」で卒業を認める制度はなく、「星城大学学則第 1 条 目的」に規定しているように 4 年以上の在学としている。	3-1
第 90 条	○	「星城大学学則第 9 条 入学の資格」に入学することができる者を規定している。 ②には該当しない。	2-1
第 92 条	○	「星城大学学則第 39 条 職員組織」、「星城大学管理運営及び教育研究支援組織等規程」、「教育職員選考基準」に規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	「星城大学学則第 43 条 教授会」及び「星城大学教授会規程」で教授会について定め、開催している。	4-1
第 104 条	○	「星城大学学則第 30 条 学位の授与」、「星城大学大学院学則第 36 条 学位の授与」に規定している。	3-1
第 105 条	○	「星城大学学則第 46 条 科目等履修生、聴講生、研究員及び研究生」、「星城大学科目等履修生規程」、「星城大学聴講生規程」、「星城大学学部研究生規程」、「星城大学学部研究員規程」に規定している。科目等履修生に対しては、「星城大学科目等履修生規程第 9 条 単位」に従い、単位を与えることができる。	3-1
第 108 条	—	短期大学ではないため、該当しない。	2-1
第 109 条	○	「星城大学学則第 2 条 自己評価等」に基づき毎年、自己点検・評価を実施している。平成 27(2015)年度には公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受けて、それらの結果はホームページ	6-2

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		で公表している。	
第 113 条	○	「星城大学学則第 2 条 自己評価等」に、教育活動状況に関する自己点検・評価の実施、公表について規定し、これに従って、ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	「星城大学学則第 39 条 職員組織」、「星城大学事務局規程」の規定し従って実施している。	4-1 4-3
第 122 条	○	「星城大学再入学・編入学規程第 1 条 目的」に規定している。	2-1
第 132 条	○	「星城大学再入学・編入学規程第 1 条 目的」に規定している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	「星城大学学則第 4 条 修業年限及び在学年限」、「同第 5 条 学年」、「同第 6 条 学期」、「同第 7 条 学事日程」、「同第 3 条 学部学科及び学生定員」、「同第 22 条 教育課程及び授業科目」、「同第 23 条 授業期間」、「同第 26 条 学修の評価」、「同第 28 条 卒業等の要件」、「同第 39 条 職員組織」、「同第 8 条～第 12 条 入学関連」、「同第 19 条 退学」、「同第 20 条 転学」、「同第 17 条 休学」、「同第 29 条 卒業」、「同第 32 条～第 38 条 授業料関連」、「同第 48 条、第 49 条 表彰、罰則」に規定している。  「寄宿舎」については、現在使用していない。  ②通信制の課程を置く高等学校ではないため、該当しない。 ③特別支援学校ではないため、該当しない。	3-1 3-2
第 24 条		本条の規定に基づき、学生の学習及び健康の状況を記録した書類の作成等を行っている。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	「星城大学学則第 49 条 罰則」に規定し、「星城大学懲戒委員会規程」に従って運用している。	4-1
第 28 条	○	各担当部署において適正に管理している。	3-2
第 143 条	○	「星城大学学則第 43 条 教授会」に規定し、「星城大学教授会規程」に従って各種委員会等を設置している。  各種委員会の議決をもって教授会の議決とする規定はない。	4-1
第 146 条	○	科目等履修生、特別の課程履修生に対して修得した単位を、星城大学に入学した後に修得したとみなす制度はない。	3-1
第 147 条	○	学校教育法第八十九条が定める 3 年以上の在学で卒業を認定する制度はない。	3-1
第 148 条	○	学校教育法第 87 条に定める「特別の専門事項を教授研究する学部、	3-1

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		夜間において授業を行う学部」はない。	
第 149 条	○	学校教育法第 89 条が定める 3 年以上の在学で卒業を認定する制度はない。	3-1
第 150 条	○	「星城大学学則第 9 条 入学の資格」に規定している。	2-1
第 151 条	—	早期入学制度はない。	2-1
第 152 条	—	早期入学制度はない。	2-1
第 153 条	—	早期入学制度はない。	2-1
第 154 条	—	早期入学制度はない。	2-1
第 161 条	○	編入学については、「星城大学学則第 15 条 再入学・編入学」、「星城大学再入学・編入学規程第 1 条 目的」に規定している。	2-1
第 162 条	○	「星城大学交換留学生制度規程」において 6 カ月以上 1 年以内の受入れは行っているが、転入学としての受入れは行っていない。	2-1
第 163 条	○	「星城大学学則第 6 条 学期」に規定している。 ②「星城大学学則第 8 条 入学の時期、第 29 条 卒業」に規定している。	3-2
第 163 条の 2	○	「星城大学科目等履修生規程第 9 条 単位」に従って、単位を与えることができるとしている。	3-1
第 164 条	—	該当しない。(特別な課程はない)	3-1
第 165 条の 2	○	「星城大学基本理念と使命・目的等」として、規程に準じる重要文書として整備し、規程集に掲載している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「星城大学学則第 2 条 自己評価等」に基づき毎年、自己点検・評価を実施している。平成 27(2015)年度には公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受けて、それらの結果はホームページで公表している。	6-2
第 172 条の 2	○	「星城大学学則第 2 条 自己評価等」「教育研究年報(自己点検・評価)」、ホームページにて公表している。 2 専門職大学、専門職大学院を設置していないため、該当しない。 3 「星城大学大学院学則第 3 5 条 修了、第 3 6 条 学位の授与」、「星城大学大学院健康支援学研究科修士課程 学位規程」に規定している。 4 ホームページ等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「星城大学学則第 3 0 条 学位の授与」に規定している。	3-1
第 178 条	○	「星城大学再入学・編入学規程第 1 条 目的」に、専修学校専門課程を修了した者の編入学について規定している。また、「同第 4 条 入	2-1

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		学の許可」に編入する年次について規定している。	
第 186 条	—	「専修学校」ではないため、該当しない。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法、大学設置基準、その他の法令等に従っている。	6-2 6-3
第 2 条	○	「星城大学基本理念と使命・目的等」として、規程に準じる重要文書として整備し、規程集に掲載している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜は文部科学省の入学者選抜要項に則り、入試委員会及び入試広報課が中心となり全学体制で適正に実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	「星城大学学則第 3 9 条 職員組織」に規定している。	2-2
第 3 条	○	「星城大学学則第 3 条 学部学科及び学生定員」に経営学部、リハビリテーション学部を設けることを規定している。	1-2
第 4 条	○	「星城大学学則第 3 条 学部学科及び学生定員」に経営学部経営学科、リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法学専攻、同作業療法学専攻を設けることを規定している。	1-2
第 5 条	○	経営学部には教職課程を設けている。	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本組織は設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	「星城大学学則第 8 章(職員組織)」及び「星城大学管理運営及び教育研究支援組織等規程」に基づき、教育研究上の目的の達成に必要な教員を置き、適切な教員組織を編成している。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目については、シラバス等に示す通り、適切に担当教員を配置し開講している。実習については補助を設けている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	実務経験を有する教員が教育課程の編成について関与し、責任を担うようにしている。	3-2
第 11 条	○	学長を除き、該当する教員はいない。	3-2 4-2
第 12 条	○	本学の専任教員は、本学に限り専任教員となり、専ら本学において教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	「認証評価共通基礎データ共通様式 1」の通り、大学設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	「星城大学学長選考規程」に従って選考している。	4-1
第 14 条	○	「教育職員選考基準第 2 条」に規定している。	3-2

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
			4-2
第 15 条	○	「教育職員選考基準第 3 条」に規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「教育職員選考基準第 4 条」に規定している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「教育職員選考基準第 5 条」に規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	「教育職員選考基準第 6 条」に規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	「星城大学学則第 3 条 学部学科及び学生定員」に規定し遂行している。 昼夜開講制、外国に学部等を設置していない。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成にあたっては、カリキュラム・ポリシーに従い「星城大学学則別表」、「学生生活のしおり」、「シラバス」に分野、科目、体系等を示している。	3-2
第 19 条の 2	—	「連携開設科目」は存在しない。	3-2
第 20 条	○	「星城大学学則別表」、「学生生活のしおり」、「シラバス」に示している。	3-2
第 21 条	○	「星城大学学則第 2 4 条 単位の計算方法」に規定している。	3-1
第 22 条	○	「星城大学学則第 2 3 条 授業期間」に規定している。	3-2
第 23 条	○	「星城大学学則第 6 条 学期」、「同第 2 4 条 単位の計算方法」に従い、「シラバス」、「学事暦」に示している。	3-2
第 24 条	○	一の授業科目について同時に授業を行う学生数については、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して設定している。	2-5
第 25 条	○	授業は、「星城大学学則第 5 章 教育課程及び履修方法」に示す講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。実習、実技等については、教室以外の場所でも実施している。 外国における履修については「星城大学経営学部海外留学教育プログラム規程」に従って実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	「シラバス」、「学事暦」等で一年間の授業の計画を示している。 2 「星城大学学則」、「定期試験規程」、「進級・卒業規程」に定めるとともに、「シラバス」、「学生生活のしおり」等に明示し、本基準に従って評価している。	3-1
第 25 条の 3	○	「星城大学委員会設置規程第 9 条 協議会統括委員会」に定める教務委員会の所掌業務として「FD 及び教育の改善に関すること」、「FD	3-2 3-3

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		に関わる研究会の実施に関すること」を実施している。 「星城大学大学院健康支援学研究科 FD 委員会規程」に従って実施している。	4-2
第 26 条	—	昼夜開講制を取っていない。	3-2
第 27 条	○	「星城大学学則」、「定期試験規程」に従って単位を与えている。	3-1
第 27 条の 2	○	「履修登録規程」に従って実施している。	3-2
第 27 条の 3	—	「連携開設科目」は存在しない。	3-1
第 28 条	○	「星城大学学則第15条 再入学・編入学」、「再入学・編入学規程」、「星城大学既修得単位等認定規程」により、教育上有益と認めるときは、他大学等で修得した単位を、60 単位を限度として、卒業要件として認めている。	3-1
第 29 条	○	「星城大学既修得単位等認定規程」に従って実施している。	3-1
第 30 条	○	「星城大学既修得単位等認定規程」に従って実施している。	3-1
第 30 条の 2	○	「星城大学学則第 5 6 条 長期履修学生」、「星城大学長期履修学生規程」に従って実施している。	3-2
第 31 条	○	「星城大学学則第 4 6 条 科目等履修生、聴講生、研究員及び研究生」、「星城大学科目等履修生規程」に従って実施している。	3-1 3-2
第 32 条	○	「星城大学学則第 2 8 条・第 2 9 条 卒業、別表」に定めて実施している。 2 医学又は歯学に関する学科は設置していない。 3 薬学に関する学科は設置していない。 4 獣医学に関する学科は設置していない。 5 専門職学科ではないため該当しない。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	「認証評価共通基礎データ共通様式 1」の通り、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	校舎と同一敷地内（東海キャンパス内）に運動場を設けている。 丸の内キャンパスにおいては、近隣にスポーツ施設が存在する。	2-5
第 36 条	○	エビデンス集（データ編）に示す通り、専用の設備を備えている。	2-5
第 37 条	○	「エビデンス集（データ編） 認証評価共通基礎データ様式 1」に示す通り要件を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	「エビデンス集（データ編） 認証評価共通基礎データ様式 1」に示す通り、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	「エビデンス集（データ編） 認証評価共通基礎データ様式 1、表 2-11、12」に示す通り要件を満たしている。	2-5
第 39 条	—	ここに示された学部学科が存在しないため、該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部学科を設置していないため該当しない。	2-5

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 40 条	○	学部学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	東海キャンパス、丸の内キャンパスのそれぞれに、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を整備している。	2-5
第 40 条の 3	○	教育環境の整備については、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科は、当大学の教育研究上の目的にふさわしい名称となっている。	1-1
第 41 条	○	「星城大学学則第 3 9 条 職員組織」に事務組織の設置について規定している。事務局の詳細については「星城大学事務局規程」に規定している。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を行うために、学修支援課、キャリア支援課、学生相談室、医務室を設置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	「運営実施体制」に示す組織をもって、組織間の連携を図っている。	2-3
第 42 条の 3	○	本学 SD 研修、及び外部機関が実施する研修等に参加し、職員の能力及び資質を向上させている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	本学には経営学部、リハビリテーション学部の両学部にわたる教育課程を配置していないため該当しない。	3-2
第 43 条	—	本学は他大学との共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-2
第 44 条	—	本学は他大学との共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 45 条	—	本学は他大学との共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 46 条	—	本学は他大学との共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	本学は他大学との共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 48 条	—	本学は他大学との共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 49 条	—	本学は他大学との共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	本学は工学に関する学部を設置していないため該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	本学は工学に関する学部を設置していないため該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	本学は工学に関する学部を設置していないため該当しない。	4-2
第 57 条	—	本学は外国に学部、学科その他の組織を設けていないため該当しない。	1-2
第 58 条	—	本学は学部を置くことなく大学院を置く大学ではないため該当しない。	2-5
第 60 条	—	本学は段階的な整備を必要としていないため該当しない。	2-5 3-2 4-2

星城大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	「星城大学学則第 3 0 条 学位の授与」に規定している。	3-1
第 10 条	○	「星城大学学則第 3 0 条 学位の授与」に従って専攻分野の名称を付記している。	3-1
第 10 条の 2	—	本学は他大学との共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 13 条	○	「星城大学学則第 5 章 教育課程及び履修方法」の各条項に単位の授与、学修の評価を、「同第 6 章 卒業等」に卒業要件等を規定している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 3 条 目的」に規定し、遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与を禁止し、遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	本学事務室および学校法人ホームページに掲出し、閲覧できるようにしている。	5-1
第 35 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 5 条 役員」に規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 6 条 学園長、第 7 条 理事の選任、第 1 1 条 監事の選任及び職務」に規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 1 5 条 理事会」に規定し、遵守している。	5-2
第 37 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 8 条 理事長の職務、第 9 条 理事の代表権の制限、第 1 0 条 理事長職務の代理及び代行、第 1 1 条 監事の選任及び職務」に規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 7 条 理事の選任、第 1 1 条 監事の選任及び職務、第 1 4 条 役員解任及び退任」に規定し、遵守している。	5-2
第 39 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 1 1 条 監事の選任及び職務」に規定し、遵守している。	5-2
第 40 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 1 3 条 役員補充」に規定し、遵守している。	5-2
第 41 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 2 0 条 評議員会」に規定し、遵守している。	5-3
第 42 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 2 2 条 諮問事項」に規定し、遵守している。	5-3

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 43 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 2 3 条 評議員会の意見具申等」に規定し、遵守している。	5-3
第 44 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 2 4 条 評議員の選任」に規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 1 8 条 責任の免除、第 1 9 条 責任限定契約」に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 1 8 条 責任の免除、第 1 9 条 責任限定契約」に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 1 8 条 責任の免除、第 1 9 条 責任限定契約」に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 1 8 条 責任の免除、第 1 9 条 責任限定契約」に規定している。	5-2 5-3
第 45 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 4 4 条 寄附行為の変更」に規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 3 3 条及び第 3 4 条」に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「学校法人名古屋石田学園経理規程第 5 8 条 決算の確定」に規定している。	5-3
第 47 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 3 7 条 情報の公表」の規定に従い公表している。	5-1
第 48 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 3 8 条 役員の報酬」に規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 4 0 条 会計年度」に規定しているとおおり、会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。	5-1
第 63 条の 2	○	「学校法人名古屋石田学園寄附行為第 3 7 条 情報の公表」の規定に従い公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	「星城大学大学院学則第 1 条 目的」に規定している。 ②本大学院は専門職大学院ではない。	1-1
第 100 条	○	「星城大学大学院学則第 4 条 研究科、専攻及び学生定員」に規定	1-2

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		している。	
第 102 条	○	「星城大学大学院学則第 1 1 条 研究科入学の資格」に規定している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	「星城大学大学院学則第 1 1 条 研究科入学の資格（2）」に規定している。	2-1
第 156 条	○	「星城大学大学院学則第 1 1 条 研究科入学の資格」に規定している。	2-1
第 157 条	—	早期入学の制度は無いため該当しない。	2-1
第 158 条	—	早期入学の制度は無いため該当しない。	2-1
第 159 条	—	早期入学の制度は無いため該当しない。	2-1
第 160 条	—	早期入学の制度は無いため該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法、大学院設置基準、その他の法令等に従っている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	「星城大学大学院学則第 1 条 目的」に規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者選抜は文部科学省の入学者選抜要項に則り、入試委員会及び入試広報課が中心となり全学体制で適正に実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	「星城大学大学院学則第 4 4 条 職員組織」に規定している。	2-2
第 2 条	○	「星城大学大学院学則第 5 条 課程」に規定している。	1-2
第 2 条の 2	—	本大学院は、専ら夜間において教育を行う大学院ではないため該当しない。	1-2
第 3 条	○	「星城大学大学院学則第 1 条 目的」、「同第 3 6 条 修了」に規定している。	1-2
第 4 条	—	本大学院は博士課程を設置していないため該当しない。	1-2
第 5 条	○	「星城大学大学院学則第 4 4 条 職員組織」に規定している。	1-2
第 6 条	○	「星城大学大学院学則第 5 条 課程」に規定する通り修士課程とし、「同第 4 条 研究科、専攻及び学生定員」に規定する通り、健康支援学研究科 健康支援学専攻を置く。	1-2
第 7 条	○	本学には、「星城大学学則第 3 条 学部学科及び学生定員」に示すリ	1-2

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		ハビリテーション学部 リハビリテーション学科を設置し、大学院との適切な連携を図る。	
第7条の2	—	本大学院には複数の大学が協力して研究を行う研究科は設置していないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	本大学院には研究科以外の組織を設置していないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	「星城大学大学院学則第44条 職員組織」に規定している。 人数、配置等については、「認証評価共通基礎データ様式1」に示している。	3-2 4-2
第9条	○	人数、配置等については、「認証評価共通基礎データ様式1」に示している。	3-2 4-2
第10条	○	定員については「星城大学大学院学則第4条 研究科、専攻及び学生定員」に規定している。	2-1
第11条	○	「星城大学大学院学則第24条 教育課程の編成方針」に規定している。	3-2
第12条	○	「星城大学大学院学則第26条 教育方法」に規定している。	2-2 3-2
第13条	○	「認証評価共通基礎データ様式1」に示した教員が研究指導を行っている。	2-2 3-2
第14条	○	教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行っている。	3-2
第14条の2	○	「シラバス」、「学事暦」等で一年間の授業の計画を示している。 2 「星城大学大学院学則」、「シラバス」、「学生生活のしおり」等に明示し、本基準に従って評価している。	3-1
第14条の3	○	「星城大学大学院学則第45条 研究科委員会」及び「星城大学大学院健康支援学研究科FD委員会規程」に従い実施している。	3-2 3-3 4-2
第15条	○	本条で準用する大学設置基準については次のとおりである。 第21条 各授業科目の単位数については「星城大学大学院学則第29条 単位の計算方法」に規定している。 第22条 授業期間については「星城大学大学院学則第28条 授業期間」に規定している。 第23条 学期及び期間については「星城大学大学院学則第8条 学期」及び「同第29条 単位の計算方法」に従い、「シラバス」、「学	2-2 2-5 3-1 3-2

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		<p>事暦」等に示している。</p> <p>第24条 一の授業科目について同時に授業を行う学生数については、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して設定している。</p> <p>第25条 授業は、「星城大学大学院学則第5章 教育課程及び履修方法」に示す講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。実習、実技等については、教室以外の場所でも実施している。</p> <p>外国における履修は実施していない。</p> <p>第27条 単位の授与については、「星城大学大学院学則第30条 単位の授与」に従って実施している。</p> <p>第28条第一項 他の大学院において履修した単位については、「星城大学大学院学則第33条 他の大学院における授業科目の履修等」の規定に従って実施している。</p> <p>第30条第一項 入学前に大学院で履修した単位については、「星城大学大学院学則第34条 入学前の既修得単位の認定」に従って実施している。</p> <p>第30条の2 長期履修制度については、「星城大学大学院健康支援学研究科修士課程 長期履修制度に関する規程」に規定し、実施している。</p> <p>第31条 科目等履修生については、「星城大学大学院研究科科目等履修生規程」に規定し、実施している。</p>	
第16条	○	「星城大学大学院学則第35条 修了」に規定している。	3-1
第17条	—	本大学院には博士課程がないため該当しない。	3-1
第19条	○	本大学院には、教育研究に必要な専用の講義室を備えている。研究室、実験・実習室、演習室等については教育研究に支障のない範囲で学部と共用している。	2-5
第20条	○	健康支援学研究科の教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具を備えている。	2-5
第21条	○	本大学院は健康支援学に関連する図書、学術雑誌等の資料、教育研究上必要な資料を系統的に整理し備えている。	2-5
第22条	○	星城大学リハビリテーション学部の施設及び設備を共用している。	2-5
第22条の2	○	東海キャンパス、丸の内キャンパスのそれぞれに、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を整備している。	2-5
第22条の3	○	教育研究環境の整備については、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第22条の4	○	研究科及び専攻は、本大学院の教育研究上の目的にふさわしい名称	1-1

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		となっている。	
第 23 条	—	本大学院は独立大学院ではないため該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	本大学院は独立大学院ではないため該当しない。	2-5
第 25 条	—	本大学院は通信教育を行っていないため該当しない。	3-2
第 26 条	—	本大学院は通信教育を行っていないため該当しない。	3-2
第 27 条	—	本大学院は通信教育を行っていないため該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	本大学院は通信教育を行っていないため該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	本大学院は通信教育を行っていないため該当しない。	2-5
第 30 条	—	本大学院は通信教育を行っていないため該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	本大学院は 1 つの研究科のみであるため該当しない。	3-2
第 31 条	—	本大学院は共同教育課程を設けていないため該当しない。	3-2
第 32 条	—	本大学院は共同教育課程を設けていないため該当しない。	3-1
第 33 条	—	本大学院は共同教育課程を設けていないため該当しない。	3-1
第 34 条	—	本大学院は共同教育課程を設けていないため該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	本大学院は工学を専攻する研究科を設けていないため該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	本大学院は工学を専攻する研究科を設けていないため該当しない。	4-2
第 42 条	○	「星城大学大学院学則第 4 4 条 職員組織」に規定している。	4-1 4-3
第 42 条の 2	—	本大学院は修士課程のみであるため該当しない。	2-3
第 42 条の 3	○	「星城大学大学院学則第 7 章 検定料、入学金、授業料その他の費用」に明記するとともに、募集要項、ホームページ等で案内している。	2-4
第 43 条	○	「星城大学大学院学則第 4 5 条 研究科委員会」及び「星城大学大学院健康支援学研究所 FD 委員会規程」に従い実施している。	4-3
第 45 条	—	本大学院は外国に研究科を設置していないため該当しない。	1-2
第 46 条	—	新たに設置する計画は無く、該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当無し

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	6-2

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
			6-3
第 2 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	1-2
第 3 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 4 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-2 4-2
第 5 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-2 4-2
第 6 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-2
第 6 条の 2	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-2
第 6 条の 3	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-2
第 7 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	2-5
第 8 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	2-2 3-2
第 9 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	2-2 3-2
第 10 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 11 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-2 3-3 4-2
第 12 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-2
第 12 条の 2	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 13 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 14 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 15 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 16 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 17 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	2-1
第 20 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	2-1
第 21 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 22 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 23 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 24 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 25 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 26 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 28 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 29 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 30 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 31 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-2
第 32 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-2
第 33 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 34 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	3-1
第 42 条	—	本学は、専門職大学院を設置していないため該当しない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	「星城大学大学院学則第 3 6 条 学位の授与」に従って実施している。 2 博士課程が無いため、該当しない。	3-1
第 4 条	—	博士課程が無いため、該当しない。	3-1
第 5 条	○	修士の学位審査については、「星城大学大学院学則第 3 5 条 修了」の規定に従って実施している。	3-1
第 12 条	—	博士課程が無いため、該当しない。	3-1

大学通信教育設置基準 該当無し

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	本学は、通信教育の課程を設置していないため該当しない。	6-2 6-3
第 2 条	—	本学は、通信教育の課程を設置していないため該当しない。	3-2
第 3 条	—	本学は、通信教育の課程を設置していないため該当しない。	2-2 3-2

星城大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第4条	—	本学は、通信教育の課程を設置していないため該当しない。	3-2
第5条	—	本学は、通信教育の課程を設置していないため該当しない。	3-1
第6条	—	本学は、通信教育の課程を設置していないため該当しない。	3-1
第7条	—	本学は、通信教育の課程を設置していないため該当しない。	3-1
第9条	—	本学は、通信教育の課程を設置していないため該当しない。	3-2 4-2
第10条	—	本学は、通信教育の課程を設置していないため該当しない。	2-5
第11条	—	本学は、通信教育の課程を設置していないため該当しない。	2-5
第12条	—	本学は、通信教育の課程を設置していないため該当しない。	2-2 3-2
第13条	—	本学は、通信教育の課程を設置していないため該当しない。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## V. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

### エビデンス集（資料編）一覧

#### 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	・学校法人名古屋石田学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	・2024 年度 星城大学大学案内 ・星城大学大学院 2024 年度 大学院案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	・星城大学学則 ・星城大学大学院学則 ・星城大学留学生別科規程	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	・2024 年度星城大学募集要項 ・2024 年度大学院募集要項 ・2024 年度 星城大学 留学生別科募集要項（国内在住者）	

星城大学

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023 年度 星城大学 留学生別科募集要項 (春学期海外提携校 語学学校)</li> <li>・2023 年度 星城大学 留学生別科募集要項 (春学期海外提携校 高校・大学)</li> <li>・2023 年度 第 1 回 星城大学 留学生別科 (春学期) 募集要項 (海外現地入試)</li> <li>・2023 年度 第 2 回 星城大学 留学生別科 (春学期) 募集要項 (海外現地入試)</li> <li>・2023 年度 星城大学 留学生別科 募集要項 (秋学期 海外提携校 語学学校)</li> <li>・2023 年度 星城大学 留学生別科 募集要項 (秋学期 海外提携校 高校・大学) 英語翻訳付</li> <li>・2023 年度 星城大学 留学生別科 募集要項 (秋学期 海外提携校 海外現地入試)</li> </ul>	
【資料 F-5】	学生便覧 ①星城大学経営学部学生生活のしおり 2023 年度版 ②星城大学リハビリテーション学部学生生活のしおり 2023 年度版 ③星城大学大学院健康支援学研究科 2023 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書 ・第 5 次中期経営計画(大学)	
【資料 F-7】	事業報告書 ・計画進捗会議資料	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど ①星城大学ホームページ(交通アクセス・アクセスマップ) ②星城大学ホームページ(学内案内図・キャンパスマップ) ③学生生活のしおり(キャンパス案内図)	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧及び規程集 (電子データ) ・学校法人石田学園(規程集目次) ・星城大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料 ・学校法人名古屋石田学園役員一覧 ・学校法人名古屋石田学園理事会・評議員会 開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去 5 年間) 及び監事監査報告書 (過去 5 年間) ・事業活動収支内訳表 (過去 5 年間) ・貸借対照表 (過去 5 年間) ・監査報告書 (過去 5 年間)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス (電子データ) ①2023 年度シラバス(経営学部) ②2023 年度シラバス(リハビリテーション学部) ③2023 年度シラバス(留学生別科) ④2023 年度シラバス(大学院健康支援学研究科)	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと) ①星城大学基本理念と使命・目的等(経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科) ②星城大学大学院健康支援学研究科の使命・目的等	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの) なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの) 指摘事項改善計画	

星城大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	星城大学学則、星城大学の基本理念と使命・目的等	【資料 F-3】【資料 F-13】 抜粋
【資料 1-1-2】	星城大学大学院学則、星城大学大学院健康支援学研究所の使命・目的等	【資料 F-3】【資料 F-13】 抜粋
【資料 1-1-3】	星城大学留学生別科規程	【資料 F-3】 抜粋
【資料 1-1-4】	星城大学ホームページ（大学案内＞理念と教育方針） （経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、大学院）	
【資料 1-1-5】	明日ニ延スナ（抜粋）	
【資料 1-1-6】	星城大学ホームページ（学長からのメッセージ）	
【資料 1-1-7】	学生生活のしおり（学長あいさつ）	
【資料 1-1-8】	シラバス（経営自分づくりセミナー I）	
【資料 1-1-9】	星城大学ホームページ（自分づくり支援）	
【資料 1-1-10】	星城大学ホームページ（自分づくりセンター）	
【資料 1-1-11】	星城大学ホームページ（大学案内＞特色、図書館・各種センター）	
【資料 1-1-12】	2024 年度 星城大学大学案内、星城大学大学院 2024 年度 大学院案内	【資料 F-2】 と同じ
【資料 1-1-13】	第 5 次中期経営計画	【資料 F-6】 と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	祈明日	
【資料 1-2-2】	星城大学学則、星城大学の基本理念と使命・目的等	【資料 F-3】【資料 F-13】 抜粋
【資料 1-2-3】	星城大学大学院学則、星城大学大学院健康支援学研究所の使命・目的等	【資料 F-3】【資料 F-13】 抜粋
【資料 1-2-4】	星城大学留学生別科規程	【資料 F-3】 抜粋
【資料 1-2-5】	星城大学ホームページ（大学案内＞理念と教育方針） （経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、大学院）	【資料 1-1-4】 と同じ
【資料 1-2-6】	学校法人名古屋石田学園ホームページ（建学の精神）	
【資料 1-2-7】	学園報	
【資料 1-2-8】	2024 年度 星城大学大学案内、星城大学大学院 2024 年度 大学院案内	【資料 F-2】 と同じ
【資料 1-2-9】	第 5 次中期経営計画	【資料 F-6】 と同じ
【資料 1-2-10】	星城大学ホームページ（経営学部＞学び分野紹介）	【資料 1-1-4】 抜粋
【資料 1-2-11】	2023 年度経営学部研究教育分野の体制図	
【資料 1-2-12】	2023 経営学部新カリキュラム履修系統図	
【資料 1-2-13】	2024 星城大学経営学部ゼミナールガイドブック	
【資料 1-2-14】	星城大学ホームページ（リハビリテーション学部）	【資料 1-1-4】 抜粋
【資料 1-2-15】	星城大学ホームページ（留学生別科＞留学生別科について）	【資料 1-1-4】 抜粋
【資料 1-2-16】	星城大学ホームページ（大学院＞健康支援学研究所について）	【資料 1-1-4】 抜粋

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2024 年度 星城大学大学案内、星城大学大学院 2024 年度 大学院案内	【資料 F-2】 と同じ
【資料 2-1-2】	2024 年度星城大学募集要項、2024 年度大学院募集要項	【資料 F-4】 と同じ

星城大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 2-1-3】	星城大学 基本理念と使命・目的等	【資料 F-13】 抜粋
【資料 2-1-4】	星城大学大学院健康支援学研究科の使命・目的等	【資料 F-13】 抜粋
【資料 2-1-5】	星城大学ホームページ（経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、大学院）	【資料 1-1-4】 と同じ
【資料 2-1-6】	学生生活のしおり（経営学部、リハビリテーション学部）、学生便覧（大学院）	【資料 F-5】 と同じ
<b>2-2. 学修支援</b>		
【資料 2-2-1】	星城大学委員会設置規程（教務委員会）、 星城大学大学院健康支援学研究科教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	星城大学事務局規程	
【資料 2-2-3】	規程新設及び改訂 戦略会議議事録	
【資料 2-2-4】	2023 年度前期・後期オリエンテーション資料	
【資料 2-2-5】	履修登録注意事項（前期・後期）	
【資料 2-2-6】	履修登録確認表（例）	
【資料 2-2-7】	成績確認_経営学部教務委員会議事録・リハ学部教務委員会議事録	
【資料 2-2-8】	Active Academy Advance 修学ポートフォリオ 指導記録	
【資料 2-2-9】	星城大学秋季保護者教育懇談会次第	
【資料 2-2-10】	大学院情報交換会案内	
【資料 2-2-11】	星城大学障がい有する等配慮を必要とする学生への支援に関する規程	
【資料 2-2-12】	健康調査票（様式）	
【資料 2-2-13】	星城大学相談室規程	
【資料 2-2-14】	配慮が必要な学生一覧	
【資料 2-2-15】	シラバス（例）	
【資料 2-2-16】	星城大学授業補助講師に関する規程	
【資料 2-2-17】	ティーチング・アシスタント規程、同規程細則	
【資料 2-2-18】	2023 年度 前期・後期 TA 一覧	
【資料 2-2-19】	休学・復学・退学経緯報告書	
【資料 2-2-20】	出欠状況報告書	
【資料 2-2-21】	両専攻会議議事録	
<b>2-3. キャリア支援</b>		
【資料 2-3-1】	シラバス：キャリアサポートⅠ・Ⅱ シラバス	
【資料 2-3-2】	シラバス：キャリアサポートⅠ・Ⅱ（外国人留学生）シラバス	
【資料 2-3-3】	シラバス：インターンシップ	
【資料 2-3-4】	シラバス：ビジネス日本語Ⅰ・Ⅱ	
【資料 2-3-5】	学外実習の手引き 2023 年度（理学療法学専攻）	
【資料 2-3-6】	学外実習の手引き 2023 年度（作業療法学専攻）	
【資料 2-3-7】	公務員合同説明会案内	
【資料 2-3-8】	学内業界研究会案内	
【資料 2-3-9】	グループディスカッション・集団面接練習会（経営学部） グループディスカッション・集団面接練習会（リハ学部）	
【資料 2-3-10】	就職活動支援セミナー（経営学部） 就職活動支援セミナー（リハ学部）	
【資料 2-3-11】	小論文対策セミナー 卒業生の声セミナー	
【資料 2-3-12】	MOS（Power Point・Excel）講座	
【資料 2-3-13】	しごとに役立つ 25 資格・検定講座	

星城大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 2-3-14】	就職実績人数と就職率	
【資料 2-3-15】	キャリアデザイン シラバス	
【資料 2-3-16】	キャリアデザイン留学生 シラバス	
【資料 2-3-17】	TOEIC 読解 シラバス	
【資料 2-3-18】	TOEIC 読解 M-1 シラバス	
【資料 2-3-19】	TOEIC 聴解 シラバス	
【資料 2-3-20】	TOEIC 文法 シラバス	
<b>2-4. 学生サービス</b>		
【資料 2-4-1】	学生生活のしおり	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-4-2】	2023 年度前期・後期オリエンテーション資料	
【資料 2-4-3】	学生修学記録	
【資料 2-4-4】	星城大学奨学金規程	
【資料 2-4-5】	学生会則	
【資料 2-4-6】	2023 年度学生会費予算分配表	
【資料 2-4-7】	2023 年クラブ・サークル部長監督名簿	
【資料 2-4-8】	2023 年度第 1 回～第 3 回クラブ会議資料	
【資料 2-4-9】	2023 年度指定強化クラブ指導者会議議題書・出席者名簿	
【資料 2-4-10】	2023 年度ボランティア募集情報一覧	
【資料 2-4-11】	2023 年度学長と学生との懇談会 出席学生対象アンケート	
【資料 2-4-12】	2023 年度学生相談室面接総数	
【資料 2-4-13】	2023 年度医務室利用者数（月別）	
【資料 2-4-14】	2023 年度留学生ハンドブック	
【資料 2-4-15】	令和 5 年における教育機関の選定結果について（名古屋出入国在留管理局留学審査部門）	
【資料 2-4-16】	2023 年度前期・後期 留学生ガイダンス資料	
【資料 2-4-17】	国際留学生会館 2023 年春期・秋期入居者募集要項	
【資料 2-4-18】	共立メンテナンス寮パンフレット	
【資料 2-4-19】	私費外国人留学生経済支援奨学金規程	
【資料 2-4-20】	私費外国人留学生成績優秀者奨学金規程	
【資料 2-4-21】	2023 年度新入学留学生歓迎会 事業報告書	
【資料 2-4-22】	2023 年度 国際交流バス旅行参加者レポート集計	
【資料 2-4-23】	2023 年度東海市国際交流会主催「zoom でたのしむたぶんか交流」、「外国人県民による多文化共生日本語スピーチコンテスト」HP 原稿	
【資料 2-4-24】	2023 年度台湾・真理大学の学生と交流会 HP 原稿	
【資料 2-4-25】	2022 年度第 9 回国際センター運営委員会議事録	
【資料 2-4-26】	学生相談室／ハラスメント相談窓口のご案内	
【資料 2-4-27】	星城大学ハラスメント学内対応方針について	
<b>2-5. 学修環境の整備</b>		
【資料 2-5-1】	星城大学施設管理規程	
【資料 2-5-2】	星城大学ホームページ（アクセスマップ、学内案内図）	【資料 F-8】 と同じ
【資料 2-5-3】	学生生活のしおり（星城大学 キャンパス案内図）	【資料 F-8】 と同じ
【資料 2-5-4】	SECC 教職員配置・星城大学ホームページ（クラブ・サークル紹介、ニュース）	
【資料 2-5-5】	星城大学ホームページ（e-University）	
【資料 2-5-6】	大学ネットワーク概要、キャンパスネットワーク構成全体、ネットワーク基本設計書	
【資料 2-5-7】	星城大学ホームページ（図書館）	

星城大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 2-5-8】	星城大学障がい有する等配慮を必要とする学生への支援に関する規程	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 2-5-9】	星城大学ホームページ(障がい有する等配慮を必要とする学生への修学支援)	
【資料 2-5-10】	学生生活のしおり(経営学部、リハビリテーション学部)	
【資料 2-5-11】	2023 年度担任一覧	
【資料 2-5-12】	2023 年度開講科目の履修者数一覧	
<b>2-6. 学生の意見・要望への対応</b>		
【資料 2-6-1】	シラバス(例)	【資料 2-2-12】と同じ
【資料 2-6-2】	Microsoft365UserSetupManual2023	
【資料 2-6-3】	teams 画像	
【資料 2-6-4】	「学生生活のしおり」事務手続き	
【資料 2-6-5】	学生アンケートによる意見・要望の把握 (学生生活実態調査、授業評価アンケート、学修成果アンケート)	【資料 F-5】抜粋
【資料 2-6-6】	学生生活アンケート(学生生活実態調査)への回答について	
【資料 2-6-7】	2023 年度担任一覧、学生生活のしおり(自分づくりセンター)、星城大学ホームページ(自分づくり支援)	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-6-8】	学生個人面談の実施記録	
【資料 2-6-9】	学生便覧・大学院アンケート	
【資料 2-6-10】	学生相談室(SCC)面接総数	【資料 2-4-12】と同じ
【資料 2-6-11】	医務室利用者数	【資料 2-4-13】と同じ
【資料 2-6-12】	奨学金説明会資料	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b>		
【資料 3-1-1】	2024 年度 星城大学大学案内、星城大学大学院 2024 年度 大学院案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-2】	募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 3-1-3】	星城大学 基本理念と使命・目的等 星城大学大学院健康支援学研究科の使命・目的等	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-4】	星城大学ホームページ(大学案内>理念と教育方針)	【資料 1-1-4】抜粋
【資料 3-1-5】	星城大学ホームページ(経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、大学院健康支援学研究科)	【資料 1-1-4】抜粋
【資料 3-1-6】	学生生活のしおり、学生便覧(経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、大学院健康支援学研究科)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-7】	2023 経営学部卒業論文発表会	
【資料 3-1-8】	オリエンテーション資料	
【資料 3-1-9】	2023 年度シラバス(経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、健康支援学研究科)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-10】	卒業進級判定拡大教授会議事録	
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	2024 年度 星城大学大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-2】	2024 年度星城大学募集要項、2024 年度大学院募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 3-2-3】	星城大学 基本理念と使命・目的等 星城大学大学院健康支援学研究科の使命・目的等	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-4】	星城大学ホームページ(大学案内>理念と教育方針)	【資料 1-1-4】抜粋

星城大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 3-2-5】	星城大学ホームページ（経営学部、リハビリテーション学部、留学生別科、大学院健康支援学研究所）	【資料 1-1-4】 抜粋
【資料 3-2-6】	学生生活のしおり、学生便覧（経営学部、リハビリテーション学部、大学院健康支援学研究所）	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-7】	カリキュラムツリー（経営学部、リハビリテーション学部、大学院健康支援学研究所）	
【資料 3-2-8】	2023 年度シラバス	【資料 F-12】 と同じ
【資料 3-2-9】	自分づくりゼミ運営委員会議事録	
【資料 3-2-10】	星城大学学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 3-2-11】	星城大学留学生別科規程	【資料 F-3】 と同じ
【資料 3-2-12】	2023 年度第 1 回・2 回 F D 教育改善検討会議	
【資料 3-2-13】	2023 年度シラバス作成要領	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	2023 年度シラバス	【資料 3-2-8】 抜粋
【資料 3-3-2】	経営学部カリキュラムツリー	
【資料 3-3-3】	経営学部履修系統図	【資料 1-2-12】 と同じ
【資料 3-3-4】	2023 年度第 8 回丸の内運営委員会議事録	
【資料 3-3-5】	2023 年度第 11 回経営学部 学部会議資料 99-5	
【資料 3-3-6】	卒業論文主査・副査一覧	
【資料 3-3-7】	卒業論文発表会次第	
【資料 3-3-8】	2023 年度学修成果アンケート及び就職活動アンケート	
【資料 3-3-9】	第 59 回理学療法士国家試験及び第 59 回作業療法士国家試験の合格発表について	
【資料 3-3-10】	星城大学ホームページ（修士論文題目一覧）	
【資料 3-3-11】	「自分づくりゼミ」・「総合基礎演習アンケート」	
【資料 3-3-12】	2023 年度授業評価アンケート	
【資料 3-3-13】	大学院健康支援額研究科の教育活動に関する検討会議	

**基準 4. 教員・職員**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	星城大学委員会設置規程	
【資料 4-1-2】	星城大学学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 4-1-3】	星城大学戦略会議規程	
【資料 4-1-4】	星城大学協議会規程	
【資料 4-1-5】	星城大学教授会規程、研究科委員会規程	
【資料 4-1-6】	星城大学学長室規程	
【資料 4-1-7】	星城大学事務局規程	【資料 2-2-2】 と同じ
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 4-2-1】	星城大学教育職員の任期に関する規程、教育職員選考基準、教育職員昇任基準	
【資料 4-2-2】	星城大学再任評価規程、星城大学再任評価基準	
【資料 4-2-3】	星城大学委員会設置規程	【資料 4-1-1】 と同じ
【資料 4-2-4】	令和 5 年度人事委員会議事録	
【資料 4-2-5】	第 5 次中期経営計画	【資料 F-6】 と同じ
【資料 4-2-6】	2023 年度第 1 回・2 回 F D 教育改善検討会議	【資料 3-2-12】 と同じ
<b>4-3. 職員の研修</b>		

星城大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 4-3-1】	第 5 次中期経営計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 4-3-2】	令和 5 年(2023 年)度重点課題と取組み方針計画発表会/達成報告会資料	
【資料 4-3-3】	2023 年度 SD 研修会	
<b>4-4. 研究支援</b>		
【資料 4-4-1】	星城大学研究推進要綱	
【資料 4-4-2】	2023 年度元気創造研究センター「2024 年度科研費申請手続き」、「不正防止に対する取組み」に関する説明動画 視聴のお願い	
【資料 4-4-3】	星城大学研究倫理綱領	
【資料 4-4-4】	星城大学における人を対象とする研究に関する倫理規程	
【資料 4-4-5】	動物を対象とする研究に関する倫理規程	
【資料 4-4-6】	星城大学における人および動物を対象としない研究に関する倫理規程	
【資料 4-4-7】	星城大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-8】	人を対象とする研究倫理専門委員会規程	
【資料 4-4-9】	動物を対象とする研究倫理専門委員会規程	
【資料 4-4-10】	2023 年度 倫理審査案件一覧	
【資料 4-4-11】	2023 年度 第 12 回 研究倫理委員会 議事録	
【資料 4-4-12】	2023 年度学部研究費・奨学寄附金助成研究 計画	
【資料 4-4-13】	2023 年度学部研究費・奨学寄附金助成研究 報告	
【資料 4-4-14】	星城大学大学院研究奨励費規程	
【資料 4-4-15】	星城大学元気創造研究センター助成金 2023 年度研究助成公募要項	
【資料 4-4-16】	星城大学元気創造研究センター 研究スタートアップ助成金 2023 年度公募要項	

基準 5. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>5-1. 内部質保証の組織体制</b>		
【資料 5-1-1】	星城大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-2】	星城大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-3】	星城大学委員会設置規程	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-1-4】	星城大学外部評価委員会規程	
<b>5-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
【資料 5-2-1】	星城大学外部評価委員会規程	【資料 5-1-4】と同じ
【資料 5-2-2】	星城大学ホームページ(大学評価)	
【資料 5-2-3】	外部評価委員会実施の記録	
【資料 5-2-4】	計画推進会議実施の記録	
【資料 5-2-5】	重点課題と取組み方針計画発表会・達成報告会の記録	【資料 4-3-2】と同じ
【資料 5-2-6】	自己点検評価報告書の記録	
【資料 5-2-7】	令和 4 年度 大学機関別認証評価の結果について (通知)	
【資料 5-2-8】	星城大学委員会設置規程	【資料 4-1-1】と同じ